

第3次 みやこ町総合計画 2021~2025

第3次



みやこ町

元気で安心



総合計画



人と自然が輝く

みやこ町



福岡県みやこ町



令和3年6月





ごあいさつ

本町は、平成18年3月に3町が合併し、みやこ町として町制を施行しました。平成28年3月には、第2次となる総合計画を策定し、まちの将来像である「わたしたちが未来を創り 人と自然が輝きつづける みやこ町」の実現に向けた施策を推進してきました。

合併から15年が経過した現在、新型コロナウイルスの感染拡大、経験したことの無い大雨、少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題の顕在化などとともに、社会構造は大きな転換期を迎えています。

また、少子高齢化に起因する人口減少が社会的な問題となっており、人口減少や、地域経済の縮小を克服するため、令和2年3月に第2期みやこ町まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定しました。

こうした社会潮流の変化や本町の地域特性を踏まえ、第2次総合計画との継続性に配慮しつつ、新たなにぎわいづくりを進めるとともに、持続可能なまちづくりや地域経営の指針として、今後10年間を見据え5年間のまちづくりの方向性を示した「第3次みやこ町総合計画」を策定しました。

なお、近年多発する自然災害に対する備えとして「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年12月11日法律第95号)」に基づき、「みやこ町国土強靱化地域計画」と一体的に策定しました。

この計画では、目標となるまちづくりの将来像を「元気で安心 人と自然が輝く みやこ町」と定め、その実現に向けて5つの基本目標を設定し、計画に掲げた取り組みを着実に実施することにより、住民の皆様がいつまでも元気で安心して暮らし、だれもが誇りを持ち、この町に住んで良かったと思えるような「日本一元気なまち」づくりを引き続き全力で進めてまいりたいと考えておりますので、今後なお一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後に、この計画の策定にあたり貴重なご意見をお寄せいただきました住民の皆様をはじめ、熱心にご審議いただきました総合計画審議会委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和3年6月

みやこ町長 井上 幸春



第1章 序論	5
1 計画策定の目的	6
2 計画期間と構成	7
3 みやこ町の概況	8
(1)沿革	8
(2)位置・面積	8
(3)地勢	8
(4)気候	9
4 時代の潮流とまちづくりの課題	10
(1)生涯現役社会の実現	10
(2)定住・移住促進・雇用の維持に向けた対応	10
(3)持続可能なまちづくりに向けた対応	11
(4)行財政運営の一層の効率化	12
第2章 基本構想	15
1 基本構想の目的	16
2 まちづくりの将来像	16
3 まちづくりの基本目標(施策の大綱)	17
4 目標人口	23
5 土地利用構想	24
第3章 基本計画	27
1 重点プロジェクト	28
(1)日本一元気なまちを実現する健康寿命延伸プロジェクト	28
(2)人がにぎわうまちを実現する関係人口・交流人口拡大プロジェクト	29
(3)経済が循環するまちを実現する拠点整備と幹線沿線発展プロジェクト	30
(4)地産地消のまちを実現する地域農業活性化プロジェクト	31
2 基本施策	33
(1)元気で安心して生活できるまちづくり	34
(2)自然と共生し、快適で住みよいまちづくり	44
(3)産業と交流が盛んな活気あるまちづくり	54
(4)夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり	64
(5)住民と行政がともに歩むまちづくり	74

第4章 みやこ町国土強靱化地域計画 85

1 計画策定の趣旨.....	86
2 計画の位置付け.....	86
3 策定体制.....	87
4 みやこ町の自然災害に関する特性.....	87
(1)風水害.....	87
(2)地震.....	88
5 地域強靱化の基本的な考え方.....	90
(1)地域強靱化の意義.....	90
(2)対象とする災害.....	90
(3)基本目標.....	90
(4)地域強靱化を推進する上での基本的な方針.....	91
6 みやこ町の強靱化の現状と課題(脆弱性評価).....	93
(1)脆弱性評価の考え方.....	93
(2)事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定.....	93
(3)施策分野の設定.....	93
(4)脆弱性の分析・評価の手順.....	95
(5)脆弱性評価結果.....	96
7 強靱化施策の推進方針.....	97
(1)施策推進に当たっての目標値の設定.....	97
(2)リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針.....	97
(3)施策分野ごとの強靱化施策の推進方針.....	108
8 計画推進の方策.....	111
(1)計画の推進体制.....	111
(2)計画の進捗管理と見直し.....	111

参考資料..... 113

1 第3次みやこ町総合計画の策定体制.....	114
(1)策定体制.....	114
(2)策定経過.....	115
(3)みやこ町総合計画審議会委員名簿.....	115
(4)みやこ町総合計画審議会への諮問.....	116
(5)みやこ町総合計画審議会からの答申.....	117
2 住民アンケート調査結果.....	118
(1)調査概要.....	118
(2)集計結果.....	118
3 住民ワークショップ結果について.....	127
(1)開催概要.....	127
(2)意見概要.....	127
4 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果.....	130



第3次みやこ町総合計画

第1章 序論

1	計画策定の目的	6
2	計画期間と構成	7
3	みやこ町の概況	8
4	時代の潮流とまちづくりの課題	10

計画策定の目的

本町は、2016年(平成28年)3月に今後10年を見据えた5年間のまちづくりの方向性を示す第2次総合計画(計画期間、2016年(平成28年)度から2020年(令和2年)度)を策定し、「わたしたちが未来を創り 人と自然が輝きつづける みやこ町」の将来像のもと、5つの基本目標と13の政策、38の施策項目に基づき、まちづくりを進めてきました。

第2次総合計画策定から5年が経過する中、本町を取り巻く社会・経済状況は、少子化・高齢化が進行する一方、SDGs^{※1}に代表される持続可能なまちづくりへの関心の高まりやSociety 5.0^{※2}の実現に向けた動きが活発になってきたものの、新型コロナウイルスに伴う「新たな生活様式」の要請により、地域経済やコミュニティ活動は大きく変化しています。また、頻発する集中豪雨による災害や、東日本大震災や熊本地震などの地震災害に対する備えとして、国土強靱化が求められています。

これらの状況の変化を踏まえ、新たな課題に的確に対応したまちづくりを進めるための指針として、「第3次みやこ町総合計画」(以下、本計画)を策定しました。

本計画は向こう5年間の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、各種行政計画の最上位計画としてまちづくりを支える総合的な行政運営の基本方針を示しています。

本計画の策定にあたっては、人口、経済、地域社会の課題に対して一体的に取り組む計画である「第2期みやこ町まち・ひと・しごと創生総合戦略(2020年(令和2年)3月策定)」(以下、「総合戦略」という。)の内容を反映しています。

また、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(2013年(平成25年)法律第95号)」に基づき、「みやこ町国土強靱化地域計画」(以下「強靱化地域計画」という。)と一体的に策定しました。

※1 SDGs: 2015年(平成27年)9月の国連サミットで採択された2030年(令和12年)までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール(目標)と169のターゲット(目標のために実現させること、取り組み)、232の指標から構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っている。

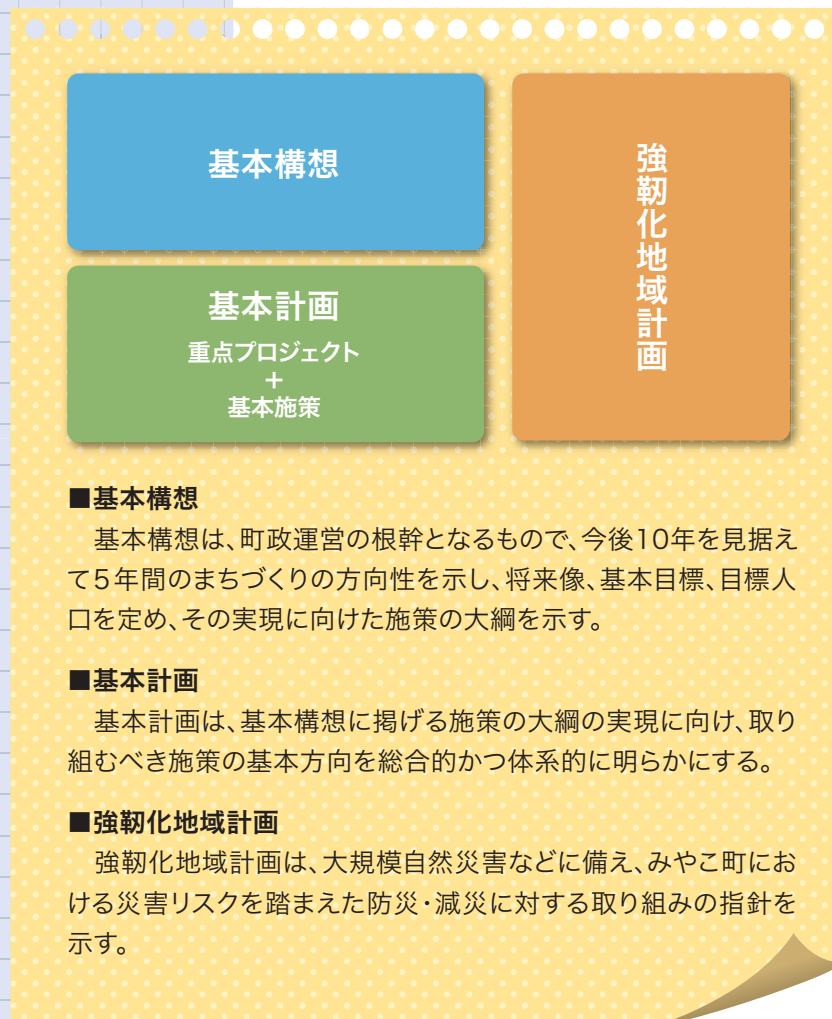
※2 Society5.0: AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿のこと。

本計画の計画期間は、2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間とします。

また、本計画の構成は、今後の10年間を見据えた5年間のまちづくりの方向性を示す基本構想と、基本構想の実現に向けて取り組む施策を取りまとめた基本計画及び、大規模自然災害などに備え、防災・減災に関する取り組みの指針となる強靱化地域計画の3部構成とします。

なお、本計画と合わせて、基本計画で掲げた重点プロジェクト、主要施策、主要事業を具体化し、事業を効果的に推進するために実施計画を定め、毎年度の予算編成の指針とします。

計画期間	2021年（令和3年）度から2025年（令和7年）度までの5年間
構成	『基本構想』・『基本計画』・『強靱化地域計画』の3部構成



(1)沿革

本町は、平尾台英彦山山系の山々から、豊前海に注ぐ河川の恵みを受けるとともに、旧豊前国8郡の中心地として、国府や国分寺が置かれ、政治・文化の中心地として、古くから交流・交易によって栄えた地域です。英彦山を中心に隆盛をきわめた山岳信仰は、人々の生活・文化・交流に大きな影響を与え、今でもその名残が地域の伝統文化に色濃く残されています。また本町域は、中世においては関東御家人の流れをくむ宇都宮一族の拠点であり、明治初年には小倉小笠原氏の藩庁が置かれるなど、豊前地域の政治・文化の中心地としての役割を担ってきました。

このように京築地域のほぼ中央部に位置する本町は、山や川といった自然資源を共有し、同じ文化を継承する地域として、一体性をもって発展し、道路網の整備によって、ますます交流・交易は盛んになってきました。そして、昭和の大合併で犀川町、勝山町、豊津町が形成され、それぞれ個々の地方自治体として、個性ある地域づくりを進めてきました。また、広域的な行政需要に対しては、文化を共有しているとの観点から、京築広域市町村圏事務組合を組織し、相互に連携、協力し、住民サービスの向上に努めてきました。

そのような中、少子高齢化の急激な進行や地方交付税の削減などによる財政状況の悪化、地方分権の進展、多様化・高度化する住民ニーズへの対応などの課題に対し、効率的な行財政運営を行うことによって、社会環境の変化に対応した質の高い行政サービスを提供できる魅力ある町を目指して、2006年(平成18年)3月20日に、犀川町、勝山町、豊津町の3町の新設合併によって、みやこ町が誕生しました。

(2)位置・面積

本町は、福岡県の北東部に位置しています。北東は行橋市に接し、北は北九州市、西は筑豊地域、南は大分県に接する総面積151.34km²の地域で、福岡県の総面積4,986.4km²の約3%を占めています。

(3)地勢

北は上矢山地区から徳永地区の町境にかけて北九州市および行橋市と接し、西は焼尾峠から大坂山を經由し障子ヶ岳を結ぶ稜線で田川郡添田町、赤村、香春町と接し、東は築上郡築上町、南は英彦山を分水嶺として大分県中津市に接した東西13.2km、南北28.4kmのクサビ型をした地形です。南側と北側の地域は急峻な山々に囲まれ、英彦山に源を発する今川・祓川、また北部から源流を発する長峽川が町内を貫流し周防灘へと注いでいます。

(4) 気候

本町は、福岡県の気象区分では瀬戸内海型気候に属し、比較的温暖であり、小雨、乾燥地域のほか、地震や大雪などの自然災害の少ない地域です。年間の平均気温は15℃、月平均降水量は150mm程度で、異常気象の年以外は概ね一定しています。南北に細長く南高北低の地形のため気温差は著しく、山間部では町の中心部と比較して4～5℃の差があります。



(1)生涯現役社会の実現

日本の高齢化率は上昇を続けており、2021年(令和3年)6月1日現在29.0%(総務省統計局人口推計2021年6月報)となっています。世界のどの国も経験したことのない超高齢社会に突入し、国立社会保障・人口問題研究所の推計(2017年(平成29年)推計)(以下「全国推計結果」という)によると、2050年(令和32年)には高齢化率は約4割に達するとされています。

本町の2020年(令和2年)1月1日現在の高齢化率は39.6%(総務省住民基本台帳年齢階級別人口)であり、福岡県平均27.2%、全国平均27.9%と比べても高く、福岡県内の市町村で5番目に高い値となっています。

一方、全国的には健康寿命が伸び、元気に活躍する場を求める高齢者が増大し、働けるうちはいつまでも働きたいという高齢者も多くなっています。国は、2017年(平成29年)に人生100年時代構想会議を設置し、2018年(平成30年)6月に「人づくり革命 基本構想」を取りまとめました。その中では、人生100年時代を見据え、意欲ある高齢者に働く場を準備するとしています。

本町では、「日本一元気なまち」を掲げ、健康寿命の延伸に取り組んでいます。この取り組みを継続するとともに、高齢者が生きがいをもって活躍できる生涯現役社会を構築していくことが重要です。

(2)定住・移住促進・雇用の維持に向けた対応

日本の総人口は2008年(平成20年)の約1億2,800万人を頂点として減少が始まり、全国推計結果によると、2025年(令和7年)には約1億2,200万人、2050年(令和32年)には約1億200万人になると見込まれています。

本町では、1950年(昭和25年)の29,493人を頂点とし、第2次ベビーブームの1980年代前半に26,000人を上回りましたが、その後は一貫して人口減少傾向にあります。2020年(令和2年)10月1日現在の人口は18,838人(令和2年国勢調査速報値)となっています。

人口減少は消費(需要)を縮小し、生産年齢人口(15歳~64歳)の減少は、雇用(供給)の不足をもたらし、地域へ新たな投資を呼び込む力を増やすことが一段と困難になります。

そのため、人口流出を防ぎ、人口構成に配慮しながら流入を増やすことが求められます。本町で暮らしてもらうためには、宅地造成や空き家バンクなど定住促進に向けた施策を進めることや、周辺自治体と連携した企業誘致や町内企業の育成など雇用の場の創出を図ることが重要です。また、安心して子どもを産み育てられるように、結婚から出産、子育てに至るまで切れ目ない支援を行うなど子育て環境の充実を図ることが重要です。

(3) 持続可能なまちづくりに向けた対応

少子高齢化による人口減少は、地域産業や地域コミュニティの担い手の不足、新しい世代の価値観や活力を吹き込む力の低下といった形で影響を及ぼしています。本町のように少子高齢化が先行している地域と、人口や経済機能が集積する都市地域との間では、文化・娯楽サービス活動やにぎわい、交流、さらに若年層の雇用の場といった観点から活力の格差がさらに拡大する恐れがあります。

一方で、IoT※1、ロボット、人工知能(AI)、ビッグデータ※2といった今後の社会に影響を及ぼす新たな技術の進展が進んでいます。Society5.0は、これら先端技術を「生活の質の向上」や社会的課題の解決につなげ、社会そのものの変革に取り組もうとするものであり、SDGs(持続可能な開発目標)の課題解決にもつながることが期待されています。

国は、SDGsについて「SDGsの推進が地方創生の実現に資する」との認識のもと、国の各種計画、戦略、方針の改定にあたって、SDGsの要素を最大限反映することを奨励するとともに、地方の取り組みを促進する施策を検討、実施していくとしています。

本町においても、持続可能なまちづくりのためにSociety5.0の実現を目指す取り組みや、SDGsの視点は、総合計画全体に関わることを前提として、計画に記載の施策を進めていくこととしています。

参考：SDGsの17のゴール



出典：国際連合広報センター(アクセス日：2020(令和2年)12月17日)

(https://www.unic.or.jp/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

※1 IoT: コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信したりすることで、自動認識や自動制御、遠隔計測などを行うこと。

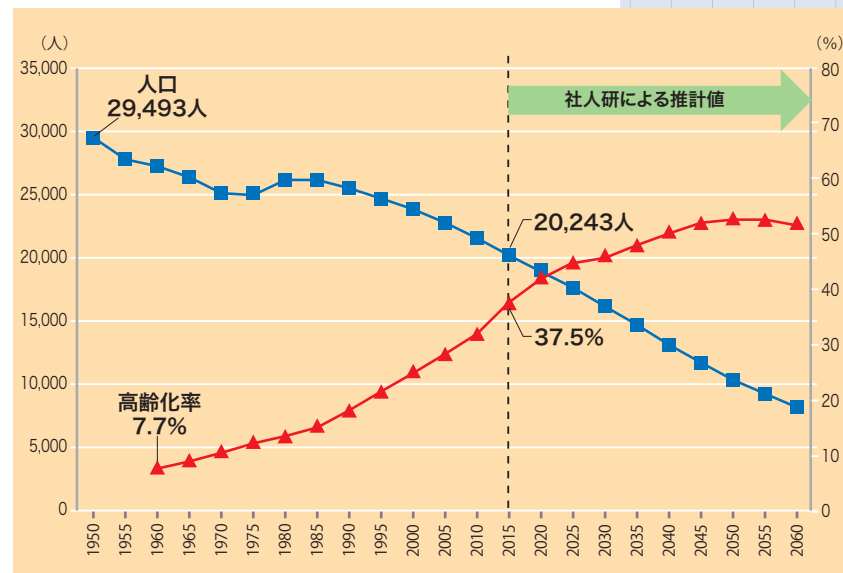
※2 ビッグデータ: スマートフォンなどを通じた位置情報や行動履歴、インターネットやテレビでの視聴・消費行動などに関する情報、また小型化したセンサーなどから得られる膨大なデータのこと。

(4) 行財政運営の一層の効率化

長期にわたる景気低迷による厳しい財政状況が続く中、過疎化、高齢化が進む自治体においては、住民の福祉を支える扶助費の増加、多様化する行政サービス需要の増大、さらに、道路や橋梁を含む公共施設の老朽化による維持管理費の増加に伴い、一層厳しい財政運営が求められます。

そのため、これまで以上に、施策・事業の選択と取捨を進め、財政状況を改善するとともに、民間活力の導入も含めて、効率的な行財政運営、まちづくりを進めていくことが重要です。

■本町の人口の推移と将来推計



出典：実績値：総務省「国勢調査」（1950年（昭和25年）～2015年（平成27年））、社人研による推計値：国立社会保障・人口問題研究所「将来人口推計」（2020年（令和2年）～2060年（令和42年））



第3次みやこ町総合計画

第2章 基本構想

1	基本構想の目的	16
2	まちづくりの将来像	16
3	まちづくりの基本目標（施策の大綱）	17
4	目標人口	23
5	土地利用構想	24

1

基本構想の目的

基本構想は、本町のまちづくりに対する将来像を示すとともに、その実現に向けての基本方針を明らかにするものです。これから進められる計画及び諸施策は、すべてこの基本構想に基づいて実施されます。

2

まちづくりの将来像

本町が、今後5年間で実現を目指す将来像を次のように定めます。

元気で安心 人と自然が輝く
みやこ町

まちづくりは、行政だけでできるものではありません。日本一元気なまち、そして、自然災害などからも安心して暮らすことができる環境を築くために、住民、企業をはじめ、NPOなどの組織・団体も含めて、お互いに連携した取り組みを進めます。そうすることで、元気で安心、人と自然が輝くみやこ町を目指します。



まちづくりの将来像の実現に向けて、「元気で安心して生活できるまちづくり」、「自然と共生し、快適で住みよいまちづくり」、「産業と交流が盛んな活気あるまちづくり」、「夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり」、「住民と行政がともに歩むまちづくり」の5つの基本目標を掲げ、施策を展開します。

基本目標

元気で安心して生活できるまちづくり

①生涯現役を推進する

誰もが生涯健康で自立した生活が送られるように、健康づくり、生きがいづくりを推進し、健康寿命の延伸を図ります。

②介護予防・介護サービスの充実を図る

要支援・要介護状態にならないように、介護予防に重点的に取り組みます。また、要支援・要介護状態になっても慣れ親しんだ地域、住まいで住み続けられるように、介護サービスを適切に提供します。

③みんなで支え合う仕組みをつくる

誰もが安全で、安心して生活ができるように、必要とする福祉サービスが受けられるようにするとともに、日頃の見守り活動や災害時の避難支援など、みんなで支え合う仕組みづくりを進めます。

④あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進する

すべての住民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力を発揮できる社会をつくるために、あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進するとともに、社会のあらゆる分野で男女が対等な構成員として参画するまちづくりを進めます。

⑤生活の安全・安心を確保する

災害や犯罪、交通事故などから未成年や高齢者を守るために、これまでの自治会などの地縁型組織だけでなく、企業やNPOなどの組織・団体とも連携し、消防・防災・防犯体制の充実を図ります。また、広域消費生活センターと連携し、消費生活に対する相談や学習機会を提供することで消費生活の安全を守ります。

基本目標

自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

①豊かな自然環境を守る

本町が誇る山、川、田園などの豊かな自然環境を守るために、住民主体の環境保全活動や循環型社会に向けた取り組みを推進します。また、開発行為を適正に誘導し調和のとれた土地利用を図ります。

②道路を整備する

地域間の時間距離短縮や沿線の開発などを図るために、日常生活や産業活動を支える幹線道路の整備促進や生活道路の整備を進めます。

③住環境を良くする

誰もが快適で安全に暮らすことができるように、公営住宅や上下水道施設の適正な管理を図り、豊かな自然に触れる憩いのある公園の整備・維持管理など住民ニーズに対応した住環境づくりを進めます。

④移住・定住を促進する

移住・定住を図るために、転入希望者や定住希望者のニーズに合った定住支援策を展開するとともに、町内で空き家が増加していることを踏まえ、空き家の活用を促進します。

⑤生活の利便性を向上する

住民の日々の買い物、医療など暮らしにおける利便性を維持・向上するために、整備済みの光通信網などの情報通信基盤の活用や、人工知能(AI)やICT※の新技术による公共交通サービスの充実を図ります。

※ ICT:「Information and Communication Technology(情報通信技術)」、通信技術を活用したコミュニケーションを指し、情報処理だけではなくインターネットのような通信技術を利用した産業やサービスなどの総称。

基本目標

産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

①農林業を振興する

本町の主要産業の1つである農業の活性化のために、担い手の育成・確保や収益性の高い品目の生産などを推進するとともに、Society5.0※の新技术による農業生産力の向上や鳥獣被害防止対策を進めます。また、森林を荒廃させない森林管理技術の導入などの荒廃森林対策を進めます。

②特産品を活かした魅力づくりを推進する

本町の農林産物の付加価値の向上を図るために、魅力ある特産品づくりを推進するとともに、販路拡大に取り組みます。

③商工業を振興する

雇用の場の維持・創出を図るために、商工業の振興や新たな事業・サービスの起業を目指す人材の育成、起業の支援など地域産業の振興を進めます。

④観光を振興する

広域からの集客や地域住民の活力創出を図るために、一般社団法人みやこ観光まちづくり協会と連携し、観光資源の情報発信や体験プログラムの企画・運営、観光客の受け入れ環境の整備を進めます。

あわせて、住民と観光客の双方が参加し、体験し、交流を深めることにより、互いを受け入れ、ともに新たな価値や魅力を創造するまちづくりを推進します。

⑤国際交流を推進する

国際化がますます進むなかで、様々な国の文化や価値観に対する理解や国際感覚をもった人材を育成するために、国際交流を推進します。

※Society5.0(再掲)：AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技术をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会の姿のこと。

基本目標

夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

①子育て支援の充実を図る

子どもの成長を支えるために、行政、地域、住民が一体となり、妊娠期から乳児期、幼児期、小学生、中学生の各ステージに対して切れ目なく支援する環境づくりを進めます。

②子どもの教育環境の充実を図る

複雑化・多様化する学校教育の課題や多岐にわたる教育ニーズに応えるために、学校再編やICT教育※の推進など子どもの教育環境を充実させるとともに、家庭の教育力の向上を図ります。

③社会教育の充実を図る

「いつでも、どこでも、だれでも、なんでも」学ぶことができる学習機会を提供するために、各種の講座・講演の内容の充実を図ります。

④スポーツの推進を図る

健康寿命の延伸に向けて、全世代の住民の体力づくりや交流の機会を提供するために、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図るとともに、施設や設備の適切な維持管理を進めます。

⑤地域文化の継承と振興を図る

地域文化の継承と振興を図るために、遺跡・文化財の保存や活用、文化財保持・継承団体への支援を行うとともに、文化芸術活動を推進します。

※ICT教育：パソコンやタブレット端末、インターネットなどの情報通信技術を活用した教育手法。

基本目標

住民と行政がともに歩むまちづくり

①住民と行政との協働を推進する

住民と行政との協働によるまちづくりを進めていくために、地域づくり人材の確保・育成を図るとともに、住民による主体的なまちづくり活動への参加を支援します。

②開かれた町政を推進する

住民の声が的確に反映される開かれた町政を推進するため、行政情報の積極的な公開や、住民の町政への参画機会の充実を図ります。

③効率的な行政運営を行う

多様化、高度化する住民ニーズに対応していくために、人事管理・研修機会の更なる充実や、公共施設の適正配置などを考慮した民間活力の導入の推進、周辺市町との広域行政による事務効率化の検討を進めます。

④健全な財政運営を行う

厳しい財政状況の中、健全な財政運営のために、中長期的な財政収支の見通しと数値目標を設定し、財政運営を行うとともに、経常経費のより一層の削減を進め、財政基盤の強化を図ります。

⑤公営企業の安定的な経営を推進する

公営企業の安定的な経営のために、適切で計画的な事業執行や施設の維持管理の効率化など経営健全化に向けた取り組みを進めます。

■施策の体系

将来像	将来像を実現するための基本目標	施策項目
元 気 で 安 心 人 と 自 然 が 輝 く み や こ 町	元気で安心して生活できるまちづくり	1 生涯現役を推進する 2 介護予防・介護サービスの充実を図る 3 みんなで支え合う仕組みをつくる 4 あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進する 5 生活の安全・安心を確保する
	自然と共生し、快適で住みよいまちづくり	6 豊かな自然環境を守る 7 道路を整備する 8 住環境を良くする 9 移住・定住を促進する 10 生活の利便性を向上する
	産業と交流が盛んな活気あるまちづくり	11 農林業を振興する 12 特産品を活かした魅力づくりを推進する 13 商工業を振興する 14 観光を振興する 15 国際交流を推進する
	夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり	16 子育て支援の充実を図る 17 子どもの教育環境の充実を図る 18 社会教育の充実を図る 19 スポーツの推進を図る 20 地域文化の継承と振興を図る
	住民と行政がともに歩むまちづくり	21 住民と行政との協働を推進する 22 開かれた町政を推進する 23 効率的な行政運営を行う 24 健全な財政運営を行う 25 公営企業の安定的な経営を推進する

本町では、「みやこ町人口ビジョン」において、出生率の上昇対策に早急に取り組むことで、2030年(令和12年)の合計特殊出生率1.87、2040年(令和22年)に2.07の実現を目指しています。

また、並行して転出の抑制、望ましい人口構成(子育て年齢層の充実)を考慮した転入の促進などの人口減少対策に取り組み、年間15～20世帯の転入超過により、2060年(令和42年)に人口15,000人を維持・確保することを目指しています。

人口の長期目標

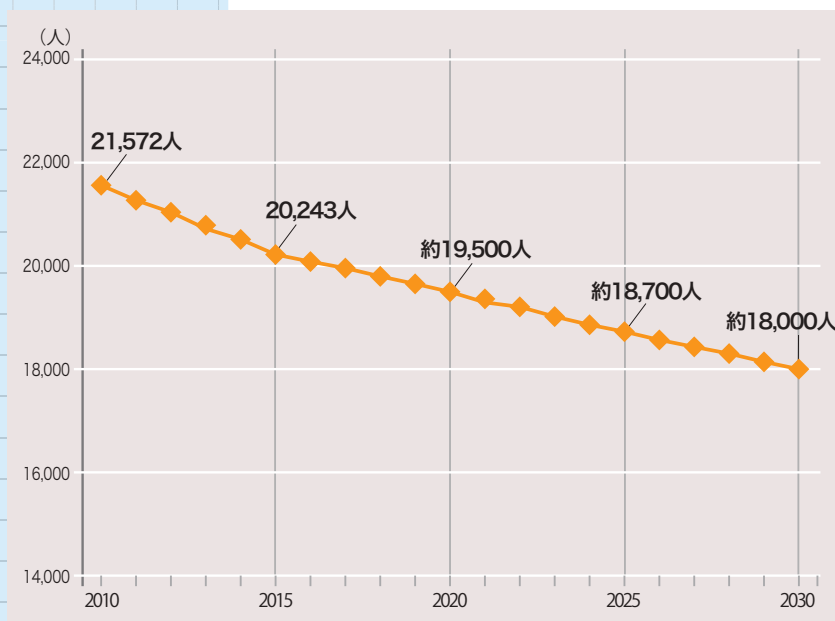
2060年(令和42年)に人口 15,000人程度を維持することを目指す

この長期目標に沿って、本計画の計画期間終了年度である2025年(令和7年)度の目標人口を、以下のとおりとします。

第3次総合計画期間中(2021～2025年度(令和3～7年度))の目標人口

2025年(令和7年)度に、18,700人程度を維持することを目指す

■第3次総合計画期間中の人口推移(目標値)



資料:「みやこ町人口ビジョン」を踏まえて、人口ビジョンで示された2015年(平成27年)から2060年(令和42年)までの5年毎の推計人口をもとに各年の人口を設定

本町の将来像の実現に向けて、地域の特色を活かし、それらが連携・補完し合うことによって、みやこ町全体が一体となってまちづくりを進めていく必要があります。

第2次総合計画では、上記を踏まえた土地利用構想を掲げました。その後、2019年(平成31年)3月に策定された「みやこ町都市計画マスタープラン」では、土地利用構想を踏まえた20年後の将来都市構造が設定されました。

そこで、第3次総合計画では、第2次総合計画の土地利用構想に都市計画マスタープランによる将来都市構造を加味した土地利用構想を基本とします。

● まちなか居住ゾーン

今後の住み替えや分家、転入者の居住地として誘導を図り、一定の密度を有したまとまりある市街地形成により、商業・文化・公共施設などの都市機能の集積と、まちなか居住の促進を図るゾーン

● 集落住居ゾーン

整備された農業基盤と交流の原資となる多様な生産・加工物を活かし、地域基幹産業の育成と機能の充実を図るゾーン

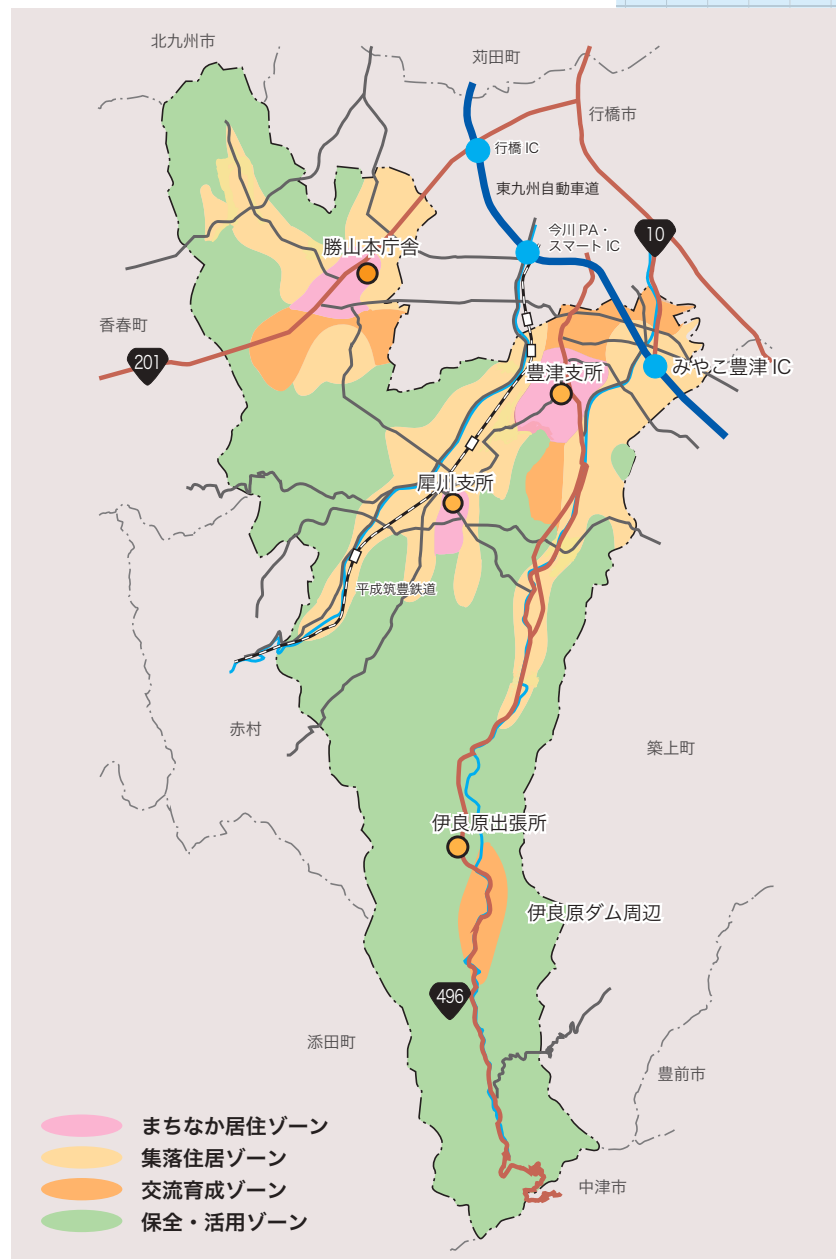
また、河川や山など豊かな自然に囲まれ、地域で支えあいながら、ゆとりある生活が営めるゾーン

● 交流育成ゾーン

地域固有の歴史・文化や非日常のレクリエーション基盤を活かし、内外の交流を促進するゾーン

● 保全・活用ゾーン

災害リスクに配慮しつつ、自然共生及び森林生産活力の象徴として保全するとともに、野外レクリエーションや「いやし空間」として活用を図るゾーン





第3次みやこ町総合計画

第3章 基本計画

- | | | |
|---|----------|----|
| 1 | 重点プロジェクト | 28 |
| 2 | 基本施策 | 33 |

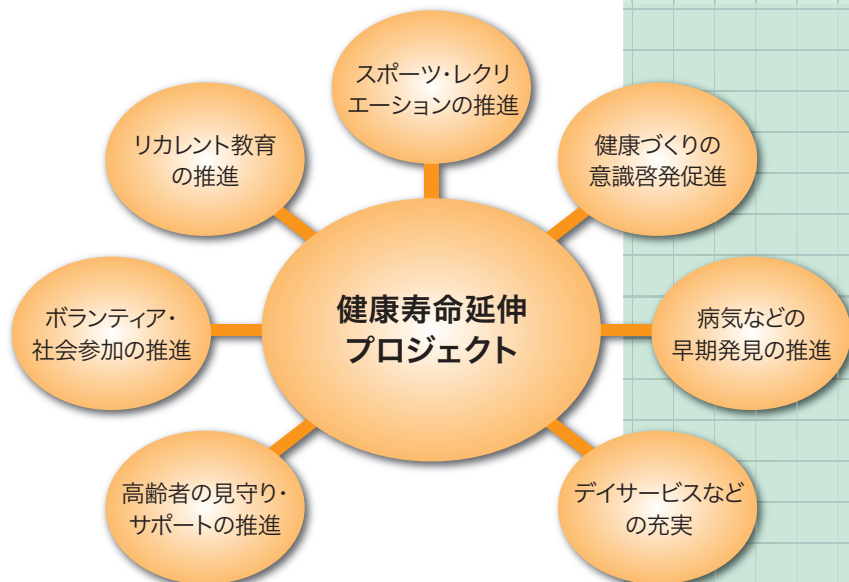
将来像を実現するためには、「施策の大綱」で定めた5つの基本目標に基づく各施策を着実に進めていく必要があります。

その中でも、今後5年間で特に戦略的・重点的に取り組む施策・事業を横断的な視点から整理し、「重点プロジェクト」として位置付けます。

(1)日本一元気なまちを実現する健康寿命延伸プロジェクト

日本は、健康寿命が世界一の長寿社会を迎えており、今後の更なる健康寿命の延伸が期待されています。こうした人生100年時代には、高齢者から若者まですべての人に活躍の場があり、すべての人が元気に活躍し続けられる社会、安心して暮らすことができる社会をつくる必要があります。

本町では「日本一元気なまち」を掲げており、生涯を通じ健康的な生活が送れるようにする環境づくりに取り組みます。これを実現するため、住民の生きがいがづくり(リカレント教育※、65歳以上の継続雇用、高齢者などの社会参加など)や健康づくり(運動機会の提供、各種検診の受診勧奨による生活習慣病の予防など)を推進し、健康寿命の延伸を図ります。



成果指標

※リカレント教育:社会の変化に対応していくため、教育は生涯にわたり続けていくことが重要であるということから、個人が必要とすれば教育機関に戻って学ぶことができる教育システム

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
健康づくり事業の参加率	19.0%	20.2%
要介護認定率	19.1%	20.6%

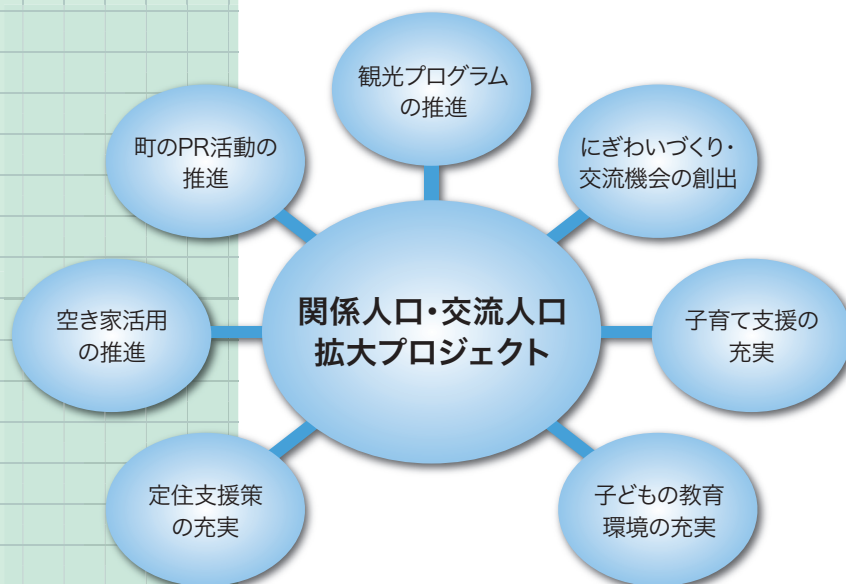
(2)人がにぎわうまちを実現する関係人口・交流人口拡大プロジェクト

日本の地方都市の多くは、人口減少・高齢化により、地域づくりの担い手不足、地域経済の活力低下という課題に直面しています。一方で、「若い世代が、地方移住へ高い関心を示している。」や「都市在住者の中でも、地方に縁のある者の方が地方に縁のない者より地方への移住を希望している。」との調査結果があります。

既に地域によっては若い世代を中心に、変化を生み出す人材が地域に関わり始めているところもあり、「関係人口」と呼ばれる地域外の人材が地域づくりの担い手となることが期待されています。

また、定住人口が減少する中で、観光客や二地域居住者など交流人口を拡大させることで人口減少の影響を緩和し、地域のにぎわいや経済活力を維持・拡大させることも重要となっています。

本町においても、関係人口、交流人口の拡大による担い手育成や、にぎわいづくり、交流機会の創出など、経済活力の拡大を図るため、町の認知度向上に向けた情報発信・PRや、観光まちづくり振興計画の提案プログラムなどを実施するとともに、定住人口の創出(空き家活用、定住支援、子育て支援、子どもの教育環境など)に向けて、町有地を活用した宅地などの整備に取り組みます。



成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
観光入込客数	1,096千人	1,200千人
ふるさと納税寄付件数(累計)	7,432人 (平成27年～令和元年)	16,300人 (令和3年～令和7年)

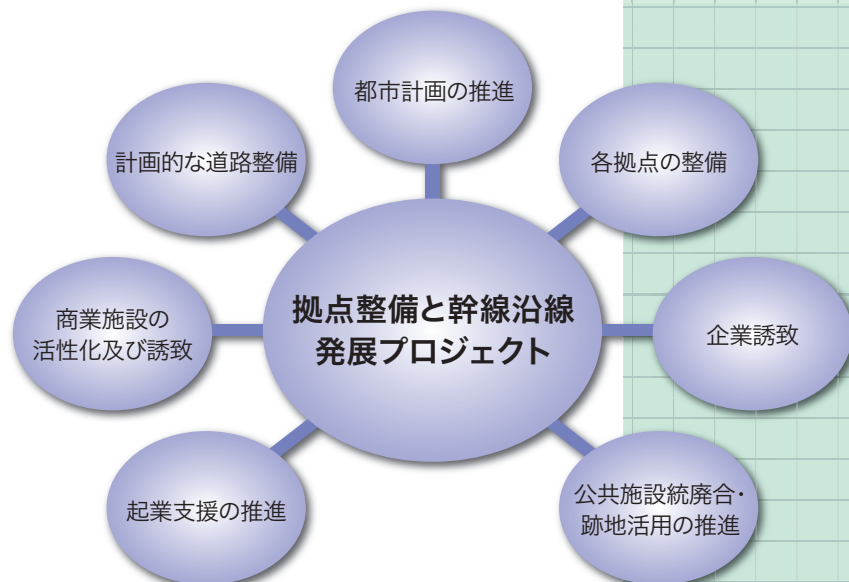
(3) 経済が循環するまちを実現する拠点整備と幹線沿線発展プロジェクト

国道201号は、福岡県北部を東西方向に横断し、九州道と東九州道を連結するとともに、物流拠点である博多港と苅田港などを結んでおり、北部九州全体の経済発展の一翼を担う重要な基幹道路です。また、全線を通して、平常時・災害時を問わない安定的な輸送の確保を目的とした「重要物流道路」としても指定されています。

しかし、飯塚市から香春町にかけてはバイパス化、拡幅整備が進んでいますが、本町の区間については、未だに路線決定されていない状況です。

本町のもう一つの幹線道路である国道496号は、伊良原ダム建設に伴い犀川地区の一部は整備されましたが、ダムの上流部である上伊良原から帆柱間は依然として道幅が狭く離合が困難です。また、豊津地区においては歩道整備の進捗は見られますが、依然として整備延長が少なく、地域の小中学生や高齢者の安全・安心な歩行の妨げとなっています。地元からは、安全で安心して通行できるように道路拡幅や歩道の新設の要望などがなされています。

以上のことから、地域の安全・安心の確保や企業立地・商業施設の誘致など経済に好循環をもたらす国道201号・496号の拡幅整備（バイパス化を含む）を関係機関と連携して促進するとともに、各拠点（勝山本庁舎周辺、豊津支所周辺、みやこ豊津IC周辺、犀川支所周辺、伊良原ダム・帆柱周辺）を整備し沿線開発を推進することで産業立地と地域活性化を図ります。



成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
町道の整備(累計)	32.5km (平成28年～令和元年)	20.0km (令和3年～令和7年)
社会増減数	△119人	43人
企業誘致件数(累計)	2社 (平成27年～令和元年)	2社 (令和3年～令和7年)

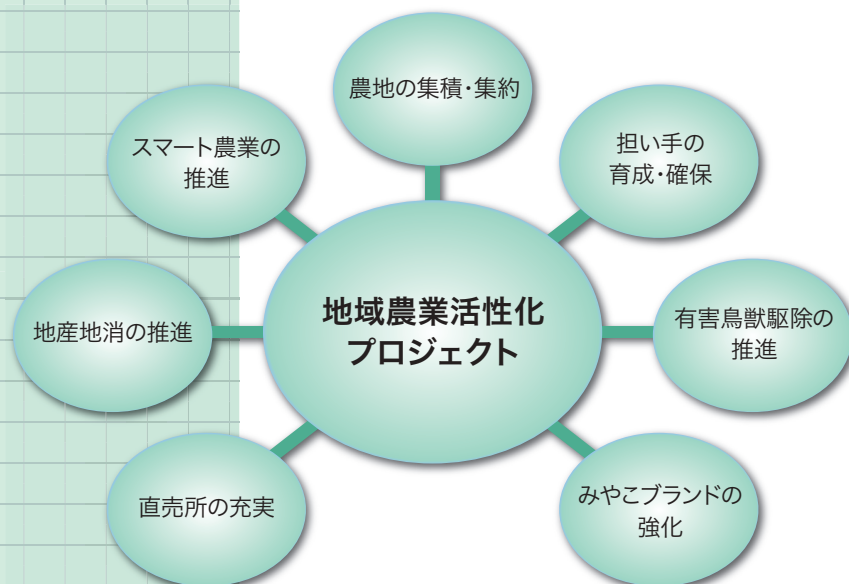
(4) 地産地消のまちを実現する地域農業活性化プロジェクト

本町にとって農業は主要産業の1つではありますが、農業を始める際の初期費用が嵩むことや、収入が不安定であることなどにより、若年層の新規就農人口は少なく、高齢化が進んでいます。その結果、後継者不足や労働力不足、そして耕作放棄地が増加しています。

これらの人材不足を補うために、関係機関が協力して新規就農研修生の受け入れや就農希望者の開拓など様々な取り組みが行われています。

近年は、若い新規就農希望者の増加や企業の農業参入による雇用増加など、農業への関心が高まっています。また、日本の高い技術を守り、品質の高い農業を続けるために、従来の農作業をICTやIoT、ロボット技術、さらにはAIなどを駆使することで自動化・省力化するスマート農業が注目をされています。

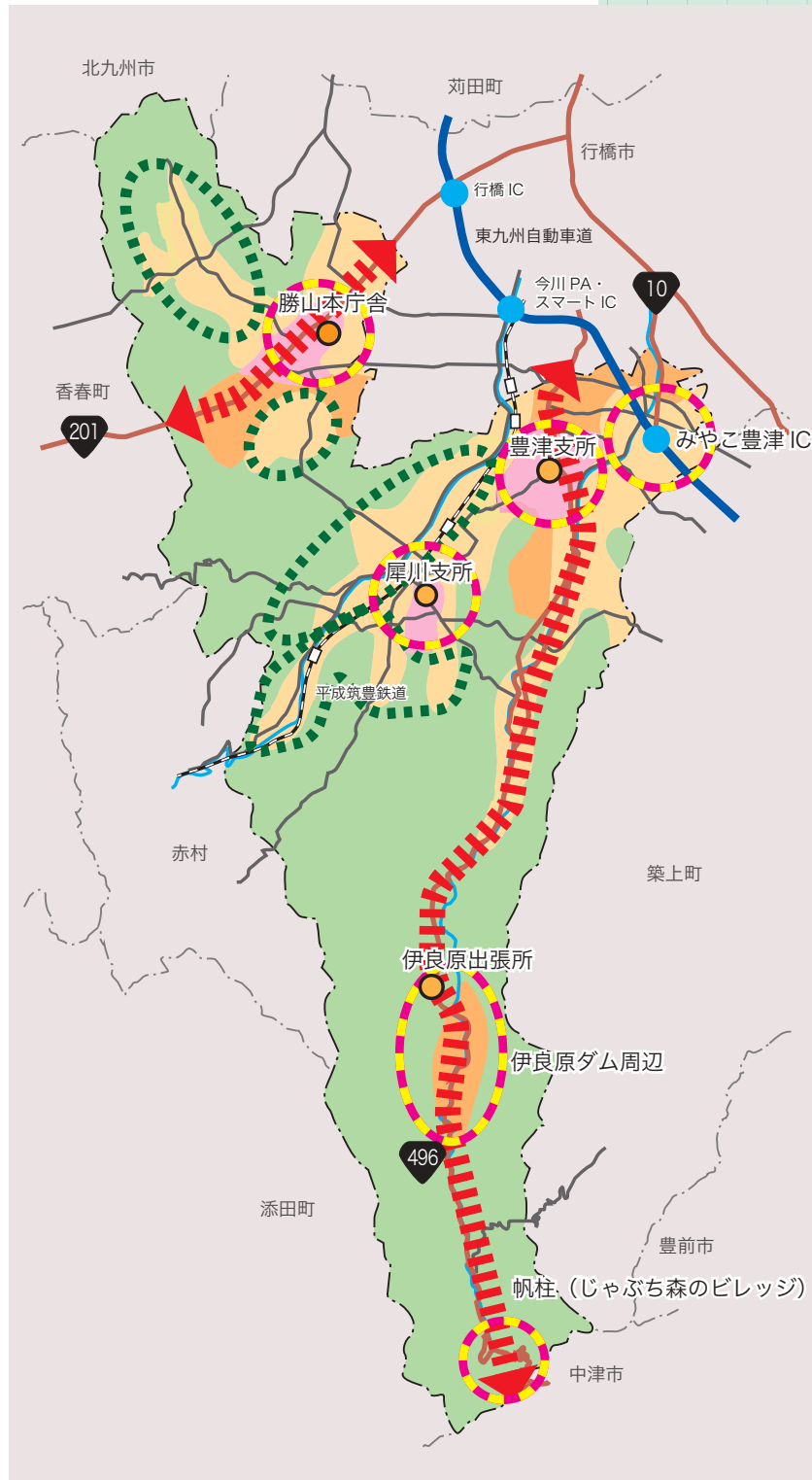
市場動向の変化に対応した稼ぐ農業を育成するため、スマート農業の展開を見据えながら、移住・定住施策と連携した担い手の育成・確保や農地の集積・集約などによる有効活用、農産品のブランド化の推進、地場農産物の消費拡大を図ります。



成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
新規就農者数(累計)	7人 (平成27年～令和元年)	7人 (令和3年～令和7年)
主要農林特産品の販売額	1.0億円	1.3億円

土地利用構想と重点プロジェクトの位置図



健康寿命延伸プロジェクトは町全域が対象

⇄ 拠点整備と幹線沿線発展プロジェクト

○ 関係人口・交流人口拡大プロジェクト

⊙ 地域農業活性化プロジェクト

まちなか居住ゾーン

集落住居ゾーン

交流育成ゾーン

保全・活用ゾーン

(1)元気で安心して生活できるまちづくり

施策1	生涯現役を推進する	34
施策2	介護予防・介護サービスの充実を図る	36
施策3	みんなで支え合う仕組みをつくる	38
施策4	あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進する	40
施策5	生活の安全・安心を確保する	42

(2)自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

施策6	豊かな自然環境を守る	44
施策7	道路を整備する	46
施策8	住環境を良くする	48
施策9	移住・定住を促進する	50
施策10	生活の利便性を向上する	52

(3)産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

施策11	農林業を振興する	54
施策12	特産品を活かした魅力づくりを推進する	56
施策13	商工業を振興する	58
施策14	観光を振興する	60
施策15	国際交流を推進する	62

(4)夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

施策16	子育て支援の充実を図る	64
施策17	子どもの教育環境の充実を図る	66
施策18	社会教育の充実を図る	68
施策19	スポーツの推進を図る	70
施策20	地域文化の継承と振興を図る	72

(5)住民と行政がともに歩むまちづくり

施策21	住民と行政との協働を推進する	74
施策22	開かれた町政を推進する	76
施策23	効率的な行政運営を行う	78
施策24	健全な財政運営を行う	80
施策25	公営企業の安定的な経営を推進する	82



施策
1

(1)元気で安心して生活できるまちづくり

生涯現役を推進する

現状と課題

- ・日本は、世界トップレベルの長寿社会となりましたが、「平均寿命」と「健康寿命」の差が広がることが問題となっています。本町においても、生涯現役を推進する上では、いかに健康を維持しながら人生を送るか、「健康寿命」を伸ばすかが課題となっています。
- ・健康寿命延伸のため健康や医療に関する情報を活用し、被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価などを行います。それにより、被保険者の健康の保持増進、疾病の予防及び早期発見などを積極的に促進し、被保険者のリスクに応じて対象者を絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチ^{※1}から重症化予防^{※2}まで網羅的に保健事業を進めていきます。
- ・また、退職後の団塊の世代の方には、今までに培った技術・経験を地域の様々な分野、場面で生かしていただくとともに、老人クラブ活動やシルバー人材センターなどを通じてご自身の仲間づくりや生きがいづくりの支援を行います。
- ・さらに、地域サロンを通じて介護予防の取り組みや高齢者への見守り活動の充実を図ります。



特定健診



骨粗しょう症予防講座

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①住民の健康づくりを推進し健康寿命の延伸を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・特定健診などを通じて生活習慣病の早期発見と重症化予防、がん対策を図り、住民の健康寿命の延伸を促進します。 ・運動の奨励や食生活の改善、歯の健康に向けた取り組み、疾病予防対策などを通じて、住民の健康づくりを推進します。 ・予防接種の勧奨や新たな生活様式の周知・定着を図ることで感染症などの予防対策を推進します。 ・住民の健康と福祉の増進や交流の場であるすどりの里やいこいの里を適切に維持管理します。
②高齢者の自立した生活を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・老人クラブなどを通じた仲間づくり、生きがいづくりの支援を行います。 ・シルバー人材センターを活用し、高齢者の人材活用促進を支援します。 ・高齢者の様々な地域活動が自主的に行われる場、また、介護予防の取り組みを行う場として、地域サロンの維持・充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
特定健診受診率	46.1%	60.0%
シルバー人材センター登録会員人数	210人	260人

用語説明

※1ポピュレーションアプローチ:対象を限定せず集団全体に健康づくりの情報やサービスを提供するなどの働きかけを行うことにより、集団全体のリスクを低い方に誘導する方法のこと。

※2重症化予防:病気が重症化しないように、受診勧奨や食習慣の改善、運動指導などを行うこと。



施策
2

(1)元気で安心して生活できるまちづくり

介護予防・介護サービスの充実を図る

現状と課題

- ・全国的に高齢化が急速に進行しており、2025年(令和7年)には「団塊の世代」が全て75歳以上(後期高齢者)となり、2040年(令和22年)には団塊ジュニア世代が65歳以上となる高齢者人口のピークが来ると予測され、さらに、介護ニーズの高い85歳以上人口の急増が見込まれています。
- ・国立社会保障人口問題研究所の推計(2018年(平成30年)推計)によると、本町の高齢者人口のピークは2020年(令和2年)となっており、全国的な流れよりも早く高齢化が進行しています。
- ・現役世代が急減するため、「全世代型社会保障」の実現に向け、介護予防・健康づくりの強化による健康寿命の延伸が求められています。2025年(令和7年)を目途に地域包括ケアシステム※の整備を図り、高齢者人口や介護ニーズを中長期的に見据えることが必要です。
- ・本町では、これまで周辺自治体とも連携し、介護サービスの充実に努めるとともに、サービスの質的向上を図るため、サービス提供事業者などと連携し、研修会や連絡会を実施してきました。引き続き研修体制の充実などを行い、介護サービスの質的向上を図ります。
- ・また、国の介護保険制度改正の趣旨を踏まえ、介護予防施策を進めることで、介護が必要な状態に陥ることを防ぐとともに、高齢者がいつまでも安心して生活ができるよう介護サービスの充実を図ります。



介護予防教室



ケアトランポリン

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①介護予防・日常生活支援総合事業を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・自立から要支援までの方に対する介護予防・日常生活支援総合事業のサービスを推進します。 ・地域における介護予防の取り組みを強化するため、住民主体の通いの場などに看護師、保健師、リハビリテーション専門職などの関与を促進します。
②介護サービスの充実と質の確保、適正化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・支援が必要な高齢者が適切な介護サービスを受けられるよう、周辺自治体とも連携し、介護サービスの充実を図ります。 ・介護認定審査の適正化や介護給付の適正化、介護事業者への研修などを行い、介護サービスの質の確保と適正化を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
介護予防教室の参加延べ人数	448人	800人
要介護認定率(再掲)	19.1%	20.6%

用語説明

※地域包括ケアシステム:高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、「住まい」、「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」が切れ目なく一体的に提供される体制のこと。



施策
3

(1)元気で安心して生活できるまちづくり

みんなで支え合う仕組みをつくる

現状と課題

- ・少子高齢化の進展により単身世帯の増加や近隣住民の関係が希薄化し、社会から孤立する人々が生じやすくなってきています。また、これらにあわせて、経済状況の変化などにより、経済的困窮や社会的孤立※1状態にある生活困窮者を巡る問題も深刻化しています。
- ・また、近年、我が国において自殺による死亡者数が高い水準で推移している状況にあり、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して、これに対処していくことが重要な課題となっています。
- ・本町では、これまで民生委員や児童委員と連携し、住民への福祉制度などの情報伝達・相談体制の強化を図るとともに、高齢者などの見守りネットワークの充実を図ってきました。また、すべての人がこころの健康を保ちつつ、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消とそれを促進するための環境の整備充実を図るため、「みやこ町自殺対策計画」を「第2期みやこ町地域福祉計画」の一部として一体的に策定しました。
- ・誰もが、住み慣れた町で安心して生活できるようにするために、自助、共助、公助の役割分担のもと、地域住民同士のつながりを強くし、地域の力を引き出し、誰もが安心して生活できるまちづくりを推進します。



地域づくり発表会



認知症カフェ(オレンジカフェ)

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①住民との協働による福祉のまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域サロンや福祉体験教室など福祉活動を通じた意識啓発、交流の場の提供を行います。 ・住民の福祉に関する講座や研修への参加を促し、福祉に関わる担い手の育成を行います。 ・高齢者の相談体制や民生委員、児童委員、区長など他機関と連携した地域での見守り体制の維持・充実を図ります。
②福祉サービスが受けられるまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスを必要とする住民が福祉制度を有効に活用できるよう情報提供や相談窓口の充実を図ります。 ・地域包括支援センターや社会福祉協議会などと連携し、高齢者や障がい者の権利擁護を図ります。
③安心して暮らせるまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・誰も自殺に追い込まれることがないように、こころの健康づくりを推進します。 ・地域の状況にあわせて、災害時に適切な避難支援やその後の安否確認を行うことが出来る体制を整備します。 ・高齢者などが安心して外出できるように、外出・移動支援の充実やユニバーサルデザイン※2の採用を推進します。 ・高齢者などが在宅でも安心して過ごせるように支援します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
認知症サポーター養成講座修了者数	4,189人	5,100人
地域サロンの実施箇所数(回数)	38箇所	48箇所
避難行動要支援者の個別計画※3策定率	0.0%	80.0%
高齢者見守りネットワーク協力事業所数	33社	80社

用語説明

※1社会的孤立: 家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態のこと。

※2ユニバーサルデザイン: 年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などにかかわらず、できるだけ多くの人にわかりやすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるように設計すること。またそれを実現するためのプロセスのこと。

※3個別計画: 災害時に自力で避難が困難な人(要支援者)に対し、支援する人や経路などを個別にまとめた計画のこと。



施策
4

(1)元気で安心して生活できるまちづくり

あらゆる差別の撤廃と人権擁護を推進する

現状と課題

- ・DV^{*1}や子ども、高齢者、障がい者などへの虐待に加え、ヘイトスピーチ^{*2}やSNS^{*3}などのインターネット上での人権侵害が深刻になっています。また、LGBT^{*4}に代表される「セクシュアルマイノリティ(性的少数者)」の権利や多様な生き方を受容する社会が求められています。
- ・本町では、2006年(平成18年)3月に「みやこ町あらゆる差別の撤廃をめざす人権擁護条例」を制定し、人権に関するチラシの発行、啓発講演会の開催、相談所の開設、研修会などへの町職員の派遣などを行ってきました。また、隣保館での各種教室の開講や小学校への出前講座などを実施し、人権啓発・教育を推進してきました。
- ・すべての住民がお互いの価値観・多様性を認め合い、その能力を発揮できる社会をつくるために、引き続き、人権教育及び講演会などを通じた啓発を推進します。
- ・また、女性の社会進出の増加に伴い、社会の様々な領域で性差のない環境づくり、意識づくりは不可欠なものとなっており、豊かで活力ある社会の実現に向けては、女性の個性と能力が充分発揮される必要があります。
- ・家庭・地域・職場での男女の固定的な役割分担意識の是正、社会制度・慣行の見直しと意識啓発を進めるため、引き続き家庭教育・学校教育・社会教育などを通じた情報提供や講習・講座の充実を図ります。



人権のつどい 講演会



人権の花

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを推進します	・人権擁護委員と連携・協力し、虐待やいじめ、DVを含む人権侵害に対する相談体制、支援体制の充実を図ります。
②人権啓発・教育を推進します	・関連団体と連携し、学校や地域、職場などで人権教育・啓発の取り組みを推進します。 ・隣保館活動の一層の充実を図ります。
③男女共同参画社会実現のための環境づくりを行います	・男女共同参画に関する情報提供や啓発活動、男女共同参画の視点に立った教育、学習を推進します。 ・男女がともに支えあえるように、地域における男女共同参画や行政、地域団体、住民などが連携した男女共同参画を推進します。 ・男女がともに自立し、活躍できるように、働く場における男女共同参画を推進するとともに、男女共同参画の視点に立った子育てや介護支援体制の充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
男女共同参画リーダーの育成数(累計)	0人 (平成27年～令和元年)	5人 (令和3年～令和7年)
審議会などの女性登用率	22.7%	40.0%
LGBT啓発数(累計)	1回 (平成28年～令和元年)	5回 (令和3年～令和7年)

用語説明

※1DV:「ドメスティック・バイオレンス」明確な定義はないが、日本では「配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることが多い。

※2ヘイトスピーチ:特定の国の出身者であること、又はその子孫であることのみを理由に日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動を一般に言う。

※3SNS:ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略。登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのこと。

※4LGBT:性的少数者の総称。近年、社会が性的少数者の存在を受け入れ、人権を尊重し差別をなくすための取り組みが世界中で行われている。



施策

5

(1)元気で安心して生活できるまちづくり

生活の安全・安心を確保する

現状と課題

- ・毎年のように大規模な豪雨災害が発生しています。南海トラフ地震などの地震も高い確率で起こることが予見されており、自然災害に対する防災・減災対策は不可欠です。また、人口減少に伴い適切に管理されていない空家・空地が増加しており、災害時はもとより日常においても防災面・防犯面などから問題となっています。
- ・本町では、計画的に治山・治水事業を進めるとともに、防災ハザードマップの全戸配布や災害時の共助の要である自主防災組織の確立などに取り組んでいます。また、本町における災害リスクを踏まえた防災・減災に対する取り組みの指針を示す強靱化地域計画を策定しました。管理されていない空家などについては、2017年(平成29年)3月に「みやこ町空家等対策計画」を策定し、必要な措置を行うことができるようになりました。防犯については、青パト見守り隊などの地域での見守りや、防犯協会などの防犯組織の協力のもと弁論大会や街頭キャンペーンなどの啓発活動を行っています。引き続き、「自助」、「共助」、「公助」の考え方にに基づき安全・安心なまちづくりを推進します。
- ・消防については、老朽化した消防車両の更新や防火水槽、消火栓などの消防水利の整備などを行うとともに、消防体制の再編や住民が初期消火できる環境の整備などを進めています。引き続き、消防体制の改善を図ります。
- ・救急については、周辺自治体と連携し救急搬送時間の短縮による救命率の向上、へき地における救急医療体制の強化、災害時の医療救護活動の充実を図ります。
- ・消費者トラブルについては、2010年(平成22年)に周辺自治体と連携して設立した広域消費生活センター(行橋市)が中心となり、消費生活に対する相談、苦情などに適宜対応しています。同センターが行う出前講座などへの参加を促すことで、トラブルの未然防止を図ります。



地域防災訓練



消費者トラブルの啓発

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①強靱化地域計画を基本とした災害に強いまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・強靱化地域計画と連動して地域防災計画などを見直します。 ・計画的に治山・治水事業（森林整備、河川改修など）を行います。
②自助・共助による安全・安心なまちづくりを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・防災ハザードマップの配布や研修会の実施などにより、住民の防災・減災意識の向上を図ります。 ・災害時の共助の要となる自主防災組織の育成、持続的な活動を支援します。 ・青パト見守り隊などと連携し、防犯体制の充実を図ります。 ・地域住民の参加のもと民間事業者と連携を図り、空家などの適正な管理を推進します。
③消防・救急体制の基盤整備を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・老朽化した消防・防災設備を計画的に更新します。 ・消防団員数などを考慮し、地域の消防体制を定期的に見直します。 ・周辺自治体とも連携し、救急医療の充実を図るとともに、地域の医療体制の維持を図ります。
④消費生活に関する相談体制の充実と防止対策の強化に努めます	<ul style="list-style-type: none"> ・行橋市広域消費生活センターを中心として、消費生活に対する相談、苦情などに適宜対応します。 ・行橋市広域消費生活センターが行う出前講座などを活用し、消費者トラブル対策についての学習機会を提供します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
自主防災組織率	32.8%	50.0%
特定空家※認定件数(累計)	0件 (平成28年～令和元年)	5件 (令和3年～令和7年)

用語説明

※特定空家：そのまま放置すれば倒壊など著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家のこと。



施策
6

(2) 自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

豊かな自然環境を守る

現状と課題

- ・本町は、山、川、田園などの豊かな自然環境に恵まれている地域です。この豊かな自然環境を守っていくためには、住民と行政がともに協力・連携し、日常生活から環境保全や地球温暖化防止に取り組む意識を高めるとともに、実際に活動を推進していくことが重要です。
- ・ごみの不法投棄については、監視カメラや環境監視員を配置し、日々、不法投棄の監視及び不法投棄ごみの回収作業を行っています。引き続き、不法投棄防止に取り組めます。
- ・地球温暖化については、地球規模で直面している喫緊の課題であり、住民・事業者・行政などが一体となってその対策に取り組む必要があります。本町では、町自らが温室効果ガスの排出者であるという認識のもと、全ての事務事業に対して地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して行うことにより、直接的な温室効果ガスの排出削減を図るとともに、住民・事業者の自主的かつ積極的な温室効果ガス削減のための行動を促します。
- ・本町では、分別収集などによるごみの減量化や分別収集などのリサイクル活動を促進しています。環境を守るために、引き続き、これらの活動に取り組めます。
- ・近年、山間部における太陽光パネルの設置などについて、自然環境の保全や土砂災害などの災害時の安全性の観点から本町でも問題となっています。開発事業者が関係法令や条例などの制度を十分に理解し、災害防止はもとより、地域との共生が図られ調和のとれた開発行為を行うように適切に誘導します。



ごみの分別収集



環境出前講座

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①住民参加による環境保全活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・環境や景観に対する保全意識の向上を図るため、広報紙などを活用し、啓発に取り組みます。 ・町内一斉清掃や道路・河川愛護活動など、住民と行政が一体となった環境保全活動を推進します。 ・監視カメラや環境監視員を配置し、ごみ不法投棄対策を推進します。 ・町自らが地球温暖化防止に向けた取り組みを率先して行うことで、住民・事業者の自主的かつ積極的な温室効果ガス削減のための行動を促進します。
②ごみ減量化とリサイクル活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・循環型社会の形成に向けて、ごみの分別収集や3R(リデュース※1、リユース※2、リサイクル※3)活動を推進します。
③地域との共生が図られ、調和のとれた開発行為を誘導します	<ul style="list-style-type: none"> ・総合的かつ計画的な見地から助言・指導を行えるよう関係部署間での情報共有を図ります。 ・計画、施工、運営(維持管理)などの各段階で地域との調和が図られるよう、事業者に助言・指導を行います。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
エネルギー起源CO ₂ 排出削減率	28.0%	34.0%
資源ごみのリサイクル量	244t	225t

用語説明

※1リデュース:使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工販売すること。

※2リユース:使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること。

※3リサイクル:再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。



施策
7

(2) 自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

道路を整備する

現状と課題

- ・本町の道路網は、国道201号、496号及び主要地方道行橋添田線、椎田勝山線を中心に構成されています。2016年(平成28年)3月には宮崎まで東九州自動車道が開通し、町内では町の北東部にみやこ豊津ICが設置され、高速交通網にもアクセス可能となりました。
- ・これまで関係機関と連携し道路網の整備を計画的に進めてきましたが、交通量の増加や車両の大型化、町全体の高齢化が進む中で、より一層安全で便利な道路網・道路環境の整備が求められています。
- ・引き続き、国道・県道の整備促進を図るとともに、町内道路網の体系的、計画的な整備を進めます。幹線道路である国道や県道につながる町道は、域内を循環する道路として改良整備を推進します。また、住民生活の利便性、安全性の向上のために住民の生活道路である町道については、歩道の確保や凸凹の修繕など整備を進めるとともに、定期的な改修を行います。
- ・橋梁については、老朽化に対して計画的な改修及び長寿命化※に向けた取り組みを推進します。



町道の整備



補修した橋梁

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
① 幹線となる国道・県道の整備を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・国道201号、国道496号の整備促進を国及び県へ要望していきます。 ・主要地方道・県道の全線早期整備を要望していきます。
② 町道の計画的な整備を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・町道を計画的に整備します。 ・県道と国道を結ぶ町道路線など幹線となる町道の整備を推進します。 ・老朽化が進む橋梁について計画的な修繕及び改良を行います。
③ 安全な道路空間の形成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・道路愛護に関する取り組みを支援します。 ・安全な生活道路に向けて、再舗装や凸凹の修繕などを進め、バリアフリー化を図ります。 ・高齢者や子どもなど交通弱者のための交通安全施設(ガードレール、カーブミラー、白線)の整備・充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
町道の整備(再掲)	32.5km (平成28年~令和元年)	20.0km (令和3年~令和7年)
橋梁の整備	17本 (平成28年~令和元年)	25本 (令和3年~令和7年)

用語説明

※橋梁長寿命化:事後保全型の維持管理(損傷が深刻化してからの架替)から予防保全の維持管理(早期の補修)に転換することで、橋梁を健全な状態で長く維持させること。



施策
8

(2) 自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

住環境を良くする

現状と課題

- ・良好な住環境を整備することは、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしやすいまちとするために重要な要素の1つです。
- ・本町は、良好な住環境づくりとして町営住宅を整備するとともに、若者向け住宅の建設や、上水道、下水道の整備、浄化槽設置を推進してきました。また、2019年(平成31年)3月には「みやこ町都市計画マスタープラン※1」を策定し、将来像である「豊かな自然・歴史・風土が育む“みやこびと”が躍動するまち」を実現するための将来都市構造などを設定したところです。
- ・今後は、老朽化が進む町営住宅については、町の財政状況や近年の空き住戸の応募率の低下などを勘案し、住環境確保のために長寿命化計画※2を定期的に見直し、既存住宅の維持管理を図ります。
- ・都市機能(医療・福祉・子育て支援・教育文化・商業など)の配置・集約については、都市計画マスタープランに基づき進めます。
- ・上水道については、国が示す「安全」、「強靱」、「持続」の方向性に基づき水道施設の耐震化並びに老朽施設の計画的な改修を進め、水道施設の適正な管理を図ります。また、下水道については、水洗化を促進するとともに、老朽化した施設の計画的な更新を進めます。



町営住宅の整備(今里団地)

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①公営住宅の適正な管理を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画を踏まえ、町営住宅の計画的な修繕及び改善を進めます。 ・若者や定住希望者のニーズに合った宅地整備、住環境整備を推進します。
②都市計画などにより主要幹線沿線や各地区の拠点などの整備を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の個性や地域資源を活かした効率の良い機能配置と地域活力の維持できる市街地形成を進めます。 ・地域コミュニティ活動の拠点となる施設を中心に、集落における生活サービス機能維持のための拠点形成を進めます。 ・交通アクセスの維持・強化による周辺都市と連携した都市機能サービスの提供を推進します。
③水道施設の適正な管理を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹的な水道施設の耐震化並びに老朽施設の計画的な改修を進めます。
④下水処理施設の計画的な整備を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・「みやこ町污水処理構想」に基づき、老朽化した污水処理施設を計画的に更新します。 ・生活排水による水質汚濁を防止するため、合併浄化槽の設置及び定期検査を推進します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
町営住宅目標管理戸数	832戸	772戸
合併浄化槽の設置数・普及率	年40基・53.5%	60基・58.3%

用語説明

※1 都市計画マスタープラン:

「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。市町村の創意工夫のもとに住民の意見を反映し、まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき「まち」の姿を定める。

※2 町営住宅長寿命化計画: 安全で快適な住宅を長期にわたって安定的に確保するため、修繕、改善、建替などの町営住宅の活用方法を定めた計画のこと。



施策
9

(2) 自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

移住・定住を促進する

現状と課題

- ・人口減少や少子高齢化は、今後さらに進みます。このような中、労働人口減少による経済の停滞や、地域活動の担い手不足などによる地域コミュニティの衰退、人口減少に加えて地域産業の縮退などにより町税の減額による町財政の悪化など、社会経済への悪影響を最小限に抑える必要があります。本町の持続的発展のためには、定住人口の確保が重要な課題です。
- ・本町では、これまで転入希望者のニーズに合った定住支援策の展開や都市圏などでの定住説明会の開催により町外・県外に広くアピールするなど、定住人口の確保に努めてきました。また、町内の空き家が増加傾向にあることを踏まえ、空き家バンク制度を2015年(平成27年)に立ち上げ、空き家を活用した定住促進を図ってきました。さらには、未婚・晩婚化の現状を踏まえて、住民の結婚支援を進めてきました。
- ・今後も、定住希望者や転入希望者のニーズに合った施策を展開するとともに、住民の結婚支援を進めるなど、移住・定住を促進します。



移住・定住促進用のPRチラシの作成



豊津国作団地分譲地

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①移住・定住促進に向けて町外へのPR活動を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な情報媒体(ホームページ、雑誌、動画、広報紙など)の活用や、首都圏や都市圏において積極的な定住プロモーション活動を行います。 ・地域おこし協力隊による町の魅力発掘と情報発信を促進します。
②移住・定住促進に向けて受け入れ体制の整備・充実を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・移住に関するワンストップ窓口を拡充します。 ・転入希望者のニーズに応じた定住支援策の充実・見直しを図ります。 ・空き家バンク制度の柔軟な運用により、積極的な活用を図り、町内の定住、町外からの移住者受け入れを促進します。
③結婚に向けた出会いの場を創出します	<ul style="list-style-type: none"> ・未婚・晩婚化対策として住民の結婚支援を行い、定住化を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
整備した住宅用地の販売数(累計)	20区画 (平成27年～令和元年)	16区画 (令和3年～令和7年)
社会増減数※(再掲)	△119人	43人

用語説明

※社会増減数：本町への転入数から本町からの転出数を差し引いた数のこと。社会増とは、転入数が転出数を上回る状態、社会減とは転出数が転入数を上回る状態をいう。



施策

10

(2)自然と共生し、快適で住みよいまちづくり

生活の利便性を向上する

現状と課題

- ・少子高齢化や人口減少社会が進行していく中で、公園施設の老朽化への対応や、公園樹木の巨木化・支障木化・危険木化が進み、自然災害などに備えた対応が課題となっています。今後も、住民の憩いの場及び交流の場として将来にわたって安心して利用される公園としての適正管理に取り組みます。
- ・インターネットが当たり前の社会となり、スマートフォンが普及する中、音声や動画の配信サービス、SNSなどの参加型コミュニティサービスなど、高速・大容量の新たな情報通信技術を活用したサービスモデルが日進月歩で成長を続けています。
- ・本町では、これまで情報基盤を活用し、ホームページでの行政情報の配信、申請書類のダウンロード・電子申告システム、図書館蔵書検索・予約システムなどのサービスの提供を行ってきました。情報基盤の更なる充実と活用を図り、行政サービスの一層の効率化を進めます。
- ・公共交通の利便性確保に対する住民からの要望、関心は、依然として高い状況です。
- ・本町では、平成筑豊鉄道、太陽交通バス、デマンドタクシー※が主な公共交通ですが、このうち2013年(平成25年)に勝山諫山地域で導入したデマンドタクシーは、2015年(平成27年)には勝山全域、2017年(平成29年)には犀川・伊良原地区を加え、2019年(令和元年)、本町全域で運行できるようになりました。交通弱者の増加が見込まれる中、関係機関と連携し認知度向上や乗り継ぎ利便性の向上などによる利用促進により既存の公共交通網の維持を図ります。



みやこ町あいのりタクシー



平成筑豊鉄道ことこと列車

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①公園の適切な整備・維持管理を行います	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で親しみやすい公園として利用されるよう、計画的な修繕・更新を行い、公園の適正管理を行います。 ・巨木化や老木化が進んでいる樹木を、公園利用や隣接する住宅などへの影響が大きい箇所を重点的に点検・調査し、計画的に剪定や伐採を行うなど予防保全による適切な管理を行います ・身近な公園については、地元住民と協働で維持管理を図ります。
②情報通信基盤の充実と行政サービス効率化を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・総合行政ネットワークを活用した情報受発信の機能強化を図ります。 ・国や事業者などと連携して、公衆無線LAN環境の整備を推進します。
③デマンドタクシー※などの交通体系の更なる充実と利用促進を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽交通バスや平成筑豊鉄道の維持に向けた公共交通対策を進めます。 ・町内全域で利用可能となった「みやこ町あいのりタクシー」の更なる認知度の向上と利用促進を図ります。 ・関係機関と連携し、公共交通機関を活用したPRイベントの実施や乗り継ぎ利便性の向上を図り、公共交通の利用を促進します。

用語説明

※デマンドタクシー：指定の場所から目的地まで予約で運行する乗り合いタクシーのこと。本町では、2013年(平成25年)に勝山地域で「みやこ町あいのりタクシー」として導入、2019年(令和元年)からは町内全域での利用が可能。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
あいのりタクシーの延べ利用者数	1,653人	2,200人
平成筑豊鉄道利用者数	119,316人	120,000人



(3) 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

農林業を振興する

現状と課題

- ・農業における近年の状況は、農業従事者の高齢化が進み、販売農家の数も減少しています。特に、現役世代(30歳～59歳)農家が減少しています。
- ・町内には44の地域営農組織^{※1}(法人、非法人)が有り、土地利用型農業(米、麦、大豆の生産)による営農活動により地域の農地を保全しています。こうした営農組織を中心に農地の集積は進んでいます。
- ・農家数の減少抑制や営農組織の維持・増加を図るために、多様な担い手の確保や作物の振興による農家所得の向上、荒廃農地対策による農地の維持・確保に取り組めます。また、農産物被害の低減を図るために、引き続き有害鳥獣対策を進めます。
- ・林業については、担い手の減少に伴い森林の荒廃が進む中、福岡県森林環境税を財源とした荒廃森林整備事業を活用し、未整備森林の間伐などの適正な森林保全に努めています。
- ・今後も森林や里山が持つ多面的機能を保持していくために、荒廃森林対策、広葉樹の植林などを進め健全な森林の維持や豊かな森林景観の形成を図ります。



白菜畑



森林の間伐

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
① 農業の担い手の確保・育成を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・新規就農研修生の受け入れや就農時の支援を行います。 ・認定農業者などの育成・確保や営農継続の支援を行います。
② 生産体制を強化し農家所得の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・講習会の開催や新技術の提供、部会活動の支援など、関係団体と共同で生産技術の向上を図ります。 ・国や県の補助事業を活用し、農業機械や施設の導入、改修などを推進するとともに、スマート農業※2の導入に取り組めます。 ・新規園芸作物生産などの推進、地域特産農産物の開発及び生産に対する支援を行います。
③ 農地の維持・確保を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・農地の多面的機能の維持・発揮のため、地域による農業用施設の保全活動や営農活動を支える日本型直接支払制度※3の活用を推進します。 ・耕作放棄地の調査を進め、荒廃農地の発生防止や改善を図ります。
④ 有害鳥獣対策を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域での被害防止対策体制の確立に向け、駆除などの担い手確保を図ります。 ・有害鳥獣駆除・防除施設の設置、ICT活用による有害鳥獣駆除を促進します。
⑤ 荒廃森林対策を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・健全な森林を維持するために森林整備を推進します。 ・林道や作業路など林業生産基盤の整備を推進します。 ・森林組合や林業団体と連携し、持続的な森林管理を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
新規就農者数(再掲)	7人 (平成27年～令和元年)	7人 (令和3年～令和7年)
農業従事者数	1,275人	1,200人
荒廃森林整備事業実施面積	1,576ha	2,476ha
有害鳥獣による被害額	537万円	376万円

用語説明

※1 地域営農組織：将来の農地経営、地域農業を維持するため集落での営農組織化が進められている。更なる発展を求めて、任意組織から法人化に向けて国の支援も行われている。

※2 スマート農業：ロボット、AI、IoTなどの先端技術を活用した農業生産の研究開発、社会実装の取り組みのこと。

※3 日本型直接支払制度：農業の持つ多面的機能(国土保全、水源かん養、自然環境の保全、景観の保全など)の維持・発揮のため、地域活動や営農活動に対して行われる支援制度のこと。



(3) 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

特産品を活かした魅力づくりを推進する

現状と課題

- ・町域の大半を森林及び農地が占める本町では、農林業が主要産業の1つです。
- ・本町では、勝山ねぎ、柳瀬ごぼう、河内たけのこなどのブランド化に取り組んできました。また、猪肉、鹿肉などを使用した新たな加工品を開発してきました。しかし、これら特産品の生産の殆どは個人が中心であり、規模が限られています。加えて、町外での認知度が低く、生産者の増加や収益の拡大などには結び付いていません。
- ・今後は、地域特性を活かした振興作物を設定し、これらの生産面積の拡大とブランド化を推進することで地場農産物の消費拡大を図ります。また、既存の特産品の認知度向上を図るとともに、引き続き、農産物直売施設などを核とした販売促進活動、インターネットによる販路の拡大に取り組めます。



特産品 帆柱茶



四季犀館でのふるまいの様子

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①特産品の開発と情報発信を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・特産農林産品の開発(6次産業化)とブランド化を推進します。 ・ブランド商品などの販路拡大に向けた取り組みを支援します。 ・町外のイベントへの積極的な出店や、SNSなどによる情報発信により認知度向上を図ります。 ・町を代表する優れた特産品を「特産ブランド品」として認証し、そのPRと認知度向上を推進します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
主要農林特産品の販売額(再掲)	1.0億円	1.3億円



施策
13

(3) 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

商工業を振興する

現状と課題

- ・新型コロナウイルス感染症(以下、新型コロナ)に伴う諸活動の自粛要請は、日本経済に大きな影響を及ぼしていますが、本町においても例外ではありません。新型コロナ対策として、町内の商工業者に対し事業継続に向けた対策を講じています。引き続き、新型コロナ対策に取り組むとともに、町内で経済が循環するように経済振興策に取り組みます。
- ・町内には自動車部品関連の製造業を中心とした企業の立地が見られます。立地企業への企業活動の支援として、情報提供や税制優遇制度を設立しています。
- ・また、東九州自動車道開通や町内全域で光通信網が整備されました。本町の雇用を創出するために、融資面での情報提供や社会インフラを活かした企業誘致だけでなく、国や県をはじめ、商工会や金融機関などと連携し、町内企業の育成・強化に取り組めます。さらに、若者の定住を図るために町内企業への就業を支援します。



新型コロナ対策を講じた様子



企業連絡協議会における講演の様子

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①商工業の振興を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・既存商店(商店街)の活性化を図ります。 ・国や県などと連携し、町内企業の技術高度化、経営の近代化、経営基盤強化、事業承継などを支援し、雇用の維持・安定化を図ります。
②企業誘致・起業支援を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・県企業立地課や企業連絡協議会などと連携し、企業誘致活動を積極的に行い、新規雇用の確保を図ります。 ・統廃合した公共施設の跡地などを有効活用し、企業誘致を図ります。 ・関係団体などと連携し、起業支援体制の整備・充実を図ります。
③就業を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・町内企業と連携し、若者の町内定住に向けた就業支援制度を設け、魅力ある労働環境づくりを促進します。 ・県と連携し、県内企業との就労マッチングに取り組みます。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
企業誘致件数(再掲)	2社 (平成27年～令和元年)	2社 (令和3年～令和7年)
新たな起業数(累計)	5社 (平成27年～令和元年)	5社 (令和3年～令和7年)



(3) 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり

観光を振興する

現状と課題

- ・本町の自然資源や歴史文化資源を活かし観光振興を図ることは、地域の新たな産業振興の拡大だけでなく、地域住民の活力創出にもつながります。
- ・本町の認知度は、合併して約15年が経過しますが北九州市においても70%程度と浸透していない現状があります。また、豊津、勝山、犀川にある物産直売所は、地域の特色を活かして集客力はあるものの、今後、周辺地域に開設した直売所などと競合が予想され、より戦略的なマーケティングミックス*が必要となっています。
- ・2019年(令和元年)7月にリニューアルオープンしたじゃぶち森のビレッジ(旧蛇淵キャンプ場)や伊良原ダム周辺では、豊かな自然環境を求め、町内外から多くの人々が訪れており、観光・交流の拠点として交流人口の更なる増加が期待されています。
- ・本町は、これまでも各種施策により、観光客誘致の取り組みを行ってきましたが、必ずしも体系的な施策実施に至っていません。今後は、観光客を受け入れる「おもてなしの心」の醸成などの意識づくり、体験型観光メニューの開発などの観光資源の魅力アップ、町を知ってもらうためのPR戦略の展開を進めます。また、老朽化が進む観光施設の整備・見直しなどを図ります。



リニューアルオープンした「じゃぶち森のビレッジ」



多言語パンフレット

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①観光客の受け入れ環境を整備します	<ul style="list-style-type: none"> ・町の観光資源の魅力を知り、語り、誇り、そして観光客をもてなす、観光まちづくりの担い手の育成を推進します。 ・観光客とのつながりを大切にし、交流を続けることで、おもてなしの心、互いを受け入れる心及び互いを思いやる心の醸成を図ります。 ・観光客を受け入れるため、ハード面及びソフト面の環境整備を推進し、あわせて、国、県及び関係する自治体との連携を強化し、観光まちづくりの基盤を整備します。 ・観光情報パンフレットなどの多言語化や案内板の設置、施設のバリアフリー化など様々な観光客に対応できる受け入れ環境を整備します。
②自然資源の活用や農林業などの連携により観光誘客を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・伊良原ダムやじゃぶち森のビレッジなどを活用した体験型観光プログラムの開発を行います。
③近隣観光地との広域連携を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・京築地域と連携した観光ツアーの企画を行い、観光客誘致を推進します。
④町の魅力や観光商品などの情報発信により関係人口・交流人口の拡大を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・ふるさと納税の返礼品を充実させ、返礼品を通してみやこ町及びみやこ町ブランドを全国にPRします。 ・町の魅力や観光商品などの情報発信力の強化を図ります。 ・花しょうぶまつり、夏祭り、産業祭などのイベント内容の充実を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
観光入込客数(再掲)	1,096千人	1,200千人
じゃぶち森のビレッジ利用客数	7,000人	12,000人

用語説明

※マーケティングミックス:マーケティング戦略全体の中で「実行戦略」と位置づけられる。構成要素である製品(Product)、価格(Price)、流通(Place)、およびプロモーション(Promotion)の頭文字をとり「4P」とも呼ばれる。

(3) 産業と交流が盛んな活気あるまちづくり



国際交流を推進する

現状と課題

- ・グローバル化の進展に伴い、広い視野を持った人材の育成や地域社会の国際化はますます重要となっています。
- ・本町では、これまで住民の国際理解を深める機会を充実させるため、みやこ町国際交流協会が主催する事業の支援や、異文化に接することにより、英語学習に対する意欲と実践的な英語コミュニケーション能力の向上を図るとともに、外国の生活、習慣、文化、考え方の違いなどを実際に体験し、将来日本だけにとどまらない幅広い視野を持ち「自ら考え行動することのできる」青少年の育成を図るために、海外でのホームステイ事業を実施してきました。
- ・今後も、みやこ町国際交流協会などと連携し、国際的な視野で様々な国の文化や価値観を理解するための取り組みや、ホームステイ事業を通じて国際感覚を持つ人材育成を推進します。



現地の学校との交流(ホームステイ事業)



町の分別収集取り組み事例紹介
グアム(ホゼリオス中学校)

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①国際交流の場づくりを進めます	・住民の国際理解の向上や町内在住の外国人が安心して暮らせる環境づくりのために、みやこ町国際交流協会が行う国際交流事業を支援し多文化共生を推進します。
②国際感覚を持つ人材の育成を図ります	・ホームステイ事業を通じて、言語だけでなく、外国の歴史や文化、伝統などを一体的に学ぶ国際理解教育を推進します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
国際交流関連事業参加者数	888人	900人



施策

16

(4) 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

子育て支援の充実を図る

現状と課題

- ・少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化などにより、出産や子育てに関する知識や身近な人からの支援を得ることが難しくなっています。また、共働き世帯の増加によりワーク・ライフ・バランスを考慮した子育て環境の更なる充実が求められています。
- ・本町では、これまで妊産婦や乳幼児、小・中学生の健診や相談を実施し、心身の発育・発達に支援が必要な場合に、身近に相談できる窓口や療育体制を整備するとともに、関係機関と連携し児童虐待の予防、早期発見に努めてきました。
- ・町内3箇所子育て支援センターを設置し、子育てに関する情報提供や相談などに対応するとともに、放課後児童クラブの増設や延長保育事業、病児病後児保育事業などの教育・保育サービスの充実、家庭への経済面の負担軽減を図るために子ども医療費に対する支援、各種手当の支給を行ってきました。
- ・今後も、「みやこ町子ども・子育て支援事業計画」などにに基づき、これらの事業を継続するとともに、妊娠期から、乳児期、幼児期、小学生、中学生の各ステージに対し、切れ目のない支援体制を整備して専門的な支援を要する子どもや家庭への支援、健全育成を図ります。
- ・また、関係機関と連携し教育・保育サービスの充実を図るとともに、地域における子育て支援の充実や安全・安心な子育て環境の充実を図ります。



乳児健診計測



子育て支援センター 子どもまつり

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①母子の健康を守る取り組みを推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・妊産婦の健康管理のために必要な検診や保健指導の充実を図ります。 ・乳幼児健診をはじめ、成長段階(乳児・幼児・小学生・中学生)に応じた健診事業や相談事業を実施し、一人ひとりに合わせた切れ目のない支援を行います。
②子どもがのびやかでたくましく成長できる環境をつくりま	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが安心して集える場を確保するとともに、様々な活動を体験できる環境づくりを進めます。 ・要保護児童や発達に配慮が必要な児童へのきめ細かな支援の充実を図ります。
③安心とゆとりをもって子育てを楽しめる環境をつくりま	<ul style="list-style-type: none"> ・就労形態に応じた多様な教育・保育を提供するため、教育・保育サービスの更なる充実を図ります。 ・教育・保育の質の維持・向上を図るため、教育・保育施設に従事する保育士や幼稚園教諭、放課後児童クラブ指導員の確保を図り、研修の受講などを促進します。 ・町内に3か所ある子育て支援センター(「なかよしキッズ」、「バンビーノ」、「ぴよぴよキッズ」)の機能の充実を図ります。 ・子育て支援グループのネットワーク化を図り、地域住民による子育て支援体制の整備を推進します。 ・家庭の状況に応じた各種手当の支給や医療費の助成、保育料の減免などにより、出産や子育てに伴う経済的負担の軽減を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
乳幼児健診率	95.6%	97.0%
子育て支援センター利用者数	197人	232人



施策

17

(4) 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

子どもの教育環境の充実を図る

現状と課題

- ・将来を担う子どもたちの教育環境を充実させることは、本町にとって重要な課題です。本町では、義務教育9年間で「自分のよさに気づき、なりたい自分を見つけ、志を持って成長していく子ども」を育てるため小中連携教育を推進しています。また、国際理解教育の一環として小学校段階からネイティブイングリッシュを学ぶため外部人材の活用(ALT*派遣事業)や中学生の英語スピーチコンテストなどを行い英語教育の充実を図っています。さらに、教員以外に心理や福祉の専門家など多様な専門性を有するスタッフを充実することで「チーム学校」による生徒指導体制の構築などに取り組んできました。
- ・今後も、多岐にわたる教育的ニーズに応える教育環境の充実が求められます。「行きたい、行かせたい」と思われる学校づくりに向けて、多様化する教育的ニーズへ対応するために教育内容、教員やスタッフなどのソフト面の充実、学校の施設設備などのハード面の充実を図ります。特に教育のICT化に向けては、高速大容量な校内ネットワークと、1人に1台の学習用パソコンを整備し、オンライン学習を推進していきます。また、子どもが安心して教育を受けられる環境を整備し、地域に開かれ信頼される学校づくりを推進します。
- ・社会環境や家庭環境の変化が進む中、スマートフォンなど情報機器の長時間使用による家庭学習の影響や、児童生徒の規範意識の希薄化が問題となっています。家庭は、子どもにとって「最初の教育の場」であり、子どもの成育環境のうち、もっとも影響力が大きい場であるとともに、規範意識やモラルを身につけるなど「人としての基本を学ぶ場」でもあります。
- ・教育の原点は家庭であり、保護者は自主的・主体的に親としての学習と実践を積み重ねていくことが求められています。そこで、PTAをはじめとする社会教育団体や関係団体と連携し、「家庭教育支援事業」の推進を図り、家庭の教育力の向上を図ります。



小学校プログラミング教室



グアムとの遠隔交流事業

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①子どもの教育環境の充実を図ります	<p>【確かな学力の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・確かな学力の育成を図る教職員研修の充実を図ります。 ・家庭・地域と連携した学ぶ意欲と基本的な生活習慣の確立を図ります。 ・みやこ町学力向上推進事業を効果的に活用します。 ・少人数学級による個性や能力を伸ばす多様な教育活動を推進します。 ・ICT教育を推進します。 <p>【豊かな心の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳の授業改善を図ります。 ・好ましい人間関係や望ましい集団をつくる特別活動の充実を図ります。 ・「チーム学校」による生徒指導体制の確立と機能化を進めます。 ・読書に親しみ、豊かな感性や想像力を育てる読書活動を推進します。 ・人権が尊重された学校づくりと学校の組織的な取り組みを推進します。 <p>【健やかな体の育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の体力向上に向けた教育活動を推進します。 ・安全・安心な学校給食を提供します。 <p>【特別支援教育の推進】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じる適切な指導・支援を推進します。 ・「通級指導」による指導の充実を図ります。 <p>【信頼される学校づくり】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域に開かれた信頼される、魅力ある学校づくりを推進します。 ・家庭や地域との連携・協力による学校づくりを推進します。
②子どもが安全・安心して教育を受けられる環境をつくります	<ul style="list-style-type: none"> ・長寿命化計画を踏まえ、学校施設の効率的な維持保全を図ります。 ・子どもが安心して教育を受けられるように保護者の経済的負担の軽減を図ります。
③家庭の教育力の向上を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者が自主的・主体的に親として学習と実践を積み重ねていけるよう取り組みます。 ・様々な体験を通して豊かな感性を持った子どもの育成を図るため、体験教室を実施します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
小学校プログラミング教育(授業)実施率	47.6%	95.0%
小学校デジタル教科書活用授業実施率	73.0%	85.0%
中学3年生英検(IBA)3級以上の割合	29.2%	50.0%

用語説明

※ALT:Assistant Language Teacherの略。小中学校において日本人教師を補佐し、生きた英語を子どもたちに伝える英語を母語とする外国人のこと。



施策

18

(4) 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

社会教育の充実を図る

現状と課題

- ・住民ニーズを踏まえた社会教育環境を整えることは、住民の豊かな暮らしを実現する上で重要な取り組みの1つです。
- ・本町では、これまで高齢者大学や女性学級などの各種事業を推進するとともに、社会教育団体などへの支援を行ってきました。今後も、これらの学習機会を提供していくために、公民館活動や、広報紙やホームページなどを通じた生涯学習に関する情報提供の充実を図るとともに、各地域の優れた技術や経験をもった人材活用や、社会教育団体などの活動を支援します。
- ・図書館は、地域の情報の拠点として多くの住民に親しまれ、利用されています。本町では、図書館の利用促進を図るために多様な資料の提供やレファレンスサービス※1の充実などに取り組んできました。今後は、更なる利用促進に向けてICT化に対応した図書館機能の拡充や暮らしの疑問や地域の課題などに対応できる資料の充実を図るとともに、隣接の歴史民俗博物館と連携したイベントや読書週間などのイベントを実施します。また、すべての子どもが、あらゆる場面で自主的に読書活動ができるように、ブックスタート※2や移動図書館の実施など、子どもの成長段階に応じた読書環境の整備を、家庭、地域、学校と一体となって取り組みます。
- ・歴史民俗博物館は、町内の各遺跡から出土した遺物や豊前国府・国分寺、豊津藩関係資料など1万点を超える歴史的資料を所蔵しています。また、夏目漱石の門下生でドイツ文学者・小宮豊隆ゆかりの資料も多数所蔵しています。今後は、小宮豊隆資料などを活用し、本町の誇る歴史文化遺産を全面に出した企画展などを開催するとともに、歴史文化遺産を活用した交流拠点として、積極的に県内外他市町村との交流・連携を進めます。



公民館活動(大正琴教室)



子どもへの読み聞かせ

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①生涯学習環境の整備を進めます	<ul style="list-style-type: none"> ・生涯学習に関する情報提供の充実を図るとともに、社会教育団体などと連携しライフステージに応じた学習機会を提供します。 ・公民館活動の活性化と地域住民の学習活動への参画を推進します。 ・地域人材を活用した学習内容の充実を図ります。 ・図書館や歴史民俗博物館など文化施設を活用した学習活動を推進します。
②図書館の利用を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・図書をはじめとした多様な資料の提供と、快適な読書環境の整備を図ります。 ・インターネットなどを活用した広報活動の充実を図るとともに、「読書週間」などにちなんだ各種行事を行います。 ・ブックスタートや移動図書館など、学校図書館や関係機関と連携し、子どもの読書活動を推進します。
③図書館を活用した地域文化活動を促進します	<ul style="list-style-type: none"> ・読書ボランティアなど、人材の育成及び確保を図ります。 ・地域住民の文化活動(ギャラリーなどの利用)を推進します。
④歴史民俗博物館の事業振興と機能強化を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史民俗博物館の体制強化を図り、館内外の文化資源を活かした企画展や学習支援などを行います。 ・小宮豊隆資料など、全国に誇る歴史文化遺産の保護・保存と公開・展示、情報発信を行います。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
高齢者大学参加率	3.5%	4.0%
女性学級参加率	2.7%	3.0%
図書の貸出冊数	178,435冊	144,000冊
歴史民俗博物館利用者数	8,500人	10,000人

用語説明

※1レファレンスサービス:図書館の利用者が学習・調査・研究するうえで必要な文献および情報について調査援助すること。

※2ブックスタート:町が行う乳児健診などの機会に「絵本」と「赤ちゃん絵本をたのしむ体験」をプレゼントする活動のこと。



施策

19

(4) 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

スポーツの推進を図る

現状と課題

- ・スポーツ・レクリエーション活動は、住民相互の交流を生む機会であるだけでなく、健康づくりや生きがいづくり、さらには介護予防にもつながるものです。
- ・本町では、これまでスポーツフェスタなどの住民が気軽に参加できるイベントや、トップアスリートの招へいなどを行ってきました。
- ・今後は、誰でも、いつでも気軽に参加することができるスポーツ・レクリエーション活動を推進することで、全ての年齢層における運動の機会を確保します。また、体育協会を中心としてチャンピオンシップスポーツ※の振興を図ります。
- ・あわせて、スポーツ・レクリエーション活動の活性化を図るために、レクリエーション指導者や競技スポーツ指導者の資質向上に向けた研修会や公認資格取得の奨励などに引き続き取り組みます。
- ・町内のスポーツ施設には老朽化が進んでいる施設があります。限られた施設を継続して利用できるように適正に維持管理を行います。



オセアニアオリンピック委員会(ONOC).
トレーニングキャンプ



海洋性スポーツ・レクリエーション教室
(カヌー・ヨット教室)

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①住民主体のスポーツ・レクリエーション活動を推進します	<ul style="list-style-type: none"> 誰でも、いつでも気軽に参加し、楽しむことができるスポーツ・レクリエーション活動を推進します。 健康づくり、生きがいつくりに向けて、すべての年齢層に対して運動の機会を提供します。
②競技スポーツを振興します	<ul style="list-style-type: none"> 体育協会を中心としてチャンピオンシップスポーツ※の振興を図ります。
③指導者の育成・発掘を行います	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション指導者の育成を行います。
④既存の体育施設を有効活用し健康づくりを促進します	<ul style="list-style-type: none"> トレーニングに必要な機器について定期的な点検や更新を行います。 限られた体育施設を継続して利用できるように維持管理を行います。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
スポーツ事業成人参加率	8.2%	10.0%
スポーツフェスタ参加者数	1,603人	1,600人

用語説明

※チャンピオンシップスポーツ：
ある競技の中で最も優れた個人あるいはチームを決めるために行なわれる大会や試合のこと。



(4) 夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり

地域文化の継承と振興を図る

現状と課題

- ・本町は、豊前国の国府跡や国分寺跡をはじめ、数多くの史跡などの文化財を有しています。また、京築地域を中心とした旧豊前国の神楽「豊前神楽」や生立八幡神社山笠、にわとり楽などの伝統芸能が受け継がれています。
- ・これまで文化財の保存・継承に向けて史跡案内板の設置や、遺跡の保護や記録保存などを行ってきました。また、文化芸術活動の振興を図るために、文化協会の活動を支援するとともに、毎年、三重塔まつりでの少年少女俳句大会や国府まつりなどを開催してきました。
- ・文化財を町の重要な資源として保存・継承するために、老朽化した歴史公園の施設・設備の再整備を進めます。
- ・地域文化の継承・振興するために、文化財保持・継承団体への支援を行います。また、文化協会の体制強化を図り自主運営に向けた取り組みを支援するとともに、各文化団体の自主性・独立性を推進するための必要な措置・支援を行います。



横瀬神楽



三重塔まつり

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①町内の文化財の保存と活用を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・豊前国府跡公園や豊前国分寺跡公園など歴史公園の有効活用を図ります。 ・国指定文化財や国登録文化財をはじめ、国や県、町指定文化財について普及啓発を図ります。
②遺跡・文化財の整備と広報普及を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・遺跡を保護するために必要に応じて調査、記録保存を行います。 ・文化財の適切な整備を計画的に進めます。
③文化団体などの活動支援による地域文化を活かした文化振興事業を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・伝統文化の保存、継承に向けて、町内の文化財保持・継承団体を支援します。 ・文化協会などによる伝統文化を活かした独自の地域づくりや文化振興につながる活動や、自主運営に向けた取り組みを支援します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
伝統文化・生活文化を活かした文化事業数	1事業	4事業



施策

21

(5) 住民と行政がともに歩むまちづくり

住民と行政との協働を推進する

現状と課題

- ・人口減少や高齢化の進展、また、住民の地域への関心の希薄化に伴い地縁型コミュニティ※¹の弱体化や機能の低下が起こっています。一方、特定の目的によって集まる志縁型コミュニティ※²は、着実に増加しています。
- ・地域課題の解決には、地縁型コミュニティや行政だけでなく、多様な主体による自発的なまちづくり活動や、協働による取り組みが重要です。
- ・本町では、これまで住民活動団体が自ら企画、実施するまちづくり活動に対して支援するゆめづくり事業を実施してきましたが、近年は、事業に応募する団体が減少傾向にあります。
- ・今後は、まちづくり活動への意識啓発や多様なコミュニティへの支援を充実させることで、自発的なまちづくり活動を促進させます。また、住民との協働によるまちづくりを進めるため、地域と行政との連携のあり方について検討します。



住民活動団体による観光まちづくりに関する取り組みの検討

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①地域づくり人材を確保・育成します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくり人材の確保を図り、その安定的な雇用による地域の活性化を進めるため、受け皿となる組織(特定地域づくり協同組合など)づくりを推進します。 ・関係人口の増加を図り、地域づくりの担い手となる地域外人材の確保・育成を促進します。
②住民の主体的なまちづくり活動を支援します	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自治組織・NPO※3・ボランティア団体などの住民活動団体が自ら企画し、実施する公益性のあるまちづくり活動を促進します。 ・地域課題の解決に向けて、地域コミュニティと行政との協働による取り組みを推進します。 ・町職員の社会貢献を推奨し、地域活性化の一翼を担う人材としての活動を支援します。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
地域づくり人材数(累計)	0人 (平成28年～令和元年)	5人 (令和3年～令和7年)

用語説明

- ※1 地縁型コミュニティ: 町会、自治会のように土地でつながるコミュニティのこと。
- ※2 志縁型コミュニティ: 特定の地域問題の解決や前進に向け、同一の目的意識によるつながりを基礎として形成されたコミュニティのこと。
- ※3 NPO: 「Non-Profit Organization」又は「Not-for-Profit Organization」の略称。様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。福祉、教育・文化、まちづくり、環境、国際協力など様々な分野で、社会の多様化したニーズに応える重要な役割を果たすことが期待されている。



(5) 住民と行政がともに歩むまちづくり

開かれた町政を推進する

現状と課題

- ・住民意見の町政への反映については、様々な計画づくりにおいて住民参加の取り組みやパブリックコメント※などを実施してきました。
- ・行政運営を行う上で住民の理解を得るためには、行政情報をいかに住民に分かりやすく正確に伝えるかが重要です。誰もが多様な手段で容易に提案でき、意見や情報の交換をしやすい仕組みの構築が求められています。
- ・引き続き提供する情報の内容について住民の視点から見直すとともに、住民の町政への参画機会の充実を図ります。



小学校跡地活用グループ意見交換会



まちづくり構想オープンハウスワークショップ

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①行政情報を積極的に公開します	<ul style="list-style-type: none"> ・広報紙や町ホームページ、SNSなどを通じて行政や地域の情報を分かりやすく提供します。 ・行政情報を積極的に公開することで、町政の透明性と住民の町政への参画意識の向上を図ります。
②住民の町政への参画機会の充実を図ります	<ul style="list-style-type: none"> ・町政への参画機会を提供するため、行政計画を策定する際には、審議会や委員会において公募委員枠の設置やパブリックコメントの実施などを行います。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
ホームページのアクセス数	1,136,637件	1,137,200件
審議会や委員会における公募委員参加延べ人数(累計)	13人 (平成28年～令和元年)	15人 (令和3年～令和7年)

用語説明

※パブリックコメント：公的な機関が規則あるいは命令、計画などの類のものを制定しようとするときに、広く公に(=パブリック)に、意見・情報・改善案など(=コメント)を求める手続のこと。

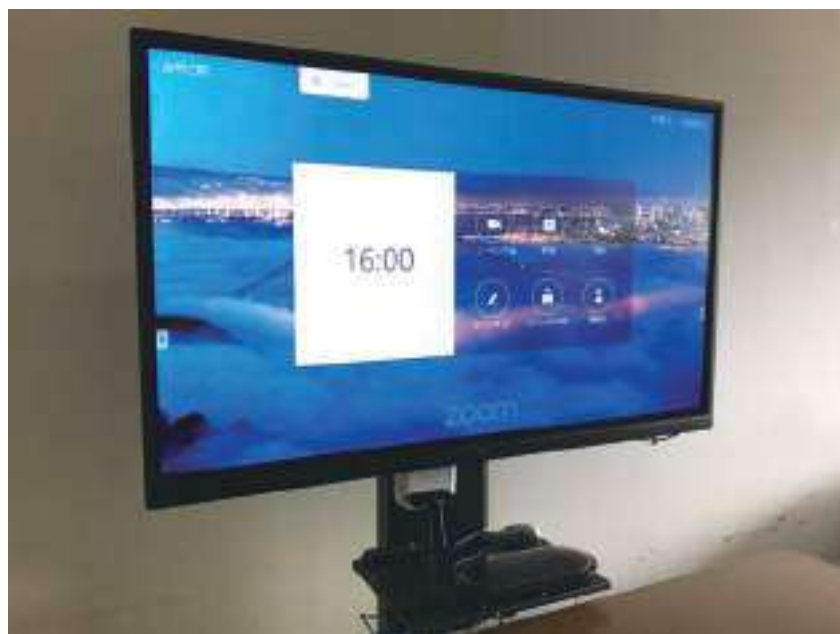


(5) 住民と行政がともに歩むまちづくり

効率的な行政運営を行う

現状と課題

- ・2000年(平成12年)4月に地方分権一括法^{※1}が施行され、地方が自らの判断と責任により地域の実情に沿った行政を展開していくことが期待される中、住民ニーズへの迅速かつ的確に対応できる組織体制と職員の能力向上が求められています。
- ・本町ではこれまで、職員配置の適正化や組織再編を実施するとともに、職員研修などを行い職員の能力・資質の向上を図ってきました。
- ・多様化、高度化する住民ニーズに対応するため、職員個々の能力を最大限に生かすための人事管理・研修機会の更なる充実を図るとともに、公共施設の適正配置などを考慮しながら指定管理者制度^{※2}や、行政サービスの民間委託など、民間活力の導入を推進します。
- ・また、周辺市町との広域行政による事務効率化に向けて、多方面での広域的な共同事業の開発・推進を図ります。



オンラインウェブ会議

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①行政運営の効率化を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・施設整備・運営や行政サービスにおいて、民間活力の導入を推進します。 ・ICT技術の積極的な導入を推進し、効率的な事務事業、質の高い住民サービスの提供を図ります。 ・新型コロナウイルス感染症などの対策の一環としてテレワーク※3の仕組みづくりや住民の役場での手続き簡素化などに取り組みます。
②創造的な人材育成を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・職員配置の適正化及び効率的な組織再編を実施します。 ・行政職員としての能力向上を図るため、研修を的確に実施します。 ・庁内の意思決定の迅速化と職員の自発性(職員提案制度の活用など)を促進します。
③広域行政を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・広域利用が期待される地域施設の共同管理などの行政事務の広域共同化に向けた検討を進めます。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
テレワーク実施人数	0人	50人
広域連携事業数(累計)	61事業	85事業

用語説明

※1 地方分権一括法: 国と地方の役割分担の明確化、機関委任事務制度の廃止、国の関与のルール化などにより、地方公共団体は自らの判断と責任のもと、地域の実情に沿った行政の展開を目指したものである。

※2 指定管理者制度: 公の施設設置の目的を効果的に達成するため、2003年(平成15年)9月に設けられた制度。その利用に供するための公の施設について、民間事業者などが有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことを目的としている。

※3 テレワーク: 勤労形態の一種で、情報通信技術を活用し時間や場所の制約を受けずに柔軟に働く形態のこと。



施策

24

(5) 住民と行政がともに歩むまちづくり

健全な財政運営を行う

現状と課題

- ・長期にわたる景気の低迷や人口減少は、地方税の伸び悩みや地方交付税の縮減に影響を及ぼし、地方財政は非常に厳しい状況下にあります。将来を見据えた持続可能な財政運営が求められています。
- ・本町では、これまで中長期的な財政収支の見通しと数値目標を設定し、財政運営を行うとともに、国庫・県費を伴う事業を優先し、予算編成を実施することで町の財政負担軽減を図ってきました。
- ・持続可能な財政運営に向けては、経常経費をより一層削減するとともに、滞納対策を推進し、財政基盤を強化します。



統廃合を行った犀川小学校

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①財源の確保と財政の健全化を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・中長期財政収支の見通しと数値目標を定期的に見直します。 ・自主財源を確保するため、町税収入の確保や新たな財源の確保、受益者負担の適正化を図ります。 ・質の高い公共施設などのマネジメントを行い、PDCAサイクルによる進捗管理を図ります。 ・公共施設等総合管理計画や公共施設再配置計画に基づき、公共施設の統廃合及び跡地の活用を推進します。 ・歳出削減を図るため、人件費や扶助費※¹、補助金などの内容や事務事業を見直すとともに、特別会計※²などの自立性を促進します。 ・基金の適正な運用や町債の適切な活用を図ります。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
財政力指数※ ³	0.37	0.40
経常収支比率※ ⁴	86.8%	85.0%
実質公債費比率※ ⁵	4.6%	4.6%

用語説明

※1 扶助費：社会保障制度の一環として、生活困窮者、高齢者、児童、心身障がい者などに対して行っている様々な支援に要する経費のこと。

※2 特別会計：特定の事業を区分したり、特定の歳入歳出を区別して別個に処理するための会計のこと。本町では、国民健康保険事業や、介護保険事業、後期高齢者医療事業などで設置している。

※3 財政力指数：地方公共団体の財政力を示す指標として用いられる指数のこと。基準財政収入額(標準的な地方税収)を基準財政需要額(行政事務の必要経費)で割った数値の過去3年間の平均値。この数値が高いほど、自主財源の割合が高く、財政状況に余裕があるとされている。

※4 経常収支比率：地方公共団体の財政構造の弾力性を表しており、人件費、扶助費、公債費などの経常的な経費に、地方税、地方交付税、地方譲与税などの経常的な収入がどの程度充当されているかを比率で示している。この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っている(自由に使えるお金が少ない)ことを示す。

※5 実質公債費比率：地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したものの。この比率が高いほど財政構造が弾力性を失っている(自由に使えるお金が少ない)ことを示す。



施策

25

(5) 住民と行政がともに歩むまちづくり

公営企業の安定的な経営を推進する

現状と課題

- ・本町の水道は、地下水と京築地区水道企業団からの受水で運営しています。約7割を京築地区水道企業団からの受水に依存していることや、地下水の取水可能量に余裕があることから安定性が高い状況ですが、京築地区水道企業団との責任水量制※1、維持管理を含めた適正な水受給バランスが課題となっています。
- ・また、水道施設の老朽化が進んでおり、大規模地震による災害に備えた耐震性の向上や、将来的な給水人口及び給水量の減少傾向を見据えた施設再整備を検討する必要があります。
- ・健全で安定的な水道事業の継続に向けて、「みやこ町水道ビジョン」に基づき、「安全」、「強靱」、「持続」に沿った事業を進めます。
- ・本町の下水道事業は集合処理区域と、それ以外の合併処理浄化槽を整備していく区域からなります。集合処理区域については、下水道使用普及促進を図り水洗化率を向上させる必要があります。
- ・持続可能で効率的な下水道を実現するため、下水道施設の長寿命化対策と効率的な下水道事業の経営を進めて行く必要があります。
- ・その他の公営企業※2については、将来にわたって安定的に事業を継続していくために効率化・経営健全化の取り組みを進めています。収支の均衡を図り、収支ギャップが生じる場合にはその解消に向けた取り組みを進めます。



横瀬浄水場

主要施策・主要事業

主要施策	主要事業
①水道事業・下水道事業の安定的な経営を推進します	<ul style="list-style-type: none"> ・給水普及率の向上のため、新規加入者の促進などにより水道利用者の増加を図ります。 ・適正な料金収入を確保するため、水道料金や下水道使用料の収納率の向上及び滞納整理の強化を図ります。 ・水道事業や下水道事業の理解促進のため、経営指標や財務指標などの情報公開を進めます。 ・水道事業・公共下水道事業・農業集落排水事業の効率的な運営を進めます。
②経営状況の積極的な情報公開に取り組みます	<ul style="list-style-type: none"> ・収支の改善を通じた経営の基盤強化を図るとともに、積極的な情報公開を進めます。

成果指標

指標	現状値(令和元年)	目標値(令和7年)
給水普及率※3	54.9%	56.0%
水道料金収納額	150,482千円	169,467千円
下水道普及率	82.7%	83.1%
下水道料金収納額	92,360千円	92,582千円

用語説明

※1 責任水量制：供給契約で結んだ水量を責任をもって引き受ける制度。実際に使用した水量が契約水量より少ない場合でも契約水量分の料金を支払う制度。

※2 公営企業：「地方公営企業」と呼ばれる。水道事業、下水道事業、交通事業、病院事業などが代表的なものであるが、土地造成事業やガス事業など多種多様な事業がある。

※3 給水普及率：「現在給水人口（上水道・簡易水道・専用水道の給水人口の合計）」の「給水区域の現在人口」に対する比率。水道普及率は行政区域現在人口に対する現在給水人口の比率である。



第3次みやこ町総合計画

第4章 みやこ町国土強靱化地域計画

1	計画策定の趣旨	86
2	計画の位置付け	86
3	策定体制	87
4	みやこ町の自然災害に関する特性	87
5	地域強靱化の基本的な考え方	90
6	みやこ町の強靱化の現状と課題（脆弱性評価）	93
7	強靱化施策の推進方針	97
8	計画推進の方策	111

1

計画策定の趣旨

東日本大震災では、未曾有の被害が広範囲にわたり発生し、我が国の社会・経済システムの脆弱性が露呈しました。また、近年の気候変動に伴い、全国各地で大型台風や集中豪雨による甚大な被害が発生しており、これまでの復旧・復興を中心とした「事後対策」ではなく、平常時からの「事前防災・減災」の重要性が認識されることとなりました。

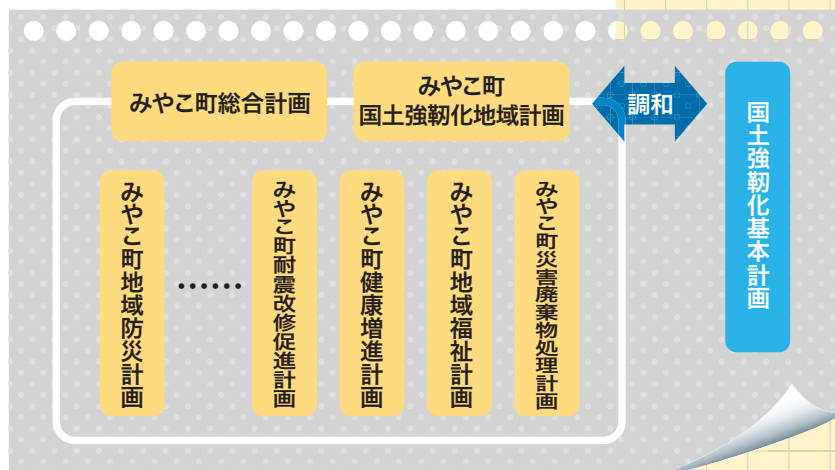
このような中、国では、2013年(平成25年)12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」(以下、「基本法」という。)が施行され、2014年(平成26年)6月に「国土強靱化基本計画」(以下、「強靱化基本計画」という。)が閣議決定されました。(2018年(平成30年)12月14日、強靱化基本計画の変更について閣議決定)

本町においても、強靱化基本計画を踏まえ、いかなる自然災害が発生しようとも、「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な地域・経済社会の構築に向けた「地域の強靱化」を推進するため、「みやこ町国土強靱化地域計画」を策定しました。

2

計画の位置付け

強靱化地域計画は、基本法第13条に基づく「国土強靱化地域計画」であり、国土強靱化に係る本町の他の計画などの指針となります。強靱化に関する事項については、地域防災計画はもとより、本町の様々な分野の計画などよりも「上位」に位置付けられるもので、強靱化地域計画は、基本法第14条に基づき、強靱化基本計画との調和を図るものとなります。



2020年(令和2年)11月、行政部局・教育委員会部局の職員で構成する「みやこ町国土強靱化地域計画策定委員会」(以下、「策定委員会」という。)を設置し、全庁的に策定作業を進めました。

みやこ町の自然災害に関する特性

(1)風水害

本町で発生した風水害は、集中豪雨に伴う浸水害やがけ崩れが多発しており、1950年(昭和25年)9月にはキジア台風及び熱帯低気圧の接近に伴う集中豪雨により、祓川流域で大洪水が発生し、人命・財産に大きな被害を与えています。また、行橋市を中心に大きな被害を与えた1979年(昭和54年)6月30日の大洪水でも、長峽川の氾濫により勝山地区の中心部が浸水被害を受けているほか、1980年(昭和55年)8月30日の集中豪雨では、80歳を過ぎた古老でさえ初めてという大洪水が伊良原・帆柱地区を襲っています。

その他、1952年(昭和27年)4月には福岡県史上かつてない大火災と言われた山火事が犀川地区の西側町境部の山地部で発生し、400haの山林が焼失しています。

■みやこ町における既往災害一覧表

発生年月日	原因	災害形態	被災箇所	被害概要
昭和19年 7月12日	集中豪雨 (台風)	山崩れ 河川氾濫	喜多良川流域	喜多良地区の田圃1/2埋没・ 流出、四宮神社流出など
昭和20年 9月17日・10月27日	集中豪雨	洪水	伊良原	橋梁流出3、道路決壊延べ 500m
昭和25年 9月1日～16日	キジア 台風	がけ崩れ 洪水	上伊良原ほか	死者1、家屋全壊1、浸水30戸、がけ 崩れ5、道路流出18、橋梁流出4他
昭和26年 10月14日	ルース 台風	洪水	犀川地区全域 (今川・祓川流域)	家屋全半壊56戸、堤防決壊、 橋梁流出、がけ崩れ8他
昭和27年 4月19日	-	山林火災 (大火)	犀川地区西側山地部	山林焼失面積400ha、 人的被害などはなし
昭和54年 6月2日～30日	集中豪雨	洪水	長峽川流域 (勝山黒田地区)	家屋損壊、浸水、田畑冠水他 (詳細不明)
昭和55年 8月30日	集中豪雨	洪水	伊良原	家屋流出2、床上浸水13、 道路決壊23、橋梁流出他
昭和57年 7月5日	集中豪雨	洪水	伊良原	道路決壊、橋梁流出他
平成3年 9月7日	台風 19号	風害	町全域	詳細不明
平成24年 7月11日～14日	集中豪雨	がけ崩れ 洪水	町全域	床上浸水11、がけ崩れ16 道路損壊9
平成30年 7月5日～7日	集中豪雨	がけ崩れ 洪水	町全域	家屋全壊1戸、人的被害1人、 床上浸水2、がけ崩れ7

(2)地震

福岡県は、国内でも地震による被害を受けた経験が少ない地域でしたが、2005年(平成17年)3月20日の福岡県西方沖地震(マグニチュード7.0)により、福岡市(震度6弱)で甚大な被害を経験しました。本町は、震度4(最大)で人的被害などはありませんでした。

また、福岡県では福岡管区気象台での有感地震記録によれば、1904年(明治37年)の観測開始以来、震度5以上を観測したのは福岡県西方沖地震及びその余震、2016年(平成28年)熊本地震関連の3回であり、また、震度4は6回(1941年(昭和16年)・1996年(平成8年)の日向灘、1968年(昭和43年)の愛媛県西方沖、1991年(平成3年)の周防灘、2014年(平成26年)の伊予灘、2015年(平成27年)の大分県南部)経験しています。

本町で震度4以上を観測したのは、2005年(平成17年)の福岡県西方沖地震、2014年(平成26年)の伊予灘地震、2016年(平成28年)熊本地震の3回です。

■みやこ町における震度別地震回数表

震度	1	2	3	4	5弱	5強	6弱	6強	7	合計
平成14年	4	0	0	0	0	0	0	0	0	4
平成15年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成16年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成17年	20	6	1	2	0	0	0	0	0	29
平成18年	6	3	0	0	0	0	0	0	0	9
平成19年	3	1	0	0	0	0	0	0	0	4
平成20年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成21年	7	1	0	0	0	0	0	0	0	8
平成22年	1	1	0	0	0	0	0	0	0	2
平成23年	7	0	0	0	0	0	0	0	0	7
平成24年	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3
平成25年	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
平成26年	5	0	0	1	0	0	0	0	0	6
平成27年	4	1	0	0	0	0	0	0	0	5
平成28年	80	22	6	2	0	0	0	0	0	110
平成29年	5	1	0	0	0	0	0	0	0	6
平成30年	3	2	0	0	0	0	0	0	0	5
平成31年	1	2	0	0	0	0	0	0	0	3
令和2年	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5

資料:「気象庁震度データベース」(2002年(平成14年)～2020年(令和2年)) 気象庁

■福岡県西方沖地震による福岡県の被害状況

市町村名	人的被害				住家(住居)			その他
					全壊	半壊	一部損壊	
	死者	負傷者			棟	棟	棟	
	計	重傷	軽傷					
北九州市	0	3	0	3	0	0	5	震度:4、非住家被害(公共建物)9
福岡市	1	1,038	163	875	141	323	4,756	震度:6弱
飯塚市	0	2	0	2	0	0	79	震度:5強
嘉麻市	0	4	1	3	0	0	15	震度:5強
田川市	0	3	0	3	0	0	1	震度:4
みやこ町	0	0	0	0	0	0	0	震度:4
その他	0	136	33	103	2	29	4,329	
計	1	1,186	197	989	143	352	9,185	

資料:「福岡県西方沖を震源とする地震(確定報)」消防庁(2009年(平成21年)6月12日)、福岡県資料

■みやこ町に存在する活断層の国などにおける評価

活断層名	小倉東断層	福智山断層帯
断層の長さ(km)	23	28
マグニチュード	7.1	7.2
平均的な活動間隔	不明	9,400年~32,000年
最新の活動時期	4,600年前以後、2,400年以前	28,000年前以後、13,000年以前
今後30年以内に地震が発生する確率	0.005%(1)	ほぼ0-3%(2)

- (1) 西日本地域を対象とした確率論的地震動予測地図
 (2) 国(地震調査研究推進本部)による長期評価

(1) 地域強靱化の意義

本町は、九州の北東部に位置し、北東部には行橋市に接し、北は北九州市、西は筑豊地域、南は大分県に接しています。

近年、本町が被った大規模な災害としては、大震災となった2005年(平成17年)3月の福岡西方沖地震や、山地部の中小河川において大量の土砂や流木による堤防の決壊や河道閉塞などの被害が発生した2017年(平成29年)7月九州北部豪雨や、西日本を中心に広い範囲に洪水被害が及んだ2018年(平成30年)7月豪雨が記憶に新しいです。

本町は、山地、平野、河川など多様な地勢を有しており、地震、洪水、土砂災害など様々な災害が起こり得ること、想定を超える規模の地震・風水害にも対応する必要があることなどから、早急に本町の地域強靱化を推進する必要があります。

また、国全体の強靱化を推進するためには、それぞれの地域がその特性を踏まえて主体的に地域強靱化に取り組むとともに、地域間で連携して災害リスクに対応していくことが不可欠であり、本町の地域強靱化を推進し、首都圏のバックアップ機能の強化や、南海トラフ地震などの被災地域に対するサポート体制の整備を行うことで、東京一極集中からの脱却を図り、「自律・分散・協調」型国土の形成を促進していくことが重要です。

さらに、このような地域強靱化の取り組みは、官民投資の呼び込みによる雇用の増加や、東京一極集中の是正による首都圏からの人材の還流を生み出すとともに、地域間の連携強化を促進することから、本町における地方創生にも寄与することとなります。

(2) 対象とする災害

住民生活や経済活動に影響を及ぼすリスクとしては、大規模な事故やテロなども想定されますが、本町における過去の災害被害及び国の強靱化基本計画を踏まえ、強靱化地域計画では、まずは広範囲に甚大な被害が生じる大規模な自然災害を対象とします。

(3) 基本目標

国が強靱化基本計画に掲げる基本目標を踏まえ、以下のとおり設定します。

基本目標

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 町及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 住民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

なお、基本目標をより具体化するため、別途、8つの「事前に備えるべき目標」を設定します。

(4) 地域強靱化を推進する上での基本的な方針

国の強靱化基本計画との調和を図る観点から、国が強靱化基本計画で定める「国土強靱化を推進する上での基本的な方針」に準じ、また、福岡県国土強靱化地域計画との調和を図りながら地域の特性を踏まえ、特に以下の点に留意して地域強靱化を推進します。

① 強靱化の取り組み姿勢

○ PDCAサイクルの実施

地域強靱化は、長期的な視野を持って計画的に取り組むことが重要ですが、一方で、大規模自然災害はいつ起こることも知れないことから、短期的な視点に基づきPDCAサイクル(Plan-Do-Check-Action)による進捗管理を行うことで、施策の確実な進捗を図るとともに、見直し・改善を行います。

○ 「基礎体力」の向上

災害から「防護する力」のみならず、災害に対する「抵抗力」や災害後の迅速な「回復力」を平常時から高めておくことが重要であり、地域強靱化の取り組みを通じて、社会・経済システムが有する「基礎体力」の向上を図ります。

○ 代替性・冗長性の確保

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保を図ります。

② 取り組みの効果的な組み合わせ

○ ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせ

防災施設の整備や耐震化などのハード対策は、対策の実施や効果の発現までに長期間を要することから、比較的短期間で一定の効果を得ることができる訓練・防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、効果的に施策を推進します。

○ 各主体との連携の強化

他市町村との広域連携も重要であることから、平常時から訓練などを通じて連携強化を図り、災害時の応援体制の実効性を確保します。

○「自助」・「共助」・「公助」の適切な組み合わせと官民の連携

地域強靱化を効果的に推進するためには、行政による支援(公助)のみならず、自分の身は自分で守ること(自助)や、地域コミュニティや自主防災組織、NPOなどで協力して助け合うこと(共助)が不可欠であり、これらを適切に組み合わせ、官(国、県、市町村など)と民(住民、コミュニティ、事業者など)が連携及び役割分担して一体的に取り組みます。

③地域の特性に応じた施策の推進**○施設などの効率的かつ効果的な維持管理(社会資本の老朽化対策)**

公共施設やインフラ施設の老朽化に対応するため、耐震化を含む長寿命化計画の策定などを通じ、効率的かつ効果的な維持管理を行います。

○地域強靱化の担い手が適切に活動できる環境の整備

人の絆を重視し、コミュニティ機能の向上を図るとともに、各地域において強靱化(防災)を推進するリーダーの育成・確保に努め、地域強靱化を社会全体の取り組みとして推進します。

○女性、高齢者、子ども、障がいのある人、外国人などへの配慮

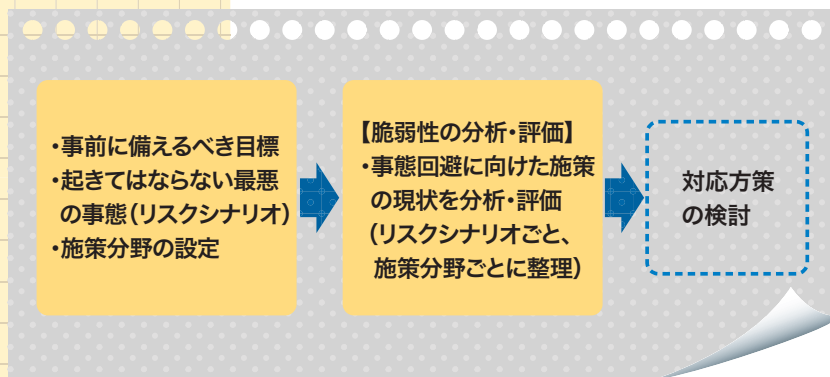
災害時にすべての住民が円滑かつ迅速に避難できるよう、消防団員や民生委員など、地域住民の避難に携わる人材の安全確保にも留意した上で、要介護高齢者や障がいのある人などの避難行動要支援者の実情を踏まえたきめ細かな対策を講じます。

また、外国人に対しても、平常時の取り組みを含め、十分な配慮を行います。

(1) 脆弱性評価の考え方

大規模な自然災害に対する脆弱性の分析・評価は、強靱化に関する現行の施策の弱点を洗い出す非常に重要なプロセスとされています。

本町では、国が示す評価手法及び福岡県国土強靱化地域計画を援用し、以下の流れに沿って脆弱性の分析・評価を実施しました。



(2) 事前に備えるべき目標と起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)の設定

国の強靱化基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と45の「起きてはならない最悪の事態」を設定し、県の強靱化基本計画では、8つの「事前に備えるべき目標」と30の「起きてはならない最悪の事態」を設定しています。強靱化地域計画では、本町の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性などを踏まえて整理・統合を行い、8つの「事前に備えるべき目標」と24の「起きてはならない最悪の事態」を設定しました。

(3) 施策分野の設定

「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野を、以下のとおり設定しました。

施策分野

- ① 行政
- ② 保健医療・福祉
- ③ 産業
- ④ 基盤整備

基本目標	事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態(リスクシナリオ)
①人命の保護が最大限 図られる	1 直接死を最大限防 ぐ	1-1 地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災 などによる多数の死傷者の発生
		1-2 河川氾濫などに起因する浸水による多数の 死傷者の発生
		1-3 大規模な土砂災害などによる多数の死傷者 の発生
		1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不 足、避難の遅れによる多数の死傷者の発生
	2 救助・救急、医療活 動などが迅速に行 われるとともに、被 災者などの健康・ 避難生活環境を確 実に確保する	2-1 被災地における水・食料など、生命に関わる 物資供給の長期停止
		2-2 消防などの被災による救助・救急活動の停滞
		2-3 被災地における医療機能の麻痺
		2-4 被災地における疫病・感染症の大規模発生
2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による 多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生		
②町及び社会の重要な 機能が致命的な障害 を受けず維持される	3 必要不可欠な行政 機能は確保する	3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連 携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下
	4 必要不可欠な情報 通信機能・情報サー ビスは確保する	4-1 情報通信の麻痺・長期停止などによる災害・ 防災情報の伝達不能
③住民の財産及び公共 施設に係る被害の最 小化	5 ライフライン、交通 ネットワークなど の被害を最小限に 留めるとともに、早 期に復旧させる	5-1 上水道などの長期にわたる供給停止
		5-2 汚水処理施設などの長期にわたる機能停止
		5-3 交通インフラの長期にわたる機能停止
		5-4 防災インフラの長期にわたる機能不全
④迅速な復旧復興	6 経済活動を機能不 全に陥らせない	6-1 サプライチェーンの寸断などによる経済活 動の機能不全
		6-2 食料などの安定供給の停滞
7 制御不能な複合災 害・二次災害を発 生させない	7 制御不能な複合災 害・二次災害を発 生させない	7-1 ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全 や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生
		7-2 有害物質の大規模な流出・拡散による被害 の拡大
		7-3 農地・森林などの被害による地域の荒廃
8 社会・経済が迅速 かつ従前より強靱 な姿で復興できる 条件を整備する	8 社会・経済が迅速 かつ従前より強靱 な姿で復興できる 条件を整備する	8-1 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の 大幅な遅れ
		8-2 復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向け たビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態
		8-3 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティ の崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失
		8-4 仮設住宅などの整備が進まず復興が大幅に 遅れる事態

(4) 脆弱性の分析・評価の手順

24のリスクシナリオごとに、次の手順により実施します。

1 「最悪の事態が発生する要因」の洗い出し

リスクシナリオごとに関連する強靱化施策を整理する際に、施策の漏れを防止するため、リスクシナリオと施策を直接的に結び付けるのではなく、まずは、具体的にどのような被害が生じて「最悪の事態」に陥るのかを想像しながら、「起きてはならない最悪の事態が発生する要因」を設定。

2 脆弱性の現状調査・分析

「最悪の事態が発生する要因」を踏まえた上で、リスクシナリオごとに町の各部局などが実施している施策を調査・整理。

- (1) 町の各部局などにおいて実施している施策を調査。
- (2) 各施策の課題などの分析。

3 脆弱性の課題の検討・評価

- (1) リスクシナリオごとに強靱化施策の評価を実施。
- (2) (1)を踏まえ、施策分野ごとに評価結果を整理。

(5)脆弱性評価結果

リスクシナリオごとの評価結果は、後述のとおりであり、施策分野ごとの評価結果について、相関表として記載します。なお、評価結果のポイントは以下のとおりです。

○各主体との連携強化が必要

地域強靱化に向けた取り組みの実施主体は、国、県、町のみならず、住民や事業者など多岐にわたっており、地域強靱化を着実に推進するためには、各主体が一体となって効果的に施策などを実施していくことが重要であり、日頃の訓練や連絡調整などを通じてその実効性を確保しておく必要があります。

○ハード対策とソフト対策の適切な組み合わせが必要

施設整備や耐震化などのハード対策は、完了までに長期間を要し、充当できる財源にも限りがあることから、コスト・期間・規模などを十分に勘案し、訓練や防災教育などのソフト対策を適切に組み合わせ、計画的に実施することが必要です。

○代替性・冗長性の確保が必要

橋梁などのインフラ施設、各種システムの電源設備、住民への情報伝達手段など、被災した場合の影響が大きいものや復旧に時間を要するものについては、代替性・冗長性の確保を図ることが必要です。

○地域強靱化に向けた継続的な取り組みが必要

地域強靱化の取り組みに終わりではなく、長期的な視点に立って、計画的に進める必要があります。

(1) 施策推進に当たっての目標値の設定

施策推進に当たっては、町以外の国や県などが主体となって実施する施策も数多くあり、施策推進に関わる各主体が目指すべき努力目標として位置付ける必要があります。

また、計画策定後においても、状況変化などに対応するため、必要に応じ見直しや新たな設定を別に定めます。

(2) リスクシナリオごとの強靱化施策の推進方針

「起きてはならない最悪の事態」を回避するための強靱化施策について、その推進方針及び目標をリスクシナリオごとに整理しました。

なお、整理した強靱化施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれますが、これらの施策については、「起きてはならない最悪の事態」の回避に最も関連の深いリスクシナリオに掲載することとし、他のリスクシナリオへの再掲は省略します。

目標 1

直接死を最大限防ぐ

1-1

地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災などによる多数の死傷者の発生

○住宅、特定建築物※の耐震化【総務課、建築課、都市整備課、教育委員会生涯学習課】

建築物の所有者などに対し、耐震化の理解を深めるための相談窓口の設置やセミナーの開催を行うとともに、県と連携し、木造戸建て住宅の耐震改修が進むよう支援し、一層の耐震化を促進します。

また、特定建築物を含め公共施設などの耐震化について「みやこ町耐震改修促進計画」を基に、より一層の計画的な耐震化の取り組みを促進します。

○学校施設の耐震化【教育委員会学校教育課】

公立学校施設などの耐震化が早期に完了するよう、「みやこ町公共施設再配置計画」を基に国、県の指導を仰ぎ、補助制度を活用して計画の推進を図ります。また、学校統廃合により新設する校舎などの耐震化を行うとともに、国や県に対し予算の確保を求め、学校施設の耐震化を促進します。

○社会福祉施設などの耐震化【保険福祉課、子育て・健康支援課】

高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設について、改修を促進するとともに、老朽施設については、緊急度の高いものから優先的に改築などによる耐震化を促します。

※特定建築物：1981年(昭和56年)以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物など

○応急危険度判定体制の整備【総務課、建築課】

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物などによる二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士、被災建築物応急危険度判定士の登録者数拡大を図ります。

○大規模盛土造成地の把握【都市整備課】

県が作成する大規模盛土造成地マップを利用し、住民に情報提供を行います。

1-2

河川氾濫などに起因する浸水による
多数の死傷者の発生

○激甚な水害が発生した地域などにおいて集中的に実施する災害対策

【都市整備課】

近年の集中豪雨による激甚な被害が発生する恐れがある河川について、災害からの被害を防止するため、護岸整備などにあたり、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧が必要であり、現在、河川の未整備区間の改善を進めます。

また、河川の浚渫を実施し流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する取り組みの検討を行います。

○気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【都市整備課】

町営河川については、大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、浚渫や護岸整備を行います。

また、町内には、県営河川が通っており、氾濫により人命被害などが生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫などの発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を県に働きかけます。

○洪水ハザードマップの作成【総務課】

水害時に円滑かつ迅速な避難が行われるよう、ハザードマップを活用した防災訓練の実施などを地域に働きかけるとともに、洪水ハザードマップについて、水防法の改正などがあった場合、随時更新を行います。

○水害対応タイムラインの作成【総務課】

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理し、水害対応タイムラインの策定を行います。

○適切な避難情報の発令【総務課】

2021年(令和3年)5月に改訂された「避難勧告等に関するガイドライン」を踏まえ、適切に避難情報などの発令を行います。

1-3 大規模な土砂災害などによる多数の死傷者の発生

○激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施 【都市整備課】

豪雨により激甚な被害が発生した地域については、住民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設など(砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)の整備を県に働きかけます。

○人家や公共施設などを守るための土砂災害対策の推進【都市整備課】

土砂災害の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設などの状況や被災履歴などを勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設などの整備を県に働きかけます。

○治山施設の整備【農林業振興課、都市整備課】

山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源かん養、生活環境の保全・形成などを図るため、県と提携し保安林及び治山施設の整備を推進します。

○土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務課】

土砂災害の警戒避難体制の強化を図るため、地形改変などによる新たな土砂災害警戒区域の指定など、区域の見直しを県が行った場合に、土砂災害ハザードマップの作成や、住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を図ります。

1-4 情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制

【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

発災時の指定避難所の運営について、避難所運営マニュアルを基に円滑な運営を行えるように職員の訓練に努め、自主防災組織などを中心とした地域住民による避難誘導、避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携を図ります。

○避難行動要支援者の避難支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

避難者行動支援者に対する避難支援について、自主防災組織、民生委員などを対象とした研修会や訓練を行います。

○福祉避難所への避難体制の整備の促進

【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

要配慮者の福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、住民参加の研修会や避難訓練を行います。

○外国人に対する支援【観光まちづくり課】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、平時より県作成の多言語防災ハンドブックにより防災に関する知識の普及を図ります。また、福岡県国際交流センターなどと連携し、多言語での情報提供を行うため、外国人向け防災メール・まもるくんの登録促進や「災害時通訳・翻訳ボランティア」制度を活用します。あわせて、福岡県や福岡県観光連盟などと連携し、ホームページやソーシャルネットワークサービスを通じて、多言語で交通状況や気象などの情報を発信します。

○防災教育の推進【教育委員会学校教育課】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、職員が講じるべき措置を定めた危機管理マニュアルの更新について、各種研修の機会を通して周知を行います。

○避難行動などの教訓の広報啓発【総務課】

避難行動につながった自助・共助の取り組みなどを各種会議やイベント、出前講座などの機会を通じて普及啓発を図ります。

目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保する

2-1

被災地における水・食料など、生命に関わる物資供給の長期停止

○公助による備蓄・調達への推進【総務課】

災害時に迅速かつ着実に備蓄物資を供給するため、適切な管理を行うとともに、避難所運営に必要な資機材などの整備を行います。

また、物資の供給などに関する協定の締結先の拡大を図ります。

○自助・共助による備蓄の促進【総務課】

住民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、広報・啓発を実施します。

2-2

消防などの被災による救助・救急活動の停滞

○消防団の充実強化【総務課】

消防団活動の周知を行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所などを住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進します。

○自主防災組織の充実強化【総務課】

地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウなどを学ぶ研修などの取り組みにより、自主防災組織の設立促進と活性化を図ります。

2-3 被災地における医療機能の麻痺

○保健医療調整本部の設置【子育て・健康支援課】

大規模災害時の災害対策に係る保健医療活動を効果的・効率的に行うため、県災害対策本部と連携を図ります。

2-4 被災地における疫病・感染症の大規模発生

○疫病のまん延防止【子育て・健康支援課】

予防接種法に規定される疾病のまん延防止上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や関係機関、医師会関係者との情報共有を図ります。

2-5 劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○健康管理体制の構築【総務課、子育て・健康支援課】

県と連携し、被災者の健康管理支援活動を迅速かつ適切に実施できるよう、県マニュアルを参照し、関係機関が連携して中長期的なケア・健康管理を行う体制を構築します。

○福祉避難所の設置・運営【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

設備や人材が整った社会福祉施設などの福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保など、福祉避難所の設置・運営が適切に行われるように図るとともに、福祉用具の調達や福祉専門人材の派遣に関する関係団体との協定の締結などを通じて、福祉避難所における器材や人材の確保を支援します。

目標 3 必要不可欠な行政機能は確保する

3-1 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○防災拠点となる公共施設の整備【総務課、財政課、教育委員会生涯学習課】

防災拠点となる公共施設について、老朽化対策や改築を計画的に行い、消防設備や発電機といった防災設備の適切な維持管理、更新などを行います。

○業務継続体制の確保【総務課、財政課】

災害・被害想定の見直しや組織の改正の都度、大規模災害時における業務継続計画の見直しを行います。

また、業務継続の根幹をなす情報システムの体制強化を図ります。

強靱化施策の推進方針

○各種防災訓練の実施【総務課】

防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、訓練などを実施します。

○受援体制の確保【総務課】

大規模災害発生時に県外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するため、災害時受援計画の継続的な見直しや同計画に基づく訓練などを実施します。

○災害対策本部設置運営訓練などの実施【総務課】

災害対策本部設置運営訓練を行い、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や各種マニュアルなどの見直しを行います。

○罹災証明の迅速な発行【税務課】

大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制を強化するため、研修会などを開催し、罹災証明書の発行に係る必要人員を確保するとともに、システムの早期導入を行います。

目標 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1

情報通信の麻痺・長期停止などによる災害・防災情報の伝達不能

○情報伝達手段の整備【総務課、財政課】

情報通信設備の耐災害性を強化するため、役場庁舎においては、非常用自家発電設備の構築により電源を確保するとともに、自庁設置サーバのデータセンターへのハウジング・ホスティングの活用、自治体クラウドの導入などを検討し、運用管理の見直しを行います。

また、避難所などの公共施設が災害時に住民への情報発信拠点となるように、公衆無線LAN環境の整備を進め、住民に確実かつ迅速に災害・防災情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多重化を行います。

また、災害情報共有システム(Lアラート)と連携し、災害・防災情報をテレビ、ラジオ、インターネットなど様々なメディアへ提供します。

○町防災行政無線の運用【総務課】

気象情報や避難勧告などの情報を住民へ確実かつ迅速に伝達するため、町防災行政無線、エリアメール、防災メール・まもるくんを利用し周知を図ります。

○災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

住民や事業者などが災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、住民や事業者などに対し、備蓄を働きかけます。

目標 5

ライフライン、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1

上水道などの長期にわたる供給停止

○水道施設の耐震化推進及び広域連携推進【上下水道課】

耐震性能を有する水道施設の整備を図るよう、国の考え方を踏まえたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画に沿った耐震性能向上に取り組みます。また、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材やノウハウの強化を進めます。

5-2

汚水処理施設などの長期にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化(農業集落排水施設含む)【上下水道課】

町が管理する下水道施設の耐震化の優先度を考慮しながら効率的な耐震計画の策定及び実施を推進します。

○下水道BCPの実効性の確保【上下水道課】

町が管理する下水道施設において、下水道BCPの情報更新及び訓練を行い、実効性の向上を図ります。

○農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道課】

農業集落排水施設の計画的な老朽化対策を進めるため、機能診断及び長寿命化計画を策定します。

○浄化槽の整備【上下水道課】

老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進するため、浄化槽整備事業に要する経費の一部の補助を行います。

5-3

交通インフラの長期にわたる機能停止

○道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市整備課】

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、道路法面などの崩壊、落石などの災害を防止するための整備として、道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強などを推進します。緊急輸送の道路対策、土砂災害などの危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に推進します。

○道路橋梁の耐震補強【都市整備課】

地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事を行います。

強靱化施策の推進方針

○緊急輸送道路の整備【都市整備課】

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた国・県道については、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に進めるよう県に働きかけます。

○啓開体制の強化【都市整備課】

道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無などの情報を共有するなど、災害時に速やかな対応ができる環境を整えます。

○道路の雪寒対策の推進【都市整備課】

車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪時などにおいては、除雪などを効果的に行います。

○生活道路の整備【都市整備課】

災害時における地域交通網を確保するため、幅員の狭い未改良区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を行います。

5-4

防災インフラの長期にわたる機能不全

○道路施設の老朽化対策【都市整備課】

道路施設の長期にわたる機能停止を回避するため、施設ごとの長寿命化計画を策定し、点検データを活かした戦略的かつ効率的な維持管理・更新を行います。

○砂防施設などの老朽化対策【都市整備課】

砂防施設などの防災関連施設について、効果的な運用を行うため、県と地元住民との連絡調整を行います。

○治山施設の老朽化対策【都市整備課】

治山施設については、効果的な運用を行うため、県と地元住民との連絡調整を行います。

目標 6

経済活動を機能不全に陥らせない

6-1

サプライチェーンの寸断などによる経済活動の機能不全

○企業BCPの策定促進【観光まちづくり課】

福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナーなどの案内及び参加を呼びかけるとともに、福岡県中小企業振興センターや福岡県商工会連合会が行う窓口相談などの取り組みを通じて、町内事業者に対し、BCP策定の必要性や策定方法及び組織の事業継続能力を維持・改善するためのプロセスの重要性などの周知を図ります。

○商工業者への事業継続支援【観光まちづくり課】

被災商工業者の事業の再開・継続を総合的に支援します。

○事業継続力強化支援計画の策定促進【観光まちづくり課】

町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会と連携し、防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集などを定めた支援計画を今後も促進します。

○代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市整備課】

幹線道路の早期整備や東九州自動車道4車線化実現に向け関係団体などと連携し、引き続き国・県へ働きかけを行います。

○広域的な避難路となる高規格幹線道路などへのアクセス強化【都市整備課】

幹線道路の整備を促し、災害対応力の強化のために資する道路ネットワークの構築を図ります。

6-2

食料などの安定供給の停滞

○農業水利施設の老朽化対策【都市整備課】

農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断や劣化状況に応じた補修・更新などの長寿命化を目指し、施設の老朽化対策を推進します。

○農道・林道の整備、保全【都市整備課】

災害時に避難路や輸送道路の代替・迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行うとともに、農道・林道のトンネルや橋梁部の点検・診断を行います。

目標 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生

○ため池の防災・減災対策【都市整備課】

決壊した場合に下流の家屋などに被害を与えるおそれのある「防災重点ため池」について、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して再選定を行います。

豪雨や地震などに起因するため池の決壊による災害を防止するため、「防災重点ため池」を中心に、県と連携したため池ハザードマップの作成、ため池劣化状況調査評価業務など、必要なソフト対策や堤体・洪水吐などの施設機能の適切な維持、補強に向けたハード対策を実施します。

7-2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○大気汚染物質、水質汚濁状況などの常時監視など【住民課】

住民の健康被害のリスクを軽減するため、県が行う大気汚染物質、公共用水

強靱化施策の推進方針

域・地下水の水質汚濁状況及び、大気・水質・土壌中のダイオキシン類の常時監視並びに、事業場への立入検査や事業者への指導の結果を早期に入手します。

県と連携し、災害時における大気環境の観測体制及び情報機能並びに環境中の有害物質のモニタリング体制を確保します。

有害物質の漏出などにより住民の生命身体に危険の恐れがあると認められる場合は、防災行政無線、町ホームページにより、住民に対し周知などを行います。

また、土壌汚染については、土地所有者などに対し、適切な土壌汚染対策を県とともに指導します。

○毒物劇物の流出などの防止【住民課】

災害に起因する毒物劇物の流出などを防ぐため、関係行政機関や取扱事業者との連絡・協力体制の確保を図るとともに、毒物劇物の営業者などへの立入調査などによる取扱事業者に対する管理徹底の指導、町ホームページを活用した事故未然防止対策などの情報発信を行います。

7-3

農地・森林などの被害による地域の荒廃

○地域における農地・農業水利施設などの保全【農林業振興課】

農業・農村が有する多面的機能の発揮を促進し、担い手農家の負担軽減や集落機能維持を図るため、農業者、地域住民などで構成される活動組織が実施する水路、農道などの保全活動に対し、多面的機能支払交付金などによる支援を行います。

○荒廃農地対策【農林業振興課】

農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況などの把握を行い、荒廃農地の再生利用を促進します。

○森林の整備・保全【農林業振興課】

森林の荒廃を未然に防止するため、強度間伐による針広混交林化などを推進するとともに、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者などが行う間伐などの森林整備を推進します。

目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1

災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

被災地の迅速な復旧・復興を図るため、県が2016年(平成28年)3月に策定した災害廃棄物処理計画、町が2017年(平成29年)3月に策定した災害廃棄物処理計画に基づき、処理体制の整備を図ります。

また、実効性の向上に向け、職員などの人材育成を図ります。

8-2

復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態

○防災担当職員などの育成【総務課】

大規模災害時には、専門的な職員の不足が予想されることから、技術向上のための講習会の開催や町の防災担当職員の育成、災害アドバイザーの派遣などの取り組みを行います。

○建設人材の確保・育成【財政課、建築課、都市整備課、上下水道課】

復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、国、県の指針に基づき、予定価格の適正な設定、発注・施工時期の平準化、適正な労務単価の設定などによる就労環境の整備を行います。

○災害ボランティア活動の強化【総務課】

災害ボランティアの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、社会福祉協議会の職員などを対象として災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行います。

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失

○地域コミュニティの活性化【観光まちづくり課】

地域コミュニティ活性化に係る福岡県など主催の市町村職員研修会や自治会の役員などを対象とした活動事例報告会に積極的に参加し、先進的な事例などを学習しながら、効果的な地域コミュニティ活性化の方法を検討します。

○被災者など支援制度の周知【保険福祉課】

被災者の生活再建に資するため、災害発生の都度、当該災害で適用される支援制度をとりまとめ、速やかに被災者に周知します。

○貴重な文化財の喪失対策【教育委員会生涯学習課】

耐震、耐火をはじめとする防災など能力の調査及び整備を行います。
防災減災を図る指針や組織を作ります。

8-4

仮設住宅などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態

○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建築課】

地域防災計画に基づき選定される建設用地に、迅速に応急仮設住宅が建設できるよう、様々な建築団体と協議し、体制の構築を図ります。

○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【建築課】

町営住宅などを提供するなど、提供体制の整備を検討します。

強靱化施策の推進方針

(3) 施策分野ごとの強靱化施策の推進方針

リスクシナリオごとの推進方針を踏まえ、4つの施策分野ごとに推進方針を整理しました。

なお、整理した施策の中には、複数のリスクシナリオに関連するものも多く含まれ、これらの施策については、関連するリスクシナリオを再掲に記載しています。

事前に備えるべき目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策レベル						
		施策	再掲	施策分野の設定				
				1 行政	2 保健 医療・ 福祉	3 産業	4 基盤 整備	
1 直接死を最大限 防ぐ	1-1) 地震に起因する建物の 大規模な倒壊・火災など による多数の死傷者の 発生	住宅、特定建築物の耐震化	2-3)		○		○	
		学校施設の耐震化	2-3)				○	
		社会福祉施設などの耐震化	2-3)		○			
		応急危険度判定体制の整備						○
		大規模盛土造成地の把握						○
	1-2) 河川氾濫などに起因する 浸水による多数の死傷者の 発生	激甚な水害が発生した地域などにおいて集中的 に実施する災害対策	5-4)、7-1)					○
		気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進	5-1)、5-4)、7-1)					○
		洪水ハザードマップの作成			○			○
		水害対応タイムラインの作成			○			○
	1-3) 大規模な土砂災害など による多数の死傷者の 発生	適切な避難情報の発令	1-3)		○			
		激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害 防止対策の集中的実施	5-4)、7-1)					○
		人家や公共施設などを守るための土砂災害対策 の推進	5-4)、7-1)					○
	1-4) 情報伝達の不備や防災 リテラシー教育の不足、 避難の遅れによる多数 の死傷者の発生	治山施設の整備	7-1)				○	
		土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体 制の強化			○			○
		指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制	1-1)、1-2)、1-3)		○			
		避難行動要支援者の避難支援	1-1)、1-2)、1-3)		○			
福祉避難所への避難体制の整備の促進		1-1)、1-2)、1-3)		○				
外国人に対する支援				○				
防災教育の推進		1-1)、1-2)、1-3)		○				
2 救助・救急、医 療活動が迅速に 行われるととも に、被災者など の健康・避難生 活環境を確実に 確保する	2-1) 被災地における水・食料 など、生命に関わる物資 供給の長期停止	避難行動などの教訓の広報啓発	1-1)、1-2)、1-3)	○				
		公助による備蓄・調達の推進		○				
	自助・共助による備蓄の促進			○				
	2-2) 消防などの被災による 救助・救急活動の停滞	消防団の充実強化	1-1)		○			
		自主防災組織の充実強化	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)		○			
	2-3) 被災地における医療機 能の麻痺	保健医療調整本部の設置	2-4)、2-5)			○		
		2-4) 被災地における疫病・感 染症の大規模発生	疫病のまん延防止	2-5)		○		
	2-5) 劣悪な避難生活環境、不 十分な健康管理による 多数の被災者の健康状 態の悪化・死者の発生	健康管理体制の構築	2-3)、2-4)			○		
		福祉避難所の設置・運営				○		

事前に備えるべき目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策レベル						
		施策	再掲	施策分野の設定				
				1 行政	2 保健医療・福祉	3 産業	4 基盤整備	
3 必要不可欠な行政機能は確保する	3-1) 行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による機能の大幅な低下	防災拠点となる公共施設の整備		○				
		業務継続体制の確保		○				
		各種防災訓練の実施	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○				
		受援体制の確保	2-1)、2-2)、2-3)、2-4)、2-5)	○				
		災害対策本部設置運営訓練などの実施	1-2)、1-3)	○				
		罹災証明の迅速な発行		○				
4 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する	4-1) 情報通信・放送ネットワークの麻痺・長期停止などによる災害・防災情報の伝達不能	情報伝達手段の整備	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○				
		町防災行政無線の運用	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○				
		災害・防災情報の利用者による対策促進	1-1)、1-2)、1-3)、1-4)	○				
5 ライフライン、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる	5-1) 上水道などの長期にわたる供給停止	水道施設の耐震化推進及び広域連携推進	2-1)、6-2)				○	
	5-2) 汚水処理施設などの長期にわたる機能停止	下水道施設の耐震化(農業集落排水施設含む)	2-4)				○	
		下水道BCPの実効性の確保	2-4)				○	
		農業集落排水施設の老朽化対策	2-4)			○	○	
		浄化槽の整備	2-4)				○	
	5-3) 交通インフラの長期にわたる機能停止	道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)					○
		道路橋梁の耐震補強	1-1)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)					○
		緊急輸送道路の整備	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)					○
		啓開体制の強化	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)、6-1)、6-2)、8-1)					○
		道路の雪寒対策の推進	1-4)、5-4)					○
		生活道路の整備	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-4)					○
	5-4) 防災インフラの長期にわたる機能不全	道路施設の老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-3)、6-1)、6-2)、8-1)					○
		砂防施設などの老朽化対策(戦略的な維持管理・更新)	1-3)、7-1)					○
治山施設の老朽化対策		1-3)、7-1)				○	○	

事前に備えるべき目標	最悪の事態 (リスクシナリオ)	施策レベル					
		施策	再掲	施策分野の設定			
				1 行政	2 保健医療 福祉	3 産業	4 基盤整備
6 経済活動を機能不全に陥らせない	6-1) サプライチェーンの寸断などによる経済活動の機能不全	企業BCPの策定促進	6-2)			○	
		商工業者への事業継続支援	6-2)			○	
		事業継続力強化支援計画の策定促進	6-2)			○	
		代替性確保や信頼性を高めるための道路整備	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-3)、5-4)、6-2)、8-1)				○
	6-2) 食料などの安定供給の停滞	広域的な避難路となる高規格幹線道路などへのアクセス強化	1-1)、1-2)、1-3)、2-1)、2-2)、2-3)、5-3)、5-4)、6-2)、8-1)				○
		農業水利施設の老朽化対策	7-1)			○	○
7 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない	7-1) ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生	農道・林道の整備、保全				○	
		ため池の防災・減災対策	5-1)			○	
	7-2) 有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大	大気汚染物質、水質汚濁状況などの常時監視など					○
		毒物劇物の流出などの防止					○
	7-3) 農地・森林などの被害による地域の荒廃	地域における農地・農業水利施などの保全	6-2)、7-1)				○
		荒廃農地対策					○
8 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する	8-1) 災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ	森林の整備・保全	1-3)			○	
		災害廃棄物処理体制の整備					○
	8-2) 復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態	防災担当職員などの育成			○		
		建設人材の確保・育成					○
	8-3) 貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失	災害ボランティア活動の強化			○		
		地域コミュニティの活性化			○		
8-4) 仮設住宅などの整備が進まず復興が大幅に遅れる事態	被災者など支援制度の周知			○			
	貴重な文化財の喪失対策			○			
		建設型応急仮設住宅の供給体制の整備					○
		公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備					○

(1) 計画の推進体制

強靱化地域計画の推進に当たっては、全庁的に取り組むとともに、地域強靱化を実効性のあるものとするため、町だけでなく、国、県、民間事業者などと緊密に連携します。

(2) 計画の進捗管理と見直し

強靱化地域計画に基づく地域強靱化施策の実効性を確保するため、「みやこ町総合計画/実施計画」と合わせ、PDCAサイクルによる進捗管理を行い、その結果を踏まえ、更なる施策推進につなげます。

なお、強靱化地域計画の策定期間は、総合計画との整合性を図る観点から5年としますが、それ以前においても、施策の進捗状況や社会経済情勢の推移などを勘案し、必要があると認めるときは、適宜見直しを行います。

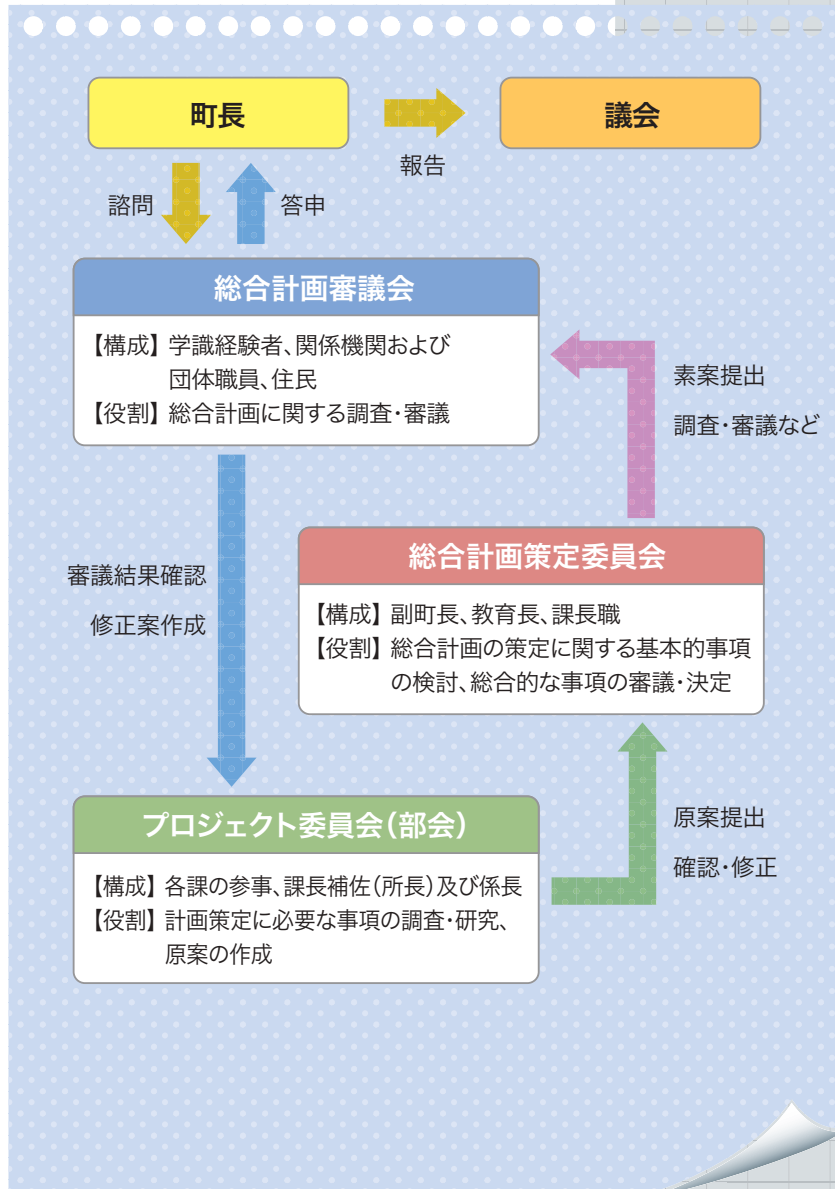


第3次みやこ町総合計画

参考資料

- 1 第3次みやこ町総合計画の策定体制 ……………114
- 2 住民アンケート調査結果 ……………118
- 3 住民ワークショップ結果について ……………127
- 4 リスクシナリオごとの脆弱性評価結果 ……………130

(1) 策定体制



総務部会	環境・福祉部会	産業・建設部会	教育部会
<ul style="list-style-type: none"> ●構成(関係課) 総務課 行政経営課 財政課 税務課 会計課 総合行政委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●構成(関係課) 住民課 子育て・健康支援課 保険福祉課 上下水道課 	<ul style="list-style-type: none"> ●構成(関係課) 観光まちづくり課 農林業振興課 建築課 都市整備課 農業委員会 	<ul style="list-style-type: none"> ●構成(関係課) 学校教育課 生涯学習課
<ul style="list-style-type: none"> ●役割 ・素案作成 ・施策立案 	<ul style="list-style-type: none"> ●役割 ・素案作成 ・施策立案 	<ul style="list-style-type: none"> ●役割 ・素案作成 ・施策立案 	<ul style="list-style-type: none"> ●役割 ・素案作成 ・施策立案

(2) 策定経過

実施日	会議などの名称	主な協議内容
令和元年 7月 1日～ 15日	住民アンケート	・住みよさ、まちづくりの評価 ・まちの将来像など
令和2年 5月19日	トップヒアリング	・これからのまちづくりなど
6月16日～ 24日	各課ヒアリング	・第2次総合計画主要事業 ・第3次総合計画について
7月14日	第1回みやこ町総合計画部会・ 策定委員会全体会(書面開催)	・第3次総合計画策定概要 ・基礎調査結果、スケジュール
7月29日	第1回みやこ町総合計画審議会 みやこ町総合計画審議会への諮問	・第3次総合計画策定概要 ・基礎調査結果、スケジュール
8月 3日～ 4日	住民ワークショップ	・重点プロジェクト案について
8月28日	第2回みやこ町総合計画策定に係る 部会(書面開催)	・ワークショップ、第2次KPI結果 ・重点、施策、分野別主要施策
9月 9日	第2回みやこ町総合計画策定委員会 (書面開催)	・ワークショップ、第2次KPI結果 ・重点、施策、分野別主要施策
9月18日～ 10月20日	第2回みやこ町総合計画審議会 (書面開催)	・ワークショップ、第2次KPI結果 ・重点、施策、分野別主要施策
11月19日～ 20日	第3回みやこ町総合計画策定に係る 部会	・基本構想、基本計画素案検討
11月30日	第3回みやこ町総合計画策定委員会 (書面開催)	・基本構想、基本計画素案検討
12月14日	第3回みやこ町総合計画審議会	・基本構想、基本計画素案検討
12月21日	第4回みやこ町総合計画策定に係る 部会(書面開催)	・総合計画(案)検討
令和3年 2月25日	第4回みやこ町総合計画策定委員会 (書面開催)	・総合計画(案)検討
3月26日	第4回みやこ町総合計画審議会	・総合計画(案)検討
4月 1日～ 30日	パブリックコメント	・総合計画(案)について
5月 6日	第5回みやこ町総合計画部会・ 策定委員会全体会(書面開催)	・パブコメ報告 ・総合計画策定について
5月17日	第5回みやこ町総合計画審議会 (書面開催)	・パブコメ報告 ・総合計画策定について
5月18日	みやこ町総合計画審議会からの答申	

(3) みやこ町総合計画審議会委員名簿

分類	所属など	氏名
学識経験者	北九州市立大学 地域戦略研究所 教授	内田 晃(審議会会長)
	北九州市立大学 法学部 准教授	横山 麻季子(審議会副会長)
関係機関及び 団体の職員	みやこ町教育委員会 委員	原田 直美
	みやこ町農業委員会 会長	嶋田 光雄
	みやこ観光まちづくり協会 会長	田中 厚一
	みやこ町保育協会 会長	西郷 信行
	みやこ町商工会 女性部長	柿本 恵美
	みやこ町区長会 会長	是則 直幹(令和2年度)
	みやこ町区長会 副会長	水口 勉(令和3年度)
	社会福祉法人 みやこ町社会福祉協議会 会長	中尾 文俊
	福岡県農業協同組合 女性部犀川支部 部長	山下 成子
	みやこ町体育協会 会長	中村 彰夫
公募による者	みやこ町住民	馬場 徹
	みやこ町住民	中原 裕美余

(4)みやこ町総合計画審議会への諮問

2み行第563号
令和2年7月29日

みやこ町総合計画審議会
会長 内田 晃 様

みやこ町長 井上 幸春

第3次みやこ町総合計画策定について(諮問)

本町は、平成18年3月に3町が合併し、みやこ町として町制を施行しました。平成28年3月には、第2次となる総合計画を策定し、まちの将来像である「わたしたちが未来を創り 人と自然が輝きつづけるみやこ町」の実現に向けた施策を推進してきました。

合併から14年が経過した現在、社会は人口減少時代に突入し、少子高齢化や高度情報化の進展、環境問題の顕在化などとともに、社会構造は大きな転換期を迎えています。

こうした社会潮流の変化や本町の地域特性を踏まえつつ、新たな賑わいづくりを進めるとともに、持続可能なまちづくりや地域経営の指針となる第3次総合計画を策定するため、みやこ町総合計画審議会設置条例第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

(1)第3次みやこ町総合計画策定について調査・審議

(5)みやこ町総合計画審議会からの答申

令和3年5月18日

みやこ町長 井上 幸春 様

みやこ町総合計画審議会
会長 内田 晃

第3次みやこ町総合計画について(答申)

令和2年7月29日付け2み行第563号で諮問のあった第3次みやこ町総合計画について慎重に審議を重ねた結果、みやこ町総合計画審議会設置条例第2条の規定により適切であると認め、下記意見を付して答申します。

記

1. 本計画の推進にあたっては、社会情勢や住民ニーズなどを勘案し効率的な行財政運営を図り、効果的な事業の実施に努めること。
2. 本計画の進捗については、PDCAに基づき、事業の検証・見直しを行うとともに、的確な公表を行うこと。
3. 本審議会からの提言などは、事業の重要度を考慮しつつ、実施計画の策定においてその意を十分に尊重されたい。

(1) 調査概要**① 調査目的**

・「第3次みやこ町総合計画」、「第2期みやこ町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するにあたり、今後の取り組みを検討する際の基礎資料とするために実施した。

② 調査方法

- ・郵送による配布・回収とした。
- ・無記名方式とした

③ 調査期間

・2019年(令和元年)7月1日 ~ 2019年(令和元年)7月15日

④ 調査対象者

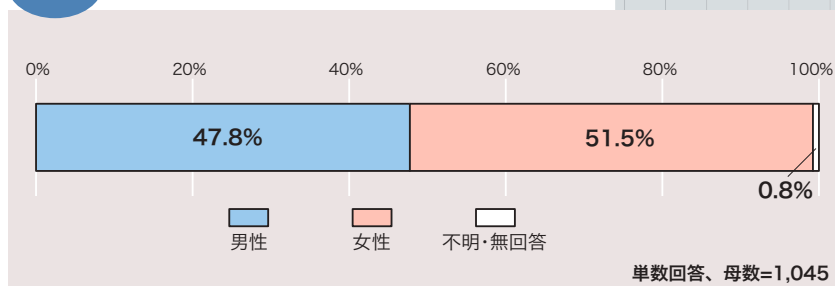
・町内在住の18歳以上の方から3,000人を無作為抽出した。

⑤ 配布・回収状況

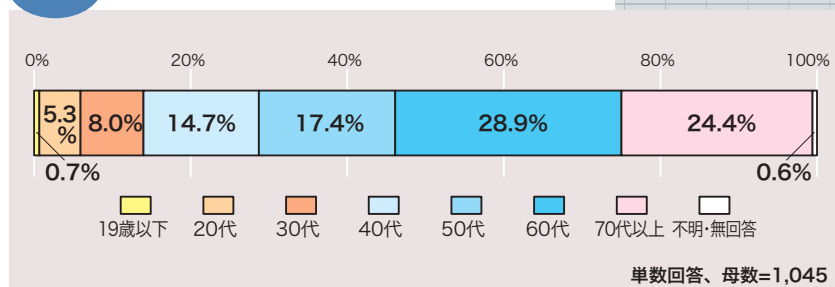
配布数	回収数	回収率
3,000	1,045	34.8%

(2) 集計結果**① あなたご自身について**

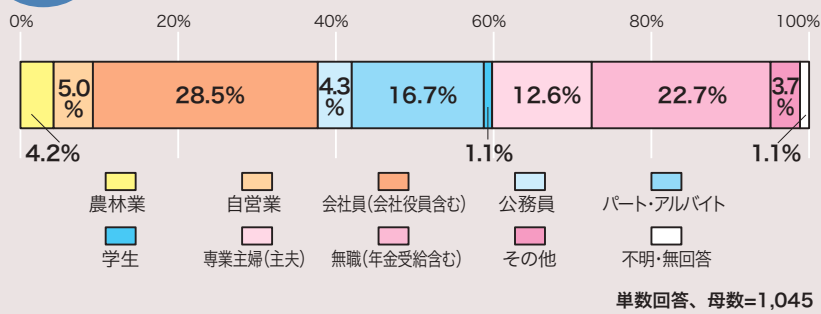
問1 あなたの性別をお答えください。



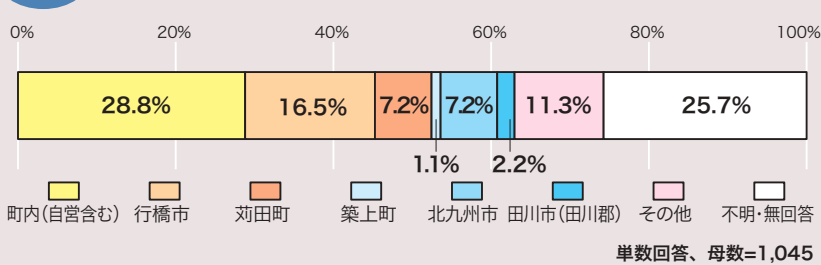
問2 ご回答いただいている方の年齢をお答えください。



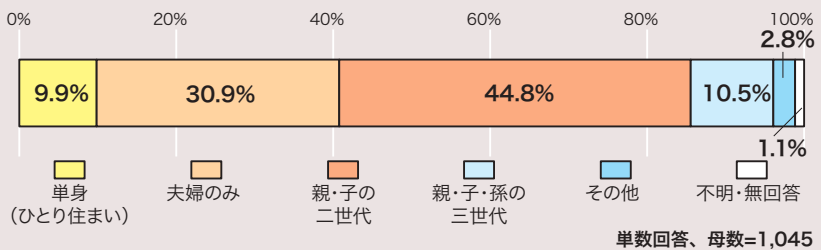
問3 あなたの職業をお答えください。



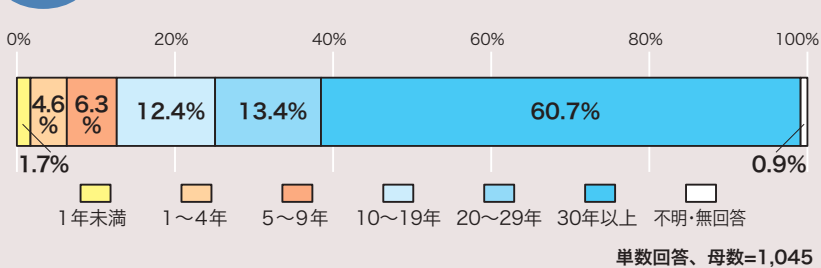
問4 あなたの通勤・通学地をお答えください。



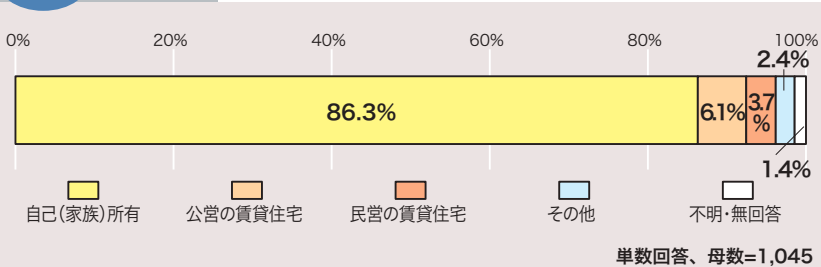
問5 現在の家族構成はどれにあてはまりますか。



問6 あなたは、みやこ町に何年お住まいですか。

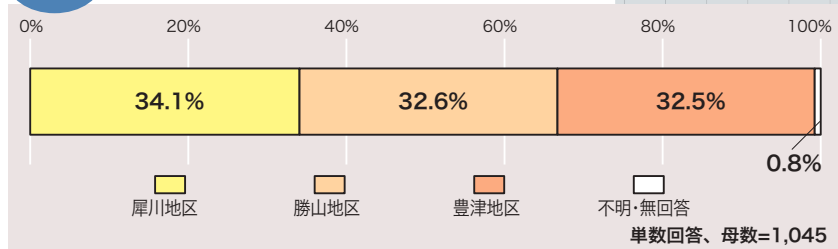


問7 現在のお住まいは、次のうちどれにあたりますか。



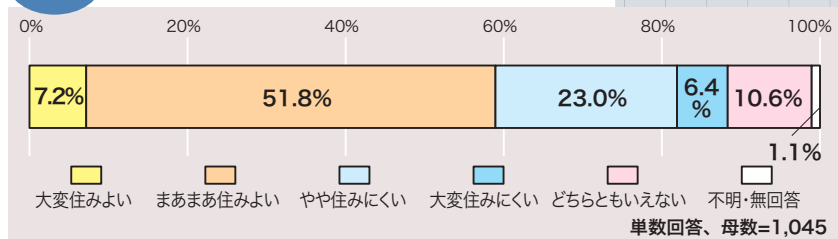
住民アンケート調査結果

問8 あなたのお住いの地区はどちらですか。

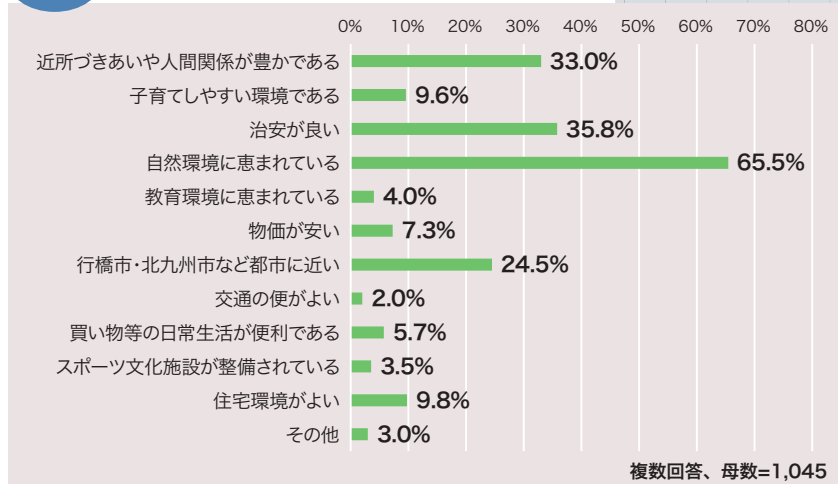


② 現在のみやこ町の住みやすさについて

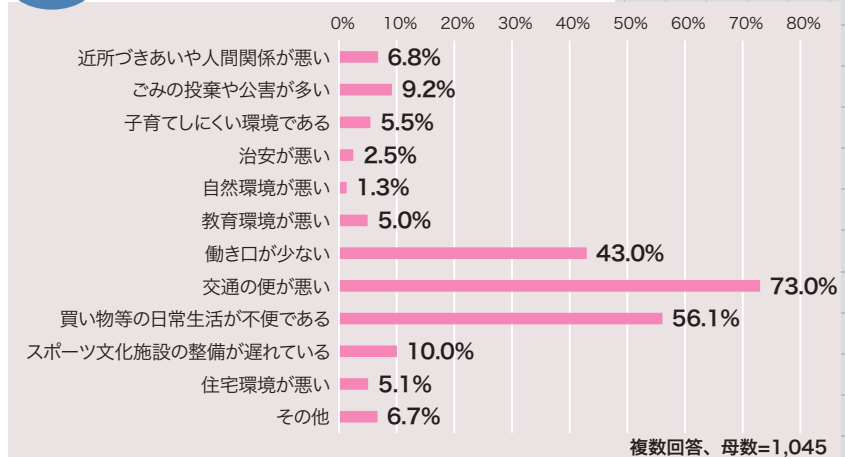
問9 みやこ町の住み心地についてどう感じますか。



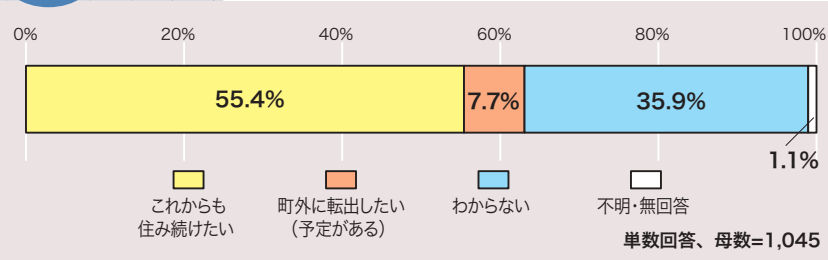
問10 みやこ町が住みよいと感じる理由は、どのような点ですか。



問11 みやこ町が住みにくいと感じる理由は、どのような点ですか。

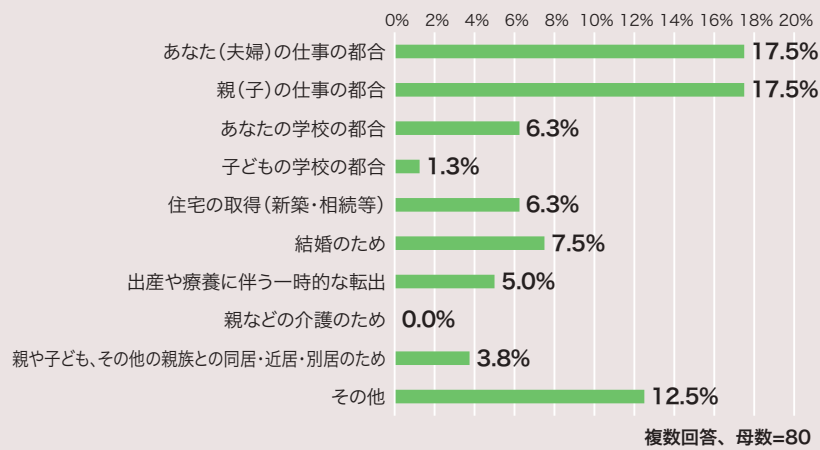


問12 あなたは、これからもみやこ町に住み続けたいと思いますか。



問13 みやこ町から転出するきっかけは何ですか。

※問12で、町外に転出したい(予定がある)と回答した80人を対象



※最大値を赤字、最小値を青字で表している。また、各項目の一番上の白塗りのパーセンテージは各項目の平均を表している。

③みやこ町のまちづくりに対する満足度と、今後の重要度について

問14 各項目に対するまちづくりについてどのように感じていますか。

各項目の『満足度』について	満足度(割合)					
	非常に満足	まあ満足	どちらでもない	やや不満	非常に不満	無回答
基本目標「元気で安心して生活できるまちづくり」 平均	1.3%	17.1%	57.1%	14.2%	3.4%	6.9%
① 生活習慣病予防など健康づくりの推進	2.5%	32.4%	50.8%	7.6%	1.6%	5.1%
② 医療体制の充実	1.5%	15.7%	35.1%	32.4%	9.6%	5.6%
③ 介護サービスの充実	1.1%	17.2%	57.0%	14.1%	2.8%	7.8%
④ 障がい者福祉の充実	0.9%	10.7%	65.0%	12.2%	2.9%	8.3%
⑤ 人権尊重社会の推進	1.1%	12.9%	70.2%	6.5%	1.6%	7.6%
⑥ 防犯・防災対策の充実	1.3%	22.0%	51.4%	15.5%	2.8%	7.0%
⑦ 消費生活の相談体制充実	0.9%	8.5%	70.3%	10.8%	2.9%	6.6%
基本目標「自然と共生し、快適で住みよいまちづくり」 平均	4.1%	23.3%	34.0%	21.9%	12.2%	4.5%
⑧ ごみ処理、リサイクルの取組み	8.1%	47.3%	23.0%	13.2%	4.5%	3.9%
⑨ 自然環境の豊かさ	15.7%	51.5%	24.7%	2.8%	0.8%	4.6%
⑩ 道路(国道、県道、町道)の整備、安全性	2.2%	25.7%	33.4%	26.2%	8.6%	3.8%
⑪ 上水道・下水処理施設の整備	3.4%	24.1%	44.4%	15.6%	7.7%	4.8%
⑫ 身近な公園の整備	0.9%	12.2%	46.4%	24.5%	11.5%	4.6%
⑬ インターネット、Wi-Fiスポットの整備	1.3%	10.3%	53.5%	18.3%	9.2%	7.4%
⑭ 公共交通の充実	0.6%	4.9%	23.3%	36.8%	30.7%	3.6%
⑮ 日常の買い物のしやすさ	0.6%	10.2%	23.5%	38.1%	24.4%	3.2%
基本目標「産業と交流が盛んな活気あるまちづくり」 平均	1.7%	9.7%	61.5%	14.7%	5.2%	7.2%
⑯ 農林業の振興	1.5%	9.6%	70.0%	9.0%	2.1%	7.8%
⑰ 特産品の充実	2.7%	19.2%	57.5%	11.6%	2.3%	6.7%
⑱ 有害鳥獣対策の推進	2.4%	11.2%	50.6%	19.6%	9.0%	7.2%
⑲ 起業支援や企業誘致の推進	1.3%	4.5%	59.2%	20.2%	7.4%	7.4%
⑳ 移住・定住の推進	1.0%	8.3%	59.5%	16.9%	7.0%	7.3%
㉑ 観光振興とPR	1.9%	8.6%	61.5%	15.7%	5.5%	6.8%
㉒ 国際交流の推進	0.9%	6.8%	72.2%	9.6%	3.1%	7.5%
基本目標「夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり」 平均	2.3%	17.9%	61.6%	8.7%	2.8%	6.8%
㉓ 子育て支援の充実	3.1%	20.7%	53.7%	11.0%	4.2%	7.4%
㉔ 学校教育の充実	2.6%	19.0%	56.0%	11.3%	4.2%	6.9%
㉕ 生涯学習の振興	1.8%	15.1%	66.3%	7.9%	2.1%	6.7%
㉖ スポーツの振興	1.6%	16.1%	65.6%	8.0%	2.0%	6.7%
㉗ 遺跡・地域文化の保護・継承	2.3%	18.4%	66.4%	5.3%	1.3%	6.3%
基本目標「住民と行政がともに歩むまちづくり」 平均	1.2%	12.4%	67.5%	9.3%	2.2%	7.4%
㉘ 地域活動・住民団体への支援	1.1%	12.4%	66.0%	11.2%	2.5%	6.8%
㉙ 町政への住民参加	0.9%	8.0%	69.5%	11.1%	2.9%	7.7%
㉚ ホームページや広報誌での情報発信	2.4%	26.1%	56.4%	7.0%	1.5%	6.6%
㉛ 男女共同参画の推進	0.6%	9.3%	75.3%	5.9%	1.2%	7.7%
㉜ 広域行政・広域連携の推進	1.0%	8.8%	72.7%	7.9%	1.5%	8.0%
㉝ 健全な財政運営や行財政改革の推進	1.4%	9.6%	65.3%	12.3%	3.6%	7.8%

各項目の『今後の重要度』について	重要度(割合)					
	重要	やや重要	どちらでもない	やや重要ではない	重要ではない	無回答
基本目標「元気で安心して生活できるまちづくり」 平均	33.2%	30.8%	23.5%	1.3%	0.5%	10.7%
① 生活習慣病予防など健康づくりの推進	29.6%	35.6%	21.3%	1.1%	1.0%	11.4%
② 医療体制の充実	50.8%	29.4%	9.2%	0.8%	0.3%	9.6%
③ 介護サービスの充実	42.9%	30.3%	15.2%	0.9%	0.2%	10.5%
④ 障がい者福祉の充実	30.0%	34.2%	23.6%	0.8%	0.7%	10.7%
⑤ 人権尊重社会の推進	21.7%	25.6%	38.6%	1.8%	1.1%	11.2%
⑥ 防犯・防災対策の充実	39.1%	31.6%	18.1%	0.7%	0.2%	10.3%
⑦ 消費生活の相談体制充実	18.1%	29.3%	38.4%	2.9%	0.3%	11.1%
基本目標「自然と共生し、快適で住みよいまちづくり」 平均	32.5%	33.9%	22.9%	1.4%	0.7%	8.6%
⑧ ごみ処理、リサイクルの取組み	32.8%	41.1%	16.1%	0.9%	0.6%	8.6%
⑨ 自然環境の豊かさ	25.5%	35.9%	26.5%	1.8%	0.9%	9.5%
⑩ 道路(国道、県道、町道)の整備、安全性	37.3%	38.7%	15.0%	1.0%	0.0%	8.0%
⑪ 上水道・下水処理施設の整備	28.5%	33.3%	27.6%	1.4%	0.8%	8.4%
⑫ 身近な公園の整備	18.4%	30.8%	37.6%	3.1%	1.3%	8.8%
⑬ インターネット、Wi-Fiスポットの整備	22.0%	26.9%	37.9%	1.8%	1.3%	10.0%
⑭ 公共交通の充実	48.5%	31.5%	11.3%	0.5%	0.4%	7.8%
⑮ 日常の買い物のしやすさ	46.9%	32.9%	11.5%	0.6%	0.6%	7.6%
基本目標「産業と交流が盛んな活気あるまちづくり」 平均	19.9%	27.5%	39.4%	1.4%	0.9%	11.0%
⑯ 農林業の振興	15.3%	26.1%	43.7%	1.5%	0.8%	12.5%
⑰ 特産品の充実	18.9%	32.5%	35.1%	1.3%	1.0%	11.2%
⑱ 有害鳥獣対策の推進	27.2%	30.4%	30.7%	0.9%	0.1%	10.7%
⑲ 起業支援や企業誘致の推進	24.2%	26.6%	36.7%	0.8%	0.6%	11.1%
⑳ 移住・定住の推進	24.1%	29.1%	34.7%	0.8%	0.6%	10.7%
㉑ 観光振興とPR	18.5%	27.6%	41.7%	1.0%	1.0%	10.3%
㉒ 国際交流の推進	10.9%	20.2%	52.7%	3.5%	2.3%	10.3%
基本目標「夢をもち、心豊かな人を育てるまちづくり」 平均	25.1%	30.1%	32.6%	1.2%	0.9%	10.1%
㉓ 子育て支援の充実	35.1%	29.9%	23.4%	0.8%	0.5%	10.3%
㉔ 学校教育の充実	36.7%	28.6%	23.7%	0.5%	0.4%	10.0%
㉕ 生涯学習の振興	21.2%	31.4%	35.4%	1.2%	0.6%	10.1%
㉖ スポーツの振興	15.9%	31.0%	40.1%	1.6%	1.1%	10.2%
㉗ 遺跡・地域文化の保護・継承	16.3%	29.9%	40.2%	2.1%	1.9%	9.7%
基本目標「住民と行政がともに歩むまちづくり」 平均	15.3%	29.8%	41.9%	1.4%	0.9%	10.7%
㉘ 地域活動・住民団体への支援	13.8%	33.6%	39.2%	2.3%	0.7%	10.4%
㉙ 町政への住民参加	12.5%	32.6%	41.9%	1.2%	0.8%	10.9%
㉚ ホームページや広報誌での情報発信	16.7%	31.9%	38.9%	1.3%	1.0%	10.2%
㉛ 男女共同参画の推進	8.7%	24.6%	52.8%	1.6%	1.4%	10.8%
㉜ 広域行政・広域連携の推進	12.8%	27.6%	46.4%	1.1%	1.0%	11.2%
㉝ 健全な財政運営や行財政改革の推進	27.3%	28.7%	32.4%	0.6%	0.4%	10.6%

住民アンケート調査結果

【満足度・重要度ランキング】

・各項目の満足度、重要度を加重平均で算出した。

$$\text{満足度加重平均} = \{(\text{「非常に満足」の回答数} \times 2) + (\text{「まあ満足」の回答数} \times 1) + (\text{「どちらでもない」の回答数} \times 0) + (\text{「やや不満」の回答数} \times (-1)) + (\text{「非常に不満」の回答数} \times (-2))\} \div \text{「不明を除く回答数」}$$

【満足度ランキング上位】

項目	満足度加重平均
⑨ 自然環境の豊かさ	0.82
⑧ ごみ処理、リサイクルの取組み	0.43
① 生活習慣病予防など健康づくりの推進	0.28
⑩ ホームページや広報誌での情報発信	0.22
⑦ 遺跡・地域文化の保護・継承	0.16
⑱ 特産品の充実	0.09
⑫ 子育て支援の充実	0.08
⑮ スポーツの振興	0.08
⑳ 生涯学習の振興	0.07
⑤ 人権尊重社会の推進	0.06

【満足度ランキング下位】

項目	満足度加重平均
⑭ 公共交通の充実	-0.96
⑮ 日常の買い物のしやすさ	-0.78
⑫ 身近な公園の整備	-0.35
② 医療体制の充実	-0.35
⑱ 起業支援や企業誘致の推進	-0.30
⑬ インターネット、Wi-Fiスポットの整備	-0.26
⑱ 有害鳥獣対策の推進	-0.23
⑳ 移住・定住の推進	-0.22
㉑ 観光振興とPR	-0.15
⑩ 道路(国道、県道、町道)の整備、安全性	-0.14

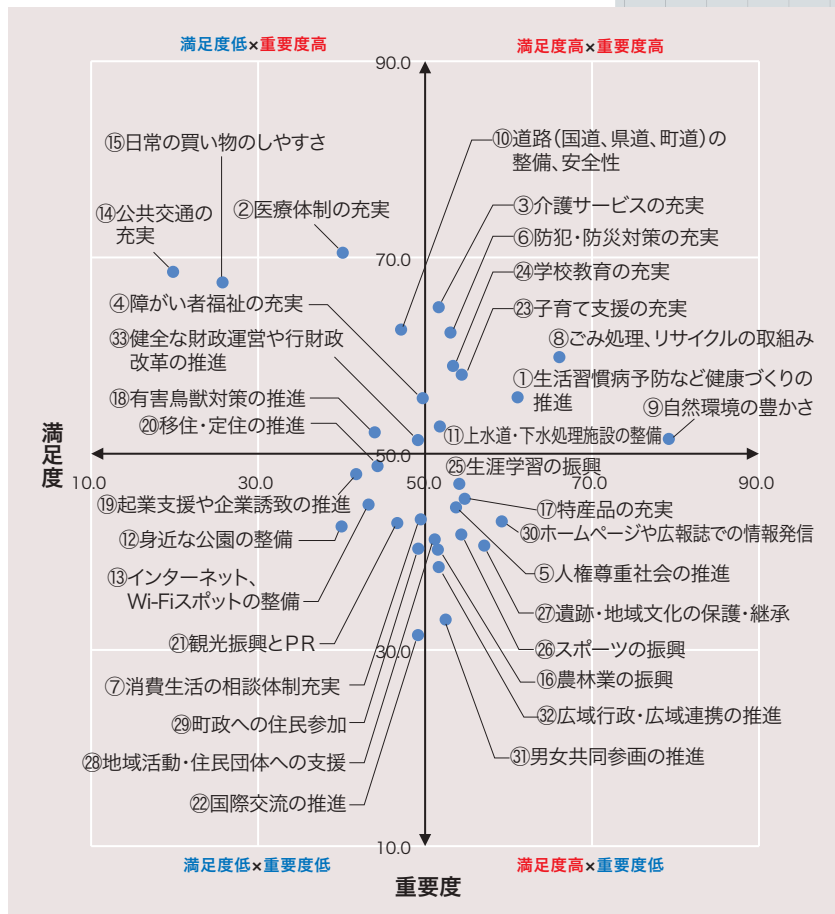
【重要度ランキング上位】

項目	満足度加重平均
② 医療体制の充実	1.43
⑭ 公共交通の充実	1.38
⑮ 日常の買い物のしやすさ	1.35
③ 介護サービスの充実	1.28
⑩ 道路(国道、県道、町道)の整備、安全性	1.22
⑥ 防犯・防災対策の充実	1.21
⑧ ごみ処理、リサイクルの取組み	1.15
⑫ 学校教育の充実	1.12
⑬ 子育て支援の充実	1.10
① 生活習慣病予防など健康づくりの推進	1.03

【重要度ランキング下位】

項目	満足度加重平均
㉒ 国際交流の推進	0.38
③ 男女共同参画の推進	0.42
⑫ 広域行政・広域連携の推進	0.57
⑮ 農林業の振興	0.61
⑨ 町政への住民参加	0.62
⑦ 遺跡・地域文化の保護・継承	0.63
⑳ 地域活動・住民団体への支援	0.64
⑮ スポーツの振興	0.66
⑫ 身近な公園の整備	0.68
㉑ 観光振興とPR	0.69

【満足度と重要度のクロス表】



重点改善分野 (満足度低×重要度高)

住民の満足度が低いが、重要度が高い項目で、満足度を維持していく必要がある分野。

改善分野 (満足度低×重要度低)

住民の満足度が低く、かつ重要度も低い項目。満足度を高めていく必要がある分野。

重点維持分野 (満足度高×重要度高)

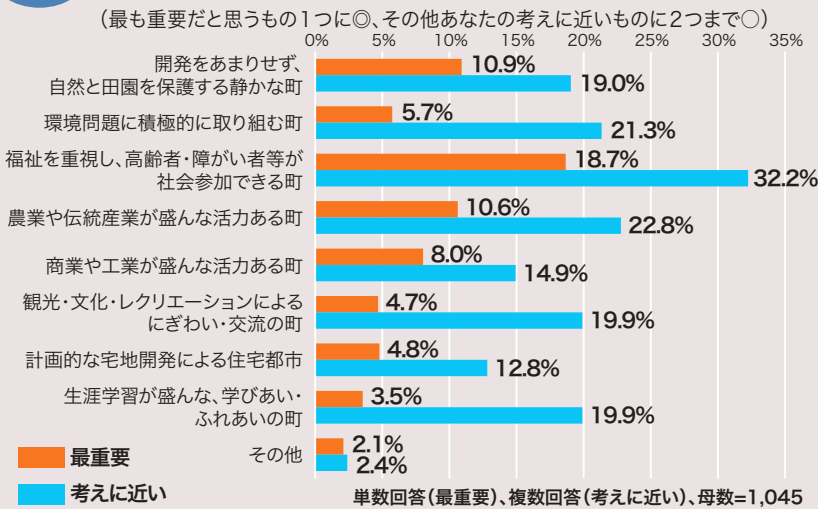
住民の満足度が高く、かつ重要度も高い項目で、成果が現れている分野であり、重点的に維持していく必要がある分野。

維持分野 (満足度高×重要度低)

住民の満足度が高いが、重要度が低い項目で、満足度を維持していく必要がある分野。

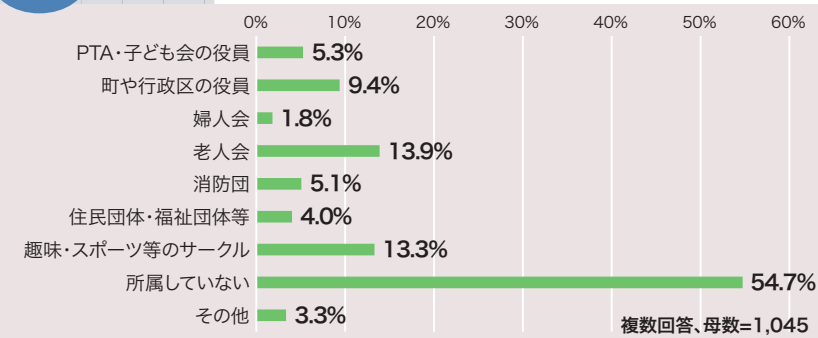
④みやこ町の将来像について

問15 将来、みやこ町はどのような町になって欲しいと思いますか。

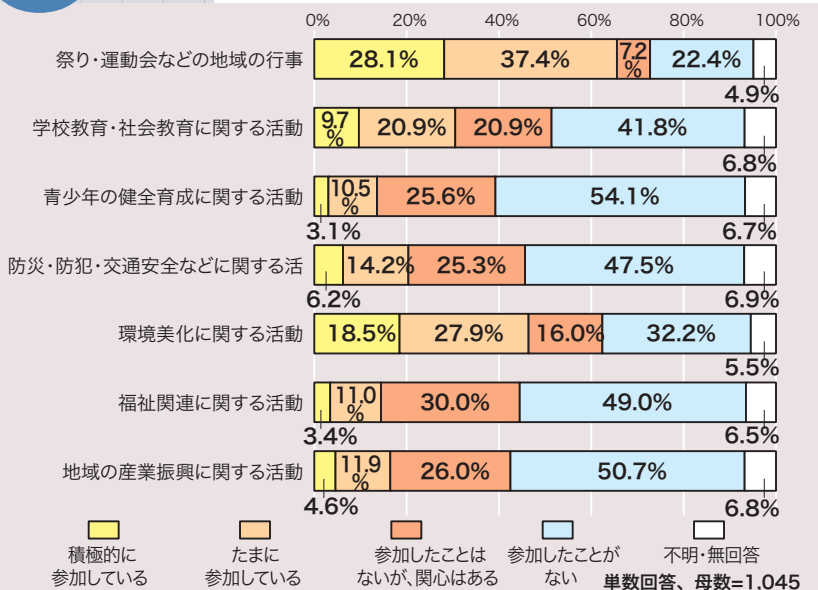


⑤地域内の活動について

問16 あなたは現在、地域で活動する団体等に所属していますか。



問17 あなたはこれまでに地域の活動にどの程度参加していますか。

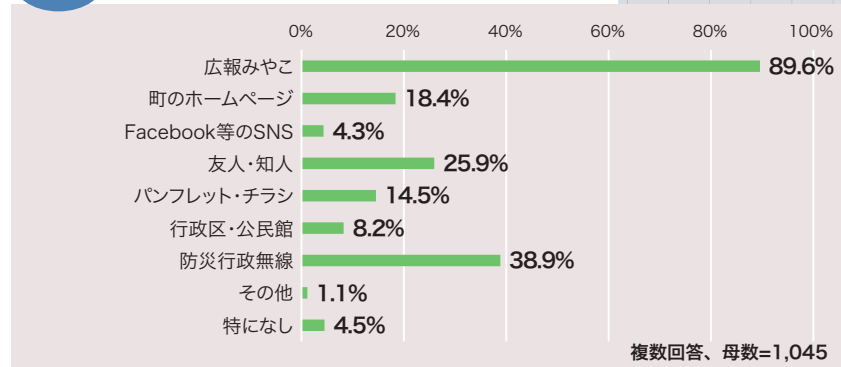


参考資料

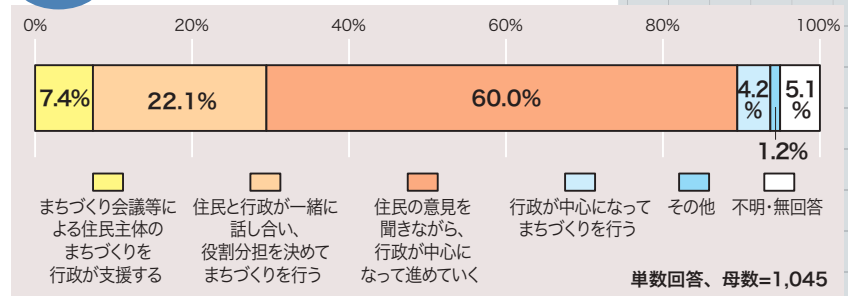
住民アンケート調査結果

⑥ 町政について

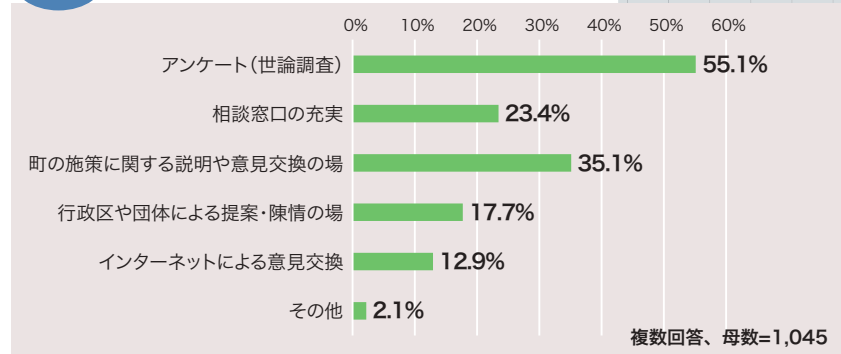
問18 町政に関する情報の主な入手方法は何ですか。



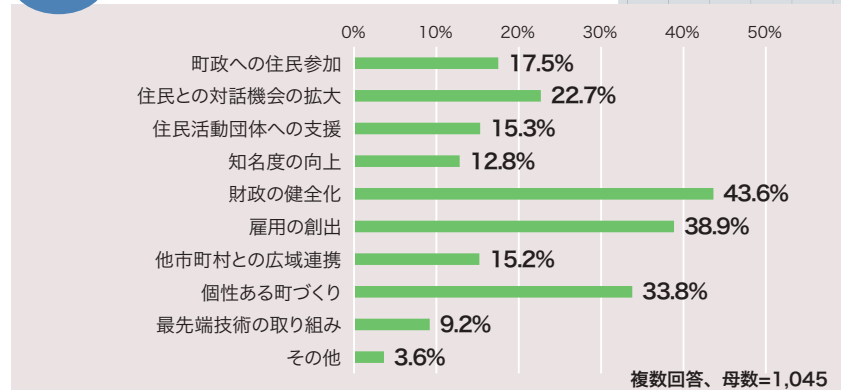
問19 町政への住民参加について、どのような形を望みますか。



問20 住民意見を聞くための方法は、どのような方法がよいと思いますか。



問21 今後みやこ町が進めてほしい内容は、どのようなことですか。



(1)開催概要

- ・住民ワークショップは、第3次総合計画策定にあたり、主に重点プロジェクト案について意見・課題解決策などを把握することを目的とする。
- ・新型コロナウイルスの感染防止のため、各地区代表者に集まっていたが、2020年(令和2年)8月3日(月)と4日(火)に分けてヒアリング形式で開催した。

項目	日時・場所	参加者
勝山地区	8月3日(月)11:00~12:00 サン・グレートみやこ1階 研修室	福森会長、嶋田副会長、清水副会長 大久保副会長
犀川地区	8月3日(月)14:00~15:00 中央公民館2階 視聴覚室	室原会長、角田副会長、川寄副会長 田中副会長、梅田副会長、山田副会長
豊津地区	8月4日(火)14:00~15:00 豊津公民館2階 会議室	是則会長、進副会長、緒方副会長

(2)意見概要

①交流・関係・定住人口創出プロジェクトについて(共通)

意見	課題解決に向けた提案
<p>(勝山地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・201号線はバイパス化ではなく、整備促進としてもらいたい。 ・人口は増えない。現在の人口維持をどのように図るかが重要。 ・農振地域の縛りがあるために直ぐに建物が建てられない。 ・過疎化が大きな課題。集落内で年間5~10戸の空き家が発生。空き家は集落で自主管理。 ・過疎化が進むのは学校統廃合が要因である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・企業誘致は土地が最初に必要な。自分達で土地所有者の意向を把握し用意する。 ・農振地域の見直しを上手くしていく。
<p>(犀川地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神幸祭や産業祭は人が集まる。神幸祭は高齢者が多く継続が問題。また、露天商が儲ける形となっており、出店方法が問題。 ・産業祭のスペースをもう少し大きくできないか。 ・昼食するところが少なく困る。 ・伊良原ダム周辺整備で公園はできたが、上手く活用していくためにも専門家雇用のための財政支援をお願いしたい。 ・働く場の確保は必須で、企業誘致は必要だが土地や交通面で条件は厳しいだろう ・ホテルの里河川公園についてネット上で「無料」と宣伝されているために駐車代等のお金をとれない。草刈は無料で対応しており、どうにかならないか。 ・学校跡地について老人ホームに限られており、それも含めて検討してもらいたい。 ・駅周辺は商店が維持できない。後継者不足、行橋等への買い物客の流出がある。 ・品数や価格の面で犀川では買えない。 ・今里団地と同じような住宅整備をしてほしい。人を増やす、子ども増やすことが活力につながる ・にぎわいづくりは、史跡等の古いものと、イベント等の新しいものとの組み合わせが必要である。 ・「日本一」の具体化が必要である。 ・ジビエをもっと活用してはどうか。 ・「隠国の食 伊良原」のランチでジビエ料理を出しているが値段が高く注文は少ない。そばを好まれるが打ち手がいない。 ・空き家と耕作放棄地は最大の資源。これは行政が取り組まないと難しい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・支所跡の解体後の土地を使い駐車場を確保する。 ・四季犀館の食事スペースを見直す。 ・にぎわいには、人が必要なので、住宅を与えるような思い切ったことが必要。 ・住居等を無料で貸したり、何年か住むと譲渡したりという取り組みも必要。 ・商店街をリニューアルする。 ・大型商業施設を誘致する。 ・移動(販売)スーパー ・地元で商売をする人に、準備金や店舗等を提供する等の思い切った支援策が必要。 ・人に来てもらうためのPR策が不可欠。

意見	課題解決に向けた提案
<p>(豊津地区)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントをするような場所がない。 ・交流は「点」ではできない。町外も含めて施設等を結び、線や面を作って人々の流れを生み出さないとできない ・観光は新しく資源を作った方がよい。 ・国作の新規宅地整備が成功したならば、それを伸ばすべき。 ・企業を誘致するならば、通販等のコールセンターがよい。女性の働く場にもなり、設備投資もネット環境の整備で済む。 ・学校跡地は、企業誘致か売却しない。企業誘致であれば雇用、税収につながる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・伊良原に桜や紅葉を植えるなど魅力をつくる。 ・定住できる環境をつくる。 ・若者定住住宅の建設ではなく、その費用を活かし土地を提供する。 ・企業に土地を無償提供する。

②地域農業活性化プロジェクトについて(勝山地区)

意見	課題解決に向けた提案
<ul style="list-style-type: none"> ・勝山米、勝山ネギの他、合馬に負けないタケノコがある。 ・PRが下手。 ・農業で採算がとれるまでは5年かかる。 ・今の農業には魅力がない。税金対策しなければならないというくらいの稼ぎがない。 ・営農組織でやらないと大変。 ・農業、林業を含めて高齢化、後継者不足。 ・JAとの共同の取り組みが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・生産部会に働きかけてブランド化を進める。 ・お米の買取りについて補助金を出す。 ・イオン等とタイアップして生産・販売する。

③健康寿命延伸プロジェクトについて(犀川地区)

意見	課題解決に向けた提案
<ul style="list-style-type: none"> ・自然が豊かなことが健康に良い影響を与えているのではない。 ・農業をやっている人は毎日体を動かし、汗をかくので元気。 ・歩く人は多い。特に女性。 ・楽しんで健康づくりができるようになればよい。 ・高齢者の社会参加の視点が欠けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「片足で〇歩進もう」や「50m〇分」などの標識を立て、散歩を楽しめる工夫をする。

④子育て環境向上プロジェクトについて(豊津地区)

意見	課題解決に向けた提案
<ul style="list-style-type: none"> ・交通などの便利が悪いので魅力が低い。 ・進学希望者は小倉の方に流れている。 ・子育てしやすいまちという点では、201号線整備の話がある勝山で力を入れてはどうか。 ・公立は様々な条件があり、特色を出しにくい。私学の方が色々できる。 ・教育に重点を置くことは難しいのではないかと。違う切り口が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・魅力ある教育には、IT等の場所を選ばないもの考える。

⑤防災・減災について【強靱化地域計画】(共通)

意見	課題解決に向けた提案
(勝山地区) <ul style="list-style-type: none"> ・幸い、勝山では大きな被害が出ていない。 ・自主防災組織は、全集落で出来ているわけではない。 ・自主防災組織を今年度立ち上げる。一番重要で強化する必要がある。 ・地元の消防団に依拠している。日頃の見守りや寄り添いは出来ている。 ・消防団は人員を減らすのではなく、機器の整備・更新を進めている。 ・整備ができていない河川が幾つもある(馬籠川、アナグマ川など)。 ・河川については、地元で出来る範囲の草木の管理、土砂の浚渫はしている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土を守るには砂防ダムの整備が一番。 ・河川の整備は今からしてもらう。 ・自主防災組織の設立。
(犀川地区) <ul style="list-style-type: none"> ・川の浚渫をしてもらいたい。毎年県に申請しているが出来ていない。 ・災害時にメールで情報発信はしないのか。 ・「自分のこと、自分の集落は自分で守る」という意識が重要。自主防災組織は徹底してもらいたい。 ・災害リスクを知り、対応を考え、訓練することが徹底されるとよい。 ・B&G体育館は解体とのことだが、避難所をどうするのかということも含めて考えてほしい。丈夫な建物はない。独居の人も多い。 ・崎山駅を避難所として活用できないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自主防災組織を設立し定期的に訓練、情報共有する。 ・避難所の検討。
(豊津地区) <ul style="list-style-type: none"> ・ダムが出来たことで安心感は生まれている。 ・八景山のところがよく浸かるがどうにかならないのか。 ・防災マップはただ配るのではなく、説明会をした方がよい。その際、避難レベル話等もあわせて周知してはどうか。 ・今のところ大きな被害がないこともあり、自主防災組織の立ち上げに至っていない。 ・防災(自主防災組織の設立)を義務化してはどうか。 ・消防団と自主防災組織の連携等、必ず立ち上げる、活動するような仕掛けが必要ではないか。 ・橋梁の更新や水道設備の更新はどのようになっているのか。豊津の場合、水道は各戸にボーリング代を渡した方がよい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・積極的に地域を回って説明する。 ・自主防災組織の設立。(合同の訓練等、消防団との連携。)

⑥その他

(免許返納)

- ・免許返納については、色々なことが不便になり惜しい。地域限定の免許証ができないか。
- ・田舎は、免許返納するとトラクターに乗れないので返納しない人が多い。
- ・免許返納の特典を充実してもらいたい。

(計画策定)

- ・この5年間でどこまで出来たのか、その成果・課題の把握が必要。各計画や事業の関連性はどうか。

目標 1

直接死を最大限防ぐ

1-1

地震に起因する建物の大規模な倒壊・火災などによる多数の死傷者の発生

○住宅、特定建築物の耐震化【総務課、建築課、都市整備課、教育委員会生涯学習課】

セミナーの開催や相談窓口の設置などを通じて住民や設計者などに耐震化の必要性を周知するとともに、県と連携して木造戸建て住宅の耐震改修工事の補助を行っています。

また、ブロック塀倒壊防止対策、屋外広告物の破損・落下防止対策などについて県、町各担当部署と協力して点検・調査、改善指導などを行っています。

特に、通学路などに面し安全性に問題のあるブロック塀などについては、補助金などを利用し撤去・改修を進めていく必要があります。

町では、「みやこ町耐震改修促進計画」を2020年(令和2年)3月に定め、特定建築物※を含め公共施設などの耐震化について進めていくこととしています。(公営住宅については、「みやこ町公営住宅長寿命化計画」による。)

更なる安全確保を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○学校施設の耐震化【教育委員会学校教育課】

町内の既存校舎については、耐震化が完了していますが、学校施設など(体育館、講堂、門扉など)については、殆どが未完了です。

そのため、既存の学校施設などの非構造部材やブロック塀などの定期的点検や対策などに取り組んでいかななくてはなりません。

また、学校施設などは、児童生徒などが一日の大半を過ごす活動の場であるとともに、非常災害時には、地域住民の避難所としての役割も担っており、その安全性の確保はきわめて重要です。

今後も、国や県の補助制度を活用しながら、新校舎建設並びに学校施設の耐震化を行っていく必要があります。

○社会福祉施設などの耐震化【保険福祉課、子育て・健康支援課】

避難行動要支援者などが利用する、高齢者福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設などの社会福祉施設の耐震化を促進するため、国庫補助などを活用して、改築や改修に対する経費の補助を行っています。

災害時の福祉機能を確保するため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○応急危険度判定体制の整備【総務課、建築課】

被災後の宅地の崩壊、被災建築物の倒壊や落下物などによる二次災害を防止するため、被災宅地及び被災建築物の応急危険度判定を行う被災宅地危険度判定士及び被災建築物応急危険度判定士の登録者数の拡大と被災建築物応急危険度判定業務マニュアルの研修を実施する必要があります。

※特定建築物：1981年(昭和56年)以前の建築物のうち学校、体育館、病院、老人ホーム、百貨店その他不特定多数の者が利用する建築物で一定の規模以上の建築物など

また、近年の災害を踏まえ、災害時における町外からの判定士の受入体制を整備し、被災後の宅地の崩壊や被災した建築物の倒壊などによる死傷者の発生を防ぐ取り組みが必要です。

○大規模盛土造成地の把握【都市整備課】

大規模盛土造成地について県の方針に基づき、対策を進める必要があります。

1-2

河川氾濫などに起因する浸水による多数の死傷者の発生

○激甚な水害が発生した地域などにおいて集中的に実施する災害対策

【都市整備課】

近年の集中豪雨による激甚な被害が発生する恐れがある河川について、災害からの被害を防止するため、原形復旧にとどまらず、川幅の拡幅や堤防の嵩上げなど施設機能の強化を図る改良復旧が必要です。

また、河道の掘削などにより流下能力を向上させ、浸水被害を軽減する取り組みの検討が必要です。

○気候変動の影響を踏まえた治水対策の推進【都市整備課】

大雨による洪水被害の軽減・防止を図るため、過去に浸水被害をもたらした河川や大きな被害が想定される河川について、浚渫や護岸整備を行っています。

近年における気候変動などによる気象の変化を踏まえ、氾濫により人命被害などが生じる河川、防災上重要な施設の浸水が想定される河川、洪水氾濫などの発生リスクの高い河川などについては、堤防強化対策、堤防嵩上げ、河道断面の拡大などの河川改修を重点的に取り組む必要があります。

○洪水ハザードマップの作成【総務課】

洪水ハザードマップについては、水防法の改正により想定最大規模降雨に対応したハザードマップを2018年(平成30年)度末で作成・公表しています。

洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○水害対応タイムラインの作成【総務課】

河川の氾濫の際に、関係者や住民がとるべき防災行動をあらかじめ時系列で整理しておく水害対応タイムラインを作成することは、被害を最小限にするために有効です。

災害の発生時に防災行動を迅速かつ効率的・効果的に行うため、このような取り組みが必要です。

○適切な避難情報の発令【総務課】

住民に分かりやすい情報の伝達を行い、適切な避難情報の発令を行う必要があります。

1-3

大規模な土砂災害による多数の死傷者の発生

○激甚な土砂災害が発生した地域における再度災害防止対策の集中的実施
【都市整備課】

豪雨により激甚な被害が発生した地域については、住民の安全・安心な暮らしの確保、社会経済の活力を維持・増進していくため、再度災害防止対策として砂防施設など(砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設)の整備を実施する必要があります。

○人家や公共施設などを守るための土砂災害対策の推進【都市整備課】

町内の災害危険箇所のうち、対策を必要とする箇所について、保全対象となる人家、病院、公共施設などの施設の状況や被災履歴などを勘案しながら、緊急性、重要性の高い箇所を中心に砂防施設などの整備を県が進めています。

今後は、これらの取り組みをさらに進めていく必要があります。

○治山施設の整備【農林業振興課、都市整備課】

山地に起因する災害から住民の生命、財産を保全するとともに、水源のかん養、生活環境の保全・形成などを図るため、緊急かつ計画的な実施が必要な崩壊地などについて、崩壊土砂や流木の発生・流出形態に応じた治山施設や保安林の整備を行っています。

山地災害を防止し、被害を最小限にとどめ、地域の安全性の向上に資するため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○土砂災害に対するハザードマップの作成、避難体制の強化【総務課】

土砂災害ハザードマップの配布など住民に対する土砂災害に関する防災知識の普及啓発を行っています。

区域の指定は完了していますが、地形改変などによる新たな土砂災害警戒区域の指定などに伴い、ハザードマップ作成・配布などによる実効性のある警戒避難体制の構築・強化を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

1-4

情報伝達の不備や防災リテラシー教育の不足、
避難の遅れによる多数の死傷者の発生

○指定避難所及び避難所以外避難者の支援体制【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

発災時の指定避難所の運営について、避難所運営マニュアルを基に円滑な運営を行えるように職員の訓練が必要です。

また、自主防災組織などを中心とした地域住民による避難誘導、避難所以外の避難者の支援、避難所の施設管理者との連携が必要です。

○避難行動要支援者の避難支援【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

避難行動要支援者名簿の作成が市町村に義務付けられ、同名簿を活用した避難支援を円滑に行うため、町は、避難行動要支援者の個別避難支援計画策定を進めており、避難訓練の実施などを通じて町や自主防災組織などが協働で計画策定作業を実践する必要があります。

○福祉避難所への避難体制の整備の促進【総務課、子育て・健康支援課、保険福祉課】

2016年(平成28年)熊本地震では、福祉避難所について住民への周知不足から福祉避難所への避難が円滑に行われなかった事例があったことから、福祉避難所への避難体制の整備を支援するため、住民参加の研修会や避難訓練を実施する必要があります。

○外国人に対する支援【観光まちづくり課】

災害時に外国人の適時適切な避難が行われるよう、県作成の多言語防災ハンドブックの周知、防災メール・まもるくん英語版及び福岡県国際交流センターのホームページによる情報配信、福岡県国際交流センターを通じた「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録などを推進しています。また、訪日外国人観光客への支援として、2017年(平成29年)7月九州北部豪雨災害時からは、発災直後に、交通状況や気象などの情報を県を通じてインターネットなどを利用して多言語で発信しています。

災害時に外国人が被災する危険性が高まってきていることから、引き続き、外国人に対する言葉や文化の違いを考慮した防災知識の普及や災害時の情報伝達体制の整備、「災害時通訳・翻訳ボランティア」の登録促進などの取り組みが必要です。

○防災教育の推進【教育委員会学校教育課】

児童生徒の防災意識の向上や安全確保を図るため、各学校が行う防災に関する学習や防災訓練の実施、危険など発生時に職員が講じるべき措置の内容や手順を定めた学校安全計画の更新について、毎年年度初めに見直し、周知しています。

学校における防災教育を推進するため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○避難行動などの教訓の広報啓発【総務課】

各種会議やイベント、出前講座などの機会を通じて自主的な避難行動の普及と教訓の啓発を図る必要があります。

目標 2

救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者などの健康・避難生活環境を確実に確保します

2-1

被災地における水など、生命に関わる物資の長期停止

○公助による備蓄・調達への推進【総務課】

食糧、生活物資、避難所運営に必要な資機材などの備蓄を行っています。

また、災害時における災害応急対策の実施に必要な食糧及び生活必需品などの物資やその保管場所並びに緊急輸送手段を確保するため、民間事業者などとの間で協定の締結を行っています。

公助による備蓄・調達の更なる推進を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○自助・共助による備蓄の促進【総務課】

住民、事業所など各主体による備蓄を促進するため、広報・啓発を実施する必要があります。

2-2

消防などの被災による救助・救急活動の停滞

○消防団の充実強化【総務課】

地域防災力の中核となる消防団の充実強化を図り、住民の安全を確保するため、消防団活動の周知や加入促進を行うとともに、従業員が消防団に入団している事業所などを住民に周知する「消防団協力事業所表示制度」の導入を推進します。

消防団員数の減少に伴う地域防災力の低下を防ぐため、このような取り組みが必要です。

○自主防災組織の充実強化【総務課】

自主防災組織の設立促進や活性化を図るため、地域住民の防災意識を高めることを目的とした講演会や、地域のリーダーを対象とした自主防災組織の設立・運営のノウハウなどを学ぶ研修などの取り組みを行っています。

自主防災組織の更なる設立促進・活性化を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

2-3

被災地における医療機能の麻痺

○保健医療調整本部の設置【子育て・健康支援課】

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっては、県をはじめ関係機関との連携の必要があります。

2-4

被災地における疫病・感染症の大規模発生

○疫病のまん延防止【子育て・健康支援課】

疫病のまん延予防上、緊急の必要があると認める場合に、予防接種法に基づく臨時の予防接種を迅速に実施できるよう、国や県や関係機関との情報共有を図るとともに、日頃から県との連携が必要です。

2-5

劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理による多数の被災者の健康状態の悪化・死者の発生

○健康管理体制の構築【総務課、子育て・健康支援課】

「みやこ町地域防災計画」に記載されている健康管理支援活動に関して、円滑かつ効果的に実施するために県、町の保健師などが共通認識のもと、互いの連携、役割分担により、被災者の健康管理支援（感染症予防、エコノミークラス症候群の予防、ストレス性疾患の予防、栄養管理など）に迅速に取り組むこととしており、引き続きこのような取り組みが必要です。

○福祉避難所の設置・運営【総務課、保険福祉課、子育て・健康支援課】

設備や人材が整った社会福祉施設などの福祉避難所の指定や、必要な物資・器材・人材の確保など、福祉避難所の設置・運営が適切に行われる取り組みが必要です。

目標 3

必要不可欠な行政機能は確保する

3-1

行政機関の職員・施設の被災、関係機関間の連携・支援体制の不備による行政機能の大幅な低下

○防災拠点となる公共施設の整備【総務課、財政課、教育委員会生涯学習課】

大規模災害発生時においても、必要な行政機能を維持し、迅速かつ確かな災害対応を行うため、防災拠点となる公共施設の維持管理について計画的な改築又は修繕を図るとともに、災害対応時に使用する設備を充実する必要があります。

○業務継続体制の確保【総務課、財政課】

大規模災害時の行政機能を維持し、災害応急対策業務や優先度の高い業務などを継続できる体制をあらかじめ構築するため、大規模災害時における業務継続計画を策定しています。

計画は策定済みですが、災害への的確な対応が求められるため、継続的な見直しが必要です。

特に、業務を支える情報システムについて中断させず、また、中断に至ったとしてもできるだけ早く復旧させるために必要な体制をとることが必要です。

○各種防災訓練の実施【総務課】

関係機関の連携強化や住民の防災意識の高揚などを図るため、防災訓練を実施します。

防災担当職員の技術の向上や関係機関との更なる連携強化を図るため、このような取り組みが必要です。

○受援体制の確保【総務課】

災害時受援計画を活用し、大規模災害発生時に町外からの広域的な支援を円滑に受け入れ、迅速かつ効果的に被災地を支援するための体制を確保します。

受援体制の更なる強化を図るとともに計画の実効性を確保するため、計画の継続的な見直しや計画に基づく訓練などの取り組みが必要です。

○災害対策本部設置運営訓練などの実施【総務課】

災害対策本部設置運営訓練を行い、訓練の検証結果を基に、地域防災計画や各種マニュアルなどの見直しを行う必要があります。

○罹災証明の迅速な発行【税務課】

被災者が生活再建を進めるために必要な罹災証明書の発行を迅速に行うことが重要です。

そのため、住家被害の認定調査の簡素化や、平時からの調査・判定方法などの研修など、大規模災害発生時に罹災証明書を迅速に発行できる体制の整備が必要です。

目標 4

必要不可欠な情報通信機能・情報サービスは確保する

4-1

情報通信の麻痺・長期停止などによる災害・防災情報の伝達不能

○情報伝達手段の整備【総務課、財政課】

地震や大規模停電が発生した場合でも情報通信設備が停止しない体制を構築する必要があるため、ネットワークの冗長化などの機器の充実強化とともに、重要なネットワーク機器の運用管理の見直しを進め、情報通信設備の対災害性の強化を図る必要があります。

また、住民に確実かつ迅速に災害・防災情報を伝達するため、防災行政無線に加え、インターネットや緊急速報メールなどによる情報伝達手段の多重化を行う必要があります。

○町防災行政無線の運用【総務課】

災害・防災情報を住民に対して町防災行政無線やエリアメール、防災メール・まもるくんを利用し、周知を行う必要があります。

○災害・防災情報の利用者による対策促進【総務課】

災害・防災情報を確実に情報の受け手が受け取るためには、携帯情報端末へのエネルギー供給が重要であり、指定避難所や公共施設における非常時の電源確保が必要です。

住民や事業者などが災害時に災害・防災情報を確実に利活用できるよう、情報の送り手側である町の発電機などの備蓄だけでなく、情報の受け手側である住民や自主防災組織、事業者などに対し、備蓄を働きかける必要があります。

目標 5

ライフライン、交通ネットワークなどの被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる

5-1

上水道などの長期にわたる供給停止

○水道施設の耐震化推進及び広域連携推進【上下水道課】

国の「水道事業におけるアセットマネジメント(資産管理)に関する手引き」などを基にしたアセットマネジメントの実施や水道施設耐震化計画にそって取り組む必要があります。

また、耐震化のため、水道事業者間の広域的な連携を推進することにより、人材育成やノウハウの蓄積などを進める必要があります。

5-2

汚水処理施設などの長期にわたる機能停止

○下水道施設の耐震化(農業集落排水施設含む)【上下水道課】

町が管理する下水道処理施設(農業集落排水施設含む)は、管路施設も含め、優先度を考慮しながら、耐震化を図るための取り組みが必要です。

○下水道BCPの実効性の確保【上下水道課】

町が管理する下水道施設において、災害などの危機に遭遇し仮に下水道機能が中断しても、可能な限り短時間での再開が可能となるような下水道BCPを策定しています。

今後は、災害時により迅速かつ適切な対応を可能とするために、下水道BCPの情報更新及び訓練を実施し、実効性を高めていく必要があります。

○農業集落排水施設の老朽化対策【上下水道課】

農業集落排水施設については、老朽化した施設の機能診断を実施し、長寿命化対策が必要です。

○浄化槽の整備【上下水道課】

老朽化した単独浄化槽から災害に強く早急に復旧できる合併浄化槽への転換を促進する必要があり、浄化槽整備事業に要する経費の一部を補助しています。

今後もこのような取り組みを継続していく必要があります。

5-3

交通インフラの長期にわたる機能停止

○道路の斜面崩落防止対策、盛土のり尻補強【都市整備課】

大規模災害時における道路の安全性を向上させるため、法面などの防災対策が必要です。

特に、救命救急活動や復旧活動を支える緊急輸送の道路対策、土砂災害などの危険性が高く社会的影響が大きい箇所での対策を重点的に実施する取り組みが必要です。

○道路橋梁の耐震補強【都市整備課】

大規模災害時に道路ネットワークが長期にわたり寸断されないよう、地震時に重大な損傷が発生するおそれのある橋梁について、橋長15m以上の橋梁を対象として、落橋・崩壊などの致命的な損傷を防止するための耐震対策工事に取り組む必要があります。

○緊急輸送道路の整備【都市整備課】

大規模災害発生時の道路ネットワークを確保するため、緊急輸送道路に位置づけられた国・県道は、新設電柱の占用を制限した上で、改良整備などを重点的に行っています。

大規模災害発生時の輸送手段の確保、風水害に対する安全性の確保を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○啓開体制の強化【都市整備課】

道路管理者が管理する道路の通行止めや啓開作業実施の有無などの情報を共有するなど、災害時に効率的な啓開作業を行うための環境整備が必要です。

○道路の雪寒対策の推進【都市整備課】

車両滞留や長時間の通行止めを引き起こすおそれのある大雪時などにおいては、除雪などに取り組んでいく必要があります。

○生活道路の整備【都市整備課】

幅員の狭い区間の整備や歩道設置など、住民の安全・安心を確保するための道路整備を行っています。

災害時における地域交通網を確保するため、引き続きこのような取り組みが必要です。

5-4

防災インフラの長期にわたる機能不全

○道路施設の老朽化対策【都市整備課】

町が管理する橋梁については、福岡県橋梁長寿命化修繕計画に基づき、長寿命化を図りながら維持管理を行うとともに、計画的な点検及び補修工事を実施しています。

点検の質の向上、道路施設の安全性の確保及び長寿命化を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○砂防施設などの老朽化対策【都市整備課】

県が管理する砂防堰堤や溪流保全工などの砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設などは、機能を十分に生かすため、地元住民と県との連絡調整を密にする必要があります。

○治山施設の老朽化対策【都市整備課】

県が管理する治山施設については、機能を十分に生かすため、地元住民と県との連絡調整を密に行う必要があります。

目標 6

経済活動を機能不全に陥らせない

6-1

サプライチェーンの寸断などによる経済活動の機能不全

○企業BCPの策定促進【観光まちづくり課】

中小企業などへのBCP策定の必要性や策定方法などの周知を図るため、福岡県中小企業団体中央会が行うBCP策定マニュアルの普及やBCP普及促進セミナーなどの案内及び呼びかけ、福岡県中小企業振興センターや福岡県商工会連合会が行う窓口相談やセミナー開催などの取り組みに協力しています。

緊急事態における損害の最小化と事業の継続・早期復旧のため、今後も策定普及や効果的な運用に向けた取り組みが必要です。

○商工業者への事業継続支援【観光まちづくり課】

被災商工業者の事業の継続、早期再開のためには、個々の状況に応じた支援を行う必要があります。このため、平時から県や商工団体など間の連絡体制を整備し、情報を共有するなど、関係機関の連携体制を整えています。

被災商工業者の早期復興と経営安定のため、引き続き、このような取り組みが必要です。

○事業継続力強化支援計画の策定促進【観光まちづくり課】

近年、激甚災害に指定されるような自然災害が多発し、今後、気候変動による更なる災害リスクの増加が想定されることを踏まえ、自然災害その他の事象が事業活動に与える影響の認識など、小規模事業者に対して最低限の事業継続力強化の取り組みを促すことなどは、喫緊の課題となっています。

このことから、町内事業所の事業継続力を強化するため、町商工会が町と共同で防災意識の向上活動、BCPの作成支援、災害発生時の情報収集などを定めた支援計画の策定を促進する必要があります。

○代替性確保や信頼性を高めるための道路整備【都市整備課】

大規模災害時における多重性、代替性の確保の観点から、幹線道路の整備（現道拡幅、バイパス整備、局部整備）、及び東九州自動車の4車線化などにより、信頼性の高い道路ネットワークの構築が必要です。

○広域的な避難路となる高規格幹線道路などへのアクセス強化【都市整備課】

平常時の円滑な物流のみならず、大規模災害時での対応強化のため、高規格幹線道路などへのアクセス強化に取り組む必要があります。

6-2

食料などの安定供給の停滞

○農業水利施設の老朽化対策【都市整備課】

農業生産力の維持安定を図るため、基幹的農業水利施設の機能診断や劣化状況に応じた補修・更新などの長寿命化を目指し、施設の老朽化対策に取り組んでいます。

農業水利施設の計画的な維持管理や施設更新を行うため、長寿命化を図る対策を行う必要があります。

○農道・林道の整備、保全【都市整備課】

避難路や輸送道路となる主要道路が被災し途絶した場合の代替道路や迂回道路としての活用が期待されている農道・林道の整備を行っているところであり、対象となる農道トンネル1箇所、林道橋の全10箇所点検・診断を実施し、長寿命化に取り組んでいます。

災害時の代替道路などの確保のため、引き続きこのような取り組みが必要です。

目標 7

制御不能な複合災害・二次災害を発生させない

7-1

ため池、防災インフラ、天然ダムなどの損壊・機能不全や堆積した土砂などの流出による多数の死傷者の発生

○ため池の防災・減災対策【都市整備課】

町が防災重点ため池として位置付けたため池147箇所を中心に、ため池施設の点検・耐震診断を順次実施しており、また、ため池ハザードマップの作成、ため池劣化状況調査評価業務などに取り組んでいます。

近年の豪雨などにより多くのため池が被災したことを踏まえ、国が定めた「新たな防災重点ため池の選定基準」により、県と連携して防災重点ため池を再選定し、ため池の更なる防災対策を図る必要があります。

7-2

有害物質の大規模な流出・拡散による被害の拡大

○大気汚染物質、水質汚濁状況などの常時監視など【住民課】

大気環境や水質、土壌の保全などを図り、住民の健康被害のリスクを低減するため、県が行っている大気汚染物質、水質汚濁状況及びダイオキシン類の常時監視や事業者などに対する指導などの結果を受け、県と連携し、町としても取り組みが必要です。

また、災害時にも大気汚染情報の観測・発信を継続できる体制や、環境中の有害物質のモニタリングを実施できる体制を県と連携し、確保する必要があります。

○毒物劇物の流出などの防止【住民課】

災害に起因する毒物劇物の流出などを防ぐため、事故発生時における県並びに取扱事業者との連絡・協力体制の確保などを行う必要があります。

7-3

農地・森林などの被害による地域の荒廃

○地域における農地・農業水利施設などの保全【農林業振興課】

食料の安定供給のみならず、国土保全や自然環境の保全など農業の有する多面的機能を支える農地、農地周辺の水路、農道などの地域資源は、過疎化、高齢化、混住化などの進行に伴う集落機能の低下により、その適切な保全管理が困難となってきたことから、農業者、地域住民などで構成される活動組織により実施される水路、農道などの保全活動を支援しています。

農地などの地域資源の保全管理のため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○荒廃農地対策【農林業振興課】

農業委員会と連携し、現地調査による荒廃農地の荒廃状況、解消状況などの把握を行い、荒廃農地の再生利用などに取り組んでいます。

土砂災害防止にもつながる荒廃農地の解消による農地の有効利用を促進するため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○森林の整備・保全【農林業振興課】

森林の荒廃を未然に防止し、森林の有する水源かん養や土砂災害防止などの公益的機能を持続的に発揮させるため、強度間伐による針広混交林化や流木化する可能性の高い立木の伐採・搬出などを行っています。

また、森林の有する多面的機能の維持・向上を図るため、森林所有者、森林組合などが行う間伐などの森林整備を支援しています。

森林荒廃の未然防止、森林の有する多面的機能の維持・向上のため、引き続きこのような取り組みが必要です。

目標 8

社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する

8-1

災害廃棄物の処理停滞による復旧・復興の大幅な遅れ

○災害廃棄物処理体制の整備【住民課】

災害が発生した場合は迅速な復旧・復興のため、災害廃棄物の広域処理要請を行います。2017年(平成29年)3月に策定した「みやこ町災害廃棄物処理計画」をもとに、実効性の向上に向け、職員などの人材育成を図る必要があります。

8-2

復旧を支える人材などの不足、より良い復興に向けたビジョンの欠如などにより復興できなくなる事態

○防災担当職員などの育成【総務課】

町の防災担当職員を育成するため、引き続き講習会の開催、講師の派遣などの取り組みを行う必要があります。

○建設人材の確保・育成【財政課、建築課、都市整備課、上下水道課】

災害時の建設人材不足の状況を踏まえ、復旧・復興を担う建設人材の確保・育成のため、公共工事に係る設計労務単価の適正な設定などによる就労環境の整備に取り組んでいます。

建設人材の更なる確保・育成のため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○災害ボランティア活動の強化【総務課】

災害ボランティアの円滑かつ効果的な運営体制の構築を図るため、社会福祉協議会の職員などを対象として災害ボランティアセンターの運営を担う人材の育成などを行う必要があります。

8-3

貴重な文化財や環境的資産の喪失、コミュニティの崩壊などによる有形・無形の文化の衰退・喪失

○地域コミュニティの活性化【観光まちづくり課】

地域コミュニティ活性化推進のため、県などが開催する市町村職員を対象とした研修会や自治会役員などを対象とした活動事例報告会への参加を通じて、効果的な地域コミュニティ活性化について検討を行っています。

地域コミュニティの更なる活性化を図るため、引き続きこのような取り組みが必要です。

○被災者など支援制度の周知【保険福祉課】

大規模な災害が発生した場合には、人命及び財産に多大な被害をもたらす可能性があり、こうした場合には被災者の生活再建が急務となるため、被災者支援関連制度として、「みやこ町災害弔慰金」についてホームページで公表を行っています。

今後もこのような取り組みが必要です。

○貴重な文化財の喪失対策【教育委員会生涯学習課】

文化財指定の建築物については耐震構造のものではなく、また工事なども非常に困難です。木造や茅葺など火災に対してもリスクが高く、消火設備の設置や維持管理を確実に行っていく必要があります。

記念物や文化財についても防災対応など脆弱なものが多く同様に対策を行っていく必要があります。

○建設型応急仮設住宅の供給体制の整備【建築課】

被災者に対して応急仮設住宅を迅速に提供できる体制の構築が必要です。

○公的賃貸住宅や借上型応急仮設住宅の提供体制の整備【建築課】

災害発生時における、迅速な住宅支援を行うための取り組みが必要です。





第3次
みやこ町総合計画
2021~2025

令和3年6月



第3次
みやこ町総合計画
2021～2025



〒824-0892 福岡県京都郡みやこ町勝山上田960番地

TEL:0930-32-2511 FAX:0930-32-4563

<https://www.town.miyako.lg.jp>